

# 杉並区職員措置請求監査結果

(政務調査費に関する住民監査請求)

(平成22年6月)

杉並区監査委員

## 目 次

第1	請求の受付	
1	請求人	1
2	請求書の提出	1
3	請求の内容	
(1)	主張事実の要旨	1
(2)	措置請求の要旨	3
(3)	個別外部監査契約に基づく監査の請求及びその理由	3
第2	請求の受理	
1	監査委員の除斥	4
2	要件審査、受理	
(1)	請求人の資格	4
(2)	監査請求期間	4
(3)	受理	4
3	個別外部監査の請求	4
第3	監査の実施	
1	請求人の証拠の提出及び陳述	6
2	監査項目	6
3	対象部局	6
4	関係人	6
5	参考人意見聴取	6
第4	対象部局の抗弁要旨	
1	政策経営部区長室	8
2	区議会事務局	9
第5	関係人の説明	
[平成 22 年 5 月 20 日付け、議長からの回答の要旨]		1 4
[平成 22 年 6 月 9 日付け、議長からの回答の要旨]		1 5
[平成 22 年 6 月 21 日付け、議長からの回答の要旨]		2 7
[平成 22 年 6 月 24 日付け、議長からの回答の要旨]		3 5
第6	監査の結果と判断	
1	監査結果	5 7
2	請求人の包括的な主張についての判断	5 7
(1)	政務調査費に関する基本的な考え方	5 7
(2)	政務調査費の用途と会派及び議員の自律性	5 8
(3)	領収書の扱い	5 9
(4)	スイカ・パスモ	6 2
(5)	按分	6 4
(6)	交通費	6 5
(7)	当該年度以外の支出	6 6
(8)	区政報告	6 7

( 9 ) 事務所費 .....	6 9
3 会派又は議員に対する請求人の個別の主張についての判断 .....	7 0
( 1 ) 視察・研修 .....	7 0
( 2 ) 交通費、調査研究活動に自家用車を使用する場合の経費 .....	7 1
( 3 ) 調査の委託 .....	7 2
( 4 ) 会議を開催する場合の茶菓代 .....	7 2
( 5 ) 書籍・雑誌の購入、新聞の購読 .....	7 2
( 6 ) 区政報告の発送 .....	7 3
( 7 ) 議員と議員自身が経営する会社との間の賃貸借契約 .....	7 3
( 8 ) ケーブルテレビの利用 .....	7 4
( 9 ) 備品台帳の取扱い .....	7 4
( 10 ) 政務調査活動に使用する電話・FAX の台数 .....	7 4
( 11 ) 年度末の支出 .....	7 4
( 12 ) 補助職員 .....	7 4
( 13 ) 領収書等証拠書類の記載内容のマスキング .....	7 5
4 要返還額 .....	7 6
表 - 1 誤記控除等による自主返還額一覧 .....	7 8
表 - 2 却下した箇所 .....	7 9
措置請求書 .....	8 1

## 資料

1 条例、規則、規程、事務処理の手引き	
1 - 1 政務調査費条例 .....	1 2 0
1 - 2 政務調査費条例施行規則 .....	1 2 3
1 - 3 政務調査費の取扱いに関する規程 .....	1 2 5
1 - 4 事務処理の手引き .....	1 2 8
2 抗弁書	
2 - 1 政策経営部区長室 .....	1 5 1
2 - 2 区議会事務局 .....	1 5 7
3 政務調査費に係る調査について（回答）	
3 - 1 平成 22 年 5 月 20 日付け .....	1 8 2
3 - 2 平成 22 年 6 月 9 日付け .....	2 7 1
3 - 3 平成 22 年 6 月 21 日付け .....	2 8 3
3 - 4 平成 22 年 6 月 24 日付け .....	2 9 2

## 【注】

- ・ 措置請求書は、請求人の提出した措置請求書原文のうち、議員・会派名称等については仮名としたものである。また、「表 2 却下した箇所」を削除したものである。
- ・ 資料 1 の政務調査費条例、政務調査費条例施行規則及び政務調査費の取扱いに関する規程は、それぞれ平成 20 年 4 月 1 日現在のものである。
- ・ 資料 2 の抗弁書及び資料 3 の政務調査費に係る調査について（回答）における議員、会派名称等については、原本に記載されたものを仮名にしたものである。

ホームページ掲載にあたり、請求人名は仮名とし、住所は省略して掲載しています。また、資料1「条例、規則、規程、事務処理の手引き」、資料2「抗弁書」及び資料3「政務調査費に係る調査について（回答）」（120～313 ページ）の掲載は省略しました。

なお、省略した資料については、区政資料室及び杉並区立各図書館でご覧いただけます。

## 第1 請求の受付

### 1 請求人

団体SO

### 2 請求書の提出

平成22年4月28日

### 3 請求の内容

請求人が提出した「杉並区議会の会派および議員に対する政務調査費に関する措置請求書」(以下、「措置請求書」という。)は別添のとおりであるが、請求人の主張事実及び措置請求並びに個別外部監査請求についての要旨は、次の(1)から(3)のとおりである。

なお、「措置請求書」等の記載も含めて、本監査結果では、議員並びに会派の名称等については、特に必要とする場合を除き、原則として仮名による表記に修正した。仮名の付番は、議員個人についてはアルファベットの小文字のaから順に表示し、zより後は大文字のAから順に表示し、会派については、アルファベットの大文字のOから順に表示した。それ以外の名称については、必要に応じて記号等で表示した。

#### (1) 主張事実の要旨

政務調査費の費用支出は、本質的に会派又は議員への委託に基づき、その必要な経費の一部を杉並区が負担する趣旨である。よって、会派又は議員はその内容の真実性は勿論、必要性、効果(効用)を杉並区民に説明する責任がある。

説明が十分になされず、内容があいまいで、用途を特定できずに私的流用や議員公職への流用等を疑われる支出は不当であり、目的外支出とされるべきである。

政務調査費の用途については、議員ら受給者側の自律規定のみに委ねられることは許されず、社会通念上、許されないと判断される支出に関しては返還を求める司法判断が積み重ねられてきている。

20年度の議員・会派に関する政務調査費の支出状況を個別に精査した処、19年度に比べ、その用途の透明性が格段に高まった議員・会派から、用途の実態がより一層不透明になった議員・会派まで、その対応には大きな差異がみられた。

なかには19年度の監査意見によって問題点を指摘されているにも拘わらず、改善が見られない事例など、悪質性の甚だしい事例も多数見受けられた。とりわけ2年目を迎えた領収書の開示に関し、受取人を特定できない氏名の記載のない領収書が引き続き多数に上ったことは、当該議員・会派の情報開示に対する姿勢を疑わせる。また、19年度監査において不当性を認定され、返還勧告が出された値引きに相当する家電量販店のポイント還元につき、領収書から切除して意図的に実態を隠ぺいした事例が出てきたことは、もはや監査請求のみにとどまらず、さらなる法的措置を検討せざるを得ない事態と憂慮する。

新たに用途基準に加えられたSuicaは駅売店から駅周辺商店街での買い物等にまで用途が拡がり、その実態は電子マネーと化し交通費の用途とは認められない。かかる用途不明な支出は不当であり、目的外支出とされるべきである。

光熱費、通信費等、領収書を受領していることがあきらかにも拘わらず、預金通帳の写しや支払証明書等で代用としているものは、特段の事情が無い限り、領収書の他用途への使い回しを疑わせる。不当であり、無効とするべきである。

文具等、他の用途との併用があきらかな支出に関しては、19年度にも按分が妥当との判断により、暫定的に1/2の按分で残りを返還するよう勧告が為された。それにも拘わらず20年度に何ら改善を見ず、按分せずに全額を計上する例が多数みられた。早急な対処を求める。

区役所への往復交通費を政務調査費に計上することは、交通費に係わる費用弁償を廃止した議会合意の趣旨に反する。敢えて費用弁償を廃止した趣旨は、議員歳費によって賄うことを想定したと判断される。かかる費用を政務調査費で賄うことは不当であり、目的外支出と判断されるべきである。

政務調査費の用途に係わる領収書は家族の領収書をもって代用されるべきではなく、家計や議員の稼業との一体運用など公私混同を疑わせる領収書は不当であり無効と判断されるべきである。政務調査費に係わる支出は他の支出と厳格に区別する必要がある、管理する銀行口座も別途設けることが望ましい。将来的には政務調査費は実費精算とし、現行制度の金額を上限として調査に要した経費分だけ支給する制度への移行を求める。

新聞、雑誌等の年間購読料支払いに関し、年度後半から年度末にかけて翌年度分又はその一部を含み当該年度に前払いする支払いが多数見受けられる。年度内の支払いに限定すべきであり、年間購読は期初あるいは半年単位の契約・支払いとして年度を超えぬよう配慮を要する。

区政報告として開示された議員・会派の報告書の内容を個別に精査した処、その内容の大半が区議会で質疑・採決された内容と区の広報の範囲内にとどまることがあきらかになった。政務調査費は議員・会派が個々に区政に係わる問題点を調査する目的に支出することが本義であり、何ら調査の痕跡すら見られない用途に係わる支出は不当であり、目的外支出とするべきである。

人数は大幅に減少したが、未だに自宅住居を事務所として賃料の一部を政務

調査費から支出する議員がいることは、政務調査費を生活費の一部と誤認するかの如き行為であり、判例に示される見解や他自治体の趨勢にも逆行する。早期の改善を求める。

## (2) 措置請求の要旨

本件により杉並区の被った損害額に関し、平成20年度政務調査費の交付を受けた会派及び議員に対して、速やかに返還を求めるよう杉並区長に勧告することを求める。

## (3) 個別外部監査契約に基づく監査の請求及びその理由

杉並区の監査委員は、必要な監査を怠るのみならず、住民監査請求を求めた住民の個人情報等を蔑にしてその氏名を開示し、逆に公人たる議員の氏名は匿名にして過剰に保護してきた。住民の氏名を開示する根拠として引用した判例は個人情報保護法制定以前の時宜を逸した判例であり、恣意的に不適切な判例を引用したのでなければ、適切な判例を引用する見識を欠いていると指摘せざるを得ない。かかる事実は住民の人権に対する侵害、コンプライアンスの欠如の証拠であり、日弁連に対して、人権侵害の救済を申し立てている処である。杉並区の監査委員は立場の中立性を欠き、監査委員としての責務を適切に遂行し得ていないことはあきらかである。

よって、本監査請求は、法第二百五十二条の四十三第一項の規定により、当該監査請求に係わる監査について、監査委員の監査に代えて、個別外部監査契約に基づく杉並区とは利害関係を共有しない外部の専門家による監査に委ねることを求める。

## 第2 請求の受理

### 1 監査委員の除斥

関昌央委員及び河津利恵子委員は、本件請求について、法第199条の2の規定に基づき、平成22年5月10日の監査委員会議で除斥とした。

### 2 要件審査、受理

#### (1) 請求人の資格

措置請求書に請求者として記載されている「 団体SO 」については会則等により、目的、活動内容及び運営形態等が定められた団体としての組織を備えており、杉並区内に活動の本拠を有している。また、請求者は14名であるが、代表者は同請求者欄に「共同代表」と記載された4名であることを確認している。

#### (2) 監査請求期間

本件措置請求の監査請求期間については、法第242条所定の要件を充足している。

#### (3) 受理

以上から、本件措置請求は法第242条所定の要件を具備しているものと認め、平成22年5月10日、受理することを決定した。

### 3 個別外部監査の請求

請求人は、「杉並区の監査委員は、必要な監査を怠るのみならず、住民監査請求を求めた住民の個人情報に蔑にしてその氏名を開示し、逆に公人たる議員の氏名は匿名にして過剰に保護してきた。住民の氏名を開示する根拠として引用した判例は個人情報保護法制定以前の時宜を逸した判例であり、恣意的に不適切な判例を引用したのでなければ、適切な判例を引用する見識を欠いていると指摘せざるを得ない。かかる事実は住民の人権に対する侵害、コンプライアンスの欠如の証拠であり、杉並区の監査委員は立場の中立性を欠き、監査委員としての責務を適切に遂行し得ていないことはあきらかである」などとして、個別外部監査契約に基づく監査によることを求めている。

しかし、住民監査請求制度において、請求人は、公益の代表者として、地方公共団体の長等の違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得等について監査を求めることを認められているのであり、請求人の要件も住民に限られ、また、監査結果の公表も求められている。したがって、公益の代表者として権利を行使していることを明らかにする為に必要な限りにおいて請求人の住所、氏名を明らかにすることについては問題がなく、請求人の主張には理由がない。

また、議員や会派の氏名、名称については、議員や会派が、住民監査請求にお

ける直接の当事者でないことから、原則仮名とし、返還を求めるべき相手方になった場合など、特に氏名、名称を明示することが必要な場合にはこれを明示することとしたものであって、請求人の主張には理由がない。

したがって、請求人の「杉並区の監査委員は立場の中立性を欠き、監査委員としての責務を適切に遂行し得ていない」との主張は、認められない。

監査委員は、法第 198 条の 3 に定められたとおり、その職務の遂行に当たっては、常に公正不偏の態度を保持して、監査を行うことを義務付けられ、これを遵守しているのであり、請求人の個別外部監査契約に基づく監査の求めについては、相当と認められず、棄却する。

### 第3 監査の実施

#### 1 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第6項の規定に基づき、平成22年5月14日に証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

当日、請求人のうちから5人が請求の要旨を補足する陳述を行った。

また、新たな証拠として、「サンデー毎日」（平成21年6月14日号）の記事の写しの提出を受けた。

#### 2 監査項目

本件措置請求にかかる監査に必要な事項として、措置請求事実に関する次の2項目を監査項目とし、それらを踏まえて監査結果を導くこととした。

- ① 法令違反の有無について
- ② 事務手続上の適否について

#### 3 対象部局

政策経営部区長室及び区議会事務局を監査の対象とし、抗弁書の提出を求めるとともに、平成22年5月24日に説明聴取を行い、また、適宜関係書類を調査した。

#### 4 関係人

区議会議長を、本件措置請求にかかる監査に必要な関係人と位置づけ、文書により調査を依頼した。

なお、区議会議長は、本件監査期間中の5月31日、富本卓議員から小泉やすお議員に交代している。

#### 5 参考人意見聴取

本件請求に関し、法第199条第8項の規定に基づき、学識経験者等の意見を聴取した。

意見を聴取した参考人は、弁護士 伊東健次氏である。

#### ◎ 本監査における表記について

項目	本監査における表記
地方自治法（昭和22年法第67号）	法
杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例（平成13年杉並区条例第26号）	政務調査費条例
杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例施行規則（平成13年規則第	政務調査費条例施行規則

35号)	
杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の取扱いに関する規程（平成19年3月30日議長訓令甲第一号）	政務調査費の取扱いに関する規程
同規程第2条第3項別表に定める政務調査費使途基準細目	使途基準細目
政務調査費に関する事務処理について（平成20年度版）	「事務処理の手引き」
平成21年6月の「杉並区職員措置請求監査結果」	「21年監査結果」

## 第4 対象部局の抗弁要旨

### 1 政策経営部区長室

対象部局の一つである区長室から、平成22年5月20日に抗弁書（別添資料2-1）が提出され、また、平成22年5月24日に説明を聴取した。提出された抗弁書及び聴取した説明内容の要旨は、次のとおりである。

[区長室の抗弁の要旨]

(1) 政務調査費の制度の創設を規定した地方自治法の一部を改正する法律は、平成12年5月31日に公布され、平成13年4月1日に施行された。同法第100条第13項（現法第14項）は「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。」というもので、同項に基づき、政務調査費条例が制定された。

(2) 政務調査費は、会派又は議員の調査研究に資するための経費に充てられるべきものであって、それ以外の目的では使用できないというのが制度の趣旨である。そのため、政務調査費条例施行規則に基づき、政務調査費を使用する際の指標（使途基準）となるものを示して、会派又は議員に義務づけている。

平成19年3月に「政務調査費の取扱いに関する規程」を議長訓令として制定するとともに、平成20年3月に「使途基準細目」を定めるなど、区議会の自律性により適正化と透明性の向上を図っている。また、平成21年6月、区議会内に「杉並区議会政務調査費調査検討委員会」が設置され、継続的に時代の要請に応えられる基準づくりに向けて検討が進められている。

政務調査費の適正な使用については、一義的には、会派又は議員の自律的な良識ある判断に基づき、使途基準に従った支出がなされるべきものと解している。その上で、執行機関である区長は、議会ないしこれを構成する議員又は会派との抑制と均衡を図りつつ、明らかな使途基準違反があるか等をチェックすることで、政務調査費の交付者としての責任を果たしているものと考えている。

(3) 平成21年12月17日付最高裁判決は、要旨、次のように判示している。

政務調査費条例等は添付書類の様式について、概括的な記載がされることを予定しており、個々の支出に係る政務調査活動の目的や内容等が具体的に記載されるべきものとはしていない。これは、執行機関と議会ないしこれを構成する議員等との抑制と均衡の理念に鑑み、政務調査費の適正な使用についての各会派の自律を促すとともに、政務調査活動に対する執行機関や他の会派からの干渉を防止しようとするところにある。政務調査費条例は、政務調査費の支出に使途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかになるような場合を除き、監査委員を含め区の執行機関が、政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその使途制限適合性を審査することを予定してい

ない。

- (4) 政務調査費制度は会派及び議員に政務調査費を交付することにより、その調査研究活動の基盤強化、充実を図り、議会の活性化、審議能力の向上に資する一助とするものであると認識している。制度運用における適正性の確保は、議会においては、各会派による自律的なチェックと議長による調査によって、また、執行機関においては、区長による政務調査費収支報告書の写しをもとにした明らかな使途基準適合性の審査によって担保されているものと考えている。

## 2 区議会事務局

対象部局の一つである区議会事務局から、平成22年5月20日に抗弁書（別添資料2-2）が提出され、また、平成22年5月24日に説明を聴取した。提出された抗弁書及び聴取した説明内容の要旨は、次のとおりである。

[区議会事務局の抗弁の要旨]

### (1) 全般事項について

- ① 政務調査費は、議会の審議能力の強化が不可欠であることから、その調査活動基盤の充実を図る観点から報酬・期末手当とは別に、議員の調査活動に資するために交付されるものである。当区では、平成13年3月に政務調査費条例を制定し、その額、交付方法について定めた。このことにより、政務調査費条例に規定する要件を満たすものに対し、政策的判断を要することなく政務調査費を一律に交付することとなった。
- ② 法100条14項では、政務調査費の使途について、「議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として」という以上に、具体的な内容を明確にしていない。これは、各地の実情に応じた運用を図るべく、各地方自治体の議会が定める条例にその具体化を委ねることとしたものと解される。  
また、「使途基準」はあくまでも使途についての指針として示したものである。法第100条14項にいう「議会の議員の調査研究に資するため必要な経費」とは、調査研究に直接用いられる費用はもちろん、会派・議員の各調査研究活動基盤の充実に有益となる費用等、間接的に用いられる費用を広く含むと解するのが妥当であることから、使途基準項目は適正なものである。
- ③ 会派・議員の調査研究の対象は広範囲に及び調査方法も多様であるため、明らかに議会活動に反映・寄与しない、あるいは反映・寄与の程度が相当に低いと認められる行為を除き、その行為に伴う政務調査費の支出が政務調査費条例施行規則に定める使途基準に照らして、明らかに必要性ないし合理性を欠いている等、議員・会派の裁量的判断を著しく逸脱していると認められない限り、目的外の支出であるとはいえず、そのような支出に関わる政治的当否は、最終的には選挙民の判断に委ねられていると認識している。
- ④ 使途の透明性及び客観性等については、杉並区議会では政務調査費条例制定時から出納簿（写）を収支報告書に加えて議長に提出し、区民が閲覧でき

るよう定めており、平成19年5月1日より政務調査費の収支報告書と出納簿提出の際、領収書その他の証拠書類を添付するよう政務調査費条例改正を行い、区民に対する透明性の確保が図られてきたと認識している。さらに、学識経験者等、第三者の意見も反映した使途基準細目を平成20年4月1日から適用し、平成21年6月に設置した調査検討委員会では、平成22年4月から適用する使途基準細目の見直しや、外部の有識者のみで構成する第三者機関を平成22年度に設置することを結論付け、客観性だけでなく中立性・公平性も担保できるよう努めている。

⑤ 領収書等証拠書類の要件及び取り扱いについて

交付を受ける者の氏名又は名称については、消費税法施行令第49条において、小売業、飲食店業、タクシー業など、不特定多数の者を相手に商売している場合は、交付を受ける者の氏名又は名称の記載がなくてもよいと規定しているため、あて名が未記載なものや、あて名欄自体がないものを発行者が正式な領収書としているケースが多い。受取人が特定できず支出の内容さえも不明であるにも関わらず、会派・議員から特段補足するような説明もないという要素が重なった結果、調査研究活動に資する経費であることが確認できないものは政務調査費で支出できないといえる。

あて名の記載がない領収書等が法的に認められていることから、現実的には会計時に行列ができていたときは、あらためての領収書発行やあて名・内容の記載を依頼しにくい等、状況的にやむを得ない場合もあるため、必ずしも不当なものとは言い切れないと考える。ゆえに、可能な限りあて名の記載を求めるということを前提としつつ、あて名記載がない状況でも記載内容や資料等の補足説明により、政務調査活動としての必要性や合理性が認められる場合には、証拠書類として有効なものとして取り扱うことが妥当であると判断する。

内容が記載されていない領収書等についても、直ちに不当な支出と判断せず、会派・議員による内容説明や支払先発行の資料添付等があり、支出の必要性や合理性が認められれば、適正な支出として取り扱っている。平成22年4月からは、領収書等の金額が5万円以上の場合には、あて名を明記した領収書の発行、または、あて名欄へのあて名の記載を必須要件とすることを申し合わせた。

また、使途基準では、事務所にかかわる経費や携帯電話利用料の按分支出を認めているため、自宅や自身が経営する会社事務所の一部を議員事務所として使用している場合や、携帯電話を家族契約している場合等に、その領収書等が議員本人名義になっていないケースが一部に見受けられる。平成21年度の調査検討委員会で検討した結果、あくまで前述のケースに限り、家族等の名義の場合は、領収書に加え、議員名義になっていない理由や使用実態等について家族等が申し立てる書面を、自身が経営する会社名義の場合は、会

社名義の領収書の写しと会社が議員あてに発行した領収書に加え、会社と議員間での議員事務所使用に関する取り決めが確認できる書類の写しをそれぞれ補完資料として提出するという方法をとることを同調査検討委員会において申し合わせた。

領収書が発行される場合にも関わらず口座通帳や支払証明書・支払内訳書で代用することについては、平成21年度の調査検討委員会で検討した結果、別途領収書が発行される場合は、領収書を提出するという原則としたうえで、紛失等、やむを得ない事情がある場合の代替方法とし、議員本人が支払ったことを立証できるよう、振替口座の通帳の原本を会派・議員が各自で5年間保存する旨、同調査検討委員会において申し合わせた。

なお、平成20年度分は通帳コピー等で代用可という認識のもとに収支報告されており、他の用途で使用することを目的として意図的に領収書を提出していないわけではない。通帳コピーで代用している支出内容が明らかであり、代用している合理的な理由があれば、あくまでも領収書原本の提出を原則としたうえで、当面は適正な証拠書類として取り扱う。

家電量販店に代表されるようなポイント制度を導入している小売店で購入したときの領収書で、内訳や発生ポイント記載部分を切り取ったものが一部に見受けられることについて、平成20年度政務調査費の証拠書類は、家電量販店のポイント還元に対する監査の判断が明示される以前に提出されたものであり、領収書等の内訳・ポイント情報部分を隠蔽したものではない。なお、発生ポイント相当額を控除して支出することは、平成22年4月から適用する使途基準細目で規定している。

## (2) 請求人が指摘する特定の項目について

### ① suica及びpasmoのチャージ料金の支出について

会派・議員の日々の活動には、移動するための交通費がつきものであり、ある程度効率的な決済手法も必要と判断し加えたものである。検討を行った平成19年度当時はかなり狭い範囲であったが交通費以外に使用できる可能性もあることを考慮し、使途基準細目で経費の按分上限を4分の3とし、さらに月の支出上限額を2万円とするという一定の支出制限を設けた。チャージできる枚数や場所等については、制限を設けることの必要性を感じていない。なお、この基準は検討された当時と現在ではsuica及びpasmoを取り巻く環境が変化してきている事実は否定できないため、平成22年度に設置する外部有識者で構成する機関の専門的な見地からの中立的な意見を反映する形で再度検討したいと考える。

### ② 他の用途との併用が明らかな支出

他の用途との併用が明らかである場合には、原則一定の按分が必要である。

ただし、一般的な文具やその他消耗品類等、他の用途との併用が明らかであると直ちに判断できない支出がある。これらは、購入内容や必要性に合理性が

あると類推できるものは、按分の有無やその割合が異なると考える。金額的に高価なものについては、平成20年4月から50,000円以上の物品を備品と定義し、備品購入費については、実態に則して按分する旨規定している。

事務用品に限らず政務調査費の支出全般に渡って、按分の必要性や合理的な経費の区分が困難な支出の按分割合については、より客観性を担保することが必要と判断し、平成22年度に設置する第三者機関で専門的な見地から中立的な立場で意見をいただき、政務調査費の取扱いに関する規程に反映していく所存である。

### ③ 区役所への往復交通費

平成18年度から費用弁償が廃止になり、本会議や委員会に出席するための登庁交通費は支給されなくなった。よって、本会議や委員会と重複するか否かにかかわらず、政務調査活動を行うために区役所へ登庁した場合の往復交通費を支出することは二重支給になるものではない。また、目的地が区役所庁舎であっても、用務が区政に関する調査研究に資する事項であれば、支出できないとする理由がない。

### ④ 翌年度分又はその一部を含む新聞・雑誌等の年間購読料

区議会では現金主義により政務調査費の支出を行っており、政務調査費条例・政務調査費条例施行規則等で支出の原因となる事実がその年度中に発生していなければならないことを規定していない。政務調査費を支出した時点が当該政務調査費の交付年度に属するのであれば、支出の原因となる事実が翌年度以降のものであっても支出は可能と解する。

また、支出の原因となる事実が当該年度分ではない場合には、その支出の範囲を1年分に留めるという考え方を採用している。なお、現金主義で一律処理をしているため、新聞・雑誌等の年間購読料だけでなく、事務所や駐車場の賃料の一部、視察経費の旅行会社への支払い、区政報告発行経費についても翌年度分の支出を、事務所の光熱水費、電話料金、クレジットカードによる支払い等については前年度利用分の支出を認めている。

### ⑤ 区政報告の内容（広報紙・ホームページ）

#### ア．広報紙

区政報告の発行やホームページの維持管理に要する経費は、会派・議員の調査研究活動、議会活動及び区の施策を区民に報告・PRするために必要なものとする。区議会での質疑や区政全般に関することを区民に知らせることにより、区民の意思を収集、把握することは会派・議員から新たな陳情又は意見等のフィードバックが予想され、そこから新たな視点の政務調査活動の開始が見込まれるものであれば、区政の問題点を認識するための調査研究活動に資するといえる。

また、政党活動や後援会活動など、政務調査費の趣旨に適合するものではない内容部分は、原則紙面の面積等に占める割合等で按分して支出する必要がある。

ると考える。しかし、紙面の一部にエッセンスとして加える調査研究活動以外のお知らせや連絡先、文章の書き出しに使用することが一般的な儀礼的文言、写真などについては、合理的な範囲内であれば、詳細に区分せず政務調査費で支出できるものとする。なお、年賀ハガキを使用する区政報告は、年賀のあいさつと区民から誤解を招く恐れがあるため、好ましい方法とは言い切れないものの、区政報告には、普通のハガキを使わなければならないとする明確な根拠もないため、区政に関する調査研究に資するか否かの判断は、その内容によるべきものである。

#### イ. ホームページ

ホームページの新規作成及び維持管理に要する経費は政務調査費支出の趣旨に反するものではないと認識している。経費の按分については、掲載内容に政治活動の側面や私的な部分が独立したメニューとして色濃く表れている場合には、紙媒体と同様に必要となる可能性を含んでいると考える。

- ⑥ 自宅が賃貸物件でその一部を議員事務所として使用している場合の賃料等事務所費で認める支出の大部分は、経費を合理的に区分することが困難なため、自宅兼用事務所の場合、賃借料については支出割合と毎月の支出額に、光熱水費については支出割合に上限を設け、活動の実態に則した額の算出基準として、面積等を考慮した按分率を適用した上で、さらに2分の1を乗じた額と定めている。

今後、社会情勢の変化等を勘案し、事務所費全般について、平成22年度に設置する外部有識者のみで構成する第三者機関から意見を聴取する所存である。

## 第5 関係人の説明

議長は、政務調査費条例第11条により、「政務調査費の適正な運用を期するため、報告書、出納簿の写しが提出されたときは、必要に応じて調査を行うことができる。」と規定されている。しかし、平成12年11月10日の全国都道府県議会議長会での総務省の見解説明では、「自治法上議長の有する権限は、議場の秩序保持権、議事整理権、議会事務統理権及び議会代表権に限られていることから、議長の調査権の規定により法的に権限が付与されたことにはならない」とした上で、しかし、「会派代表者又は議員から提出された収支報告書等が政務調査費条例により定められた様式や内容を備えているかをチェックすることが求められるとともに、政務調査費の適正な執行が確保されるように努める必要がある。」とされている。

また、最高裁は、昭和62年4月10日の判決で、「議会の議長の統理する事務には予算の執行に関する事務及び現金の出納保管等の会計事務は含まれておらず、議会の議長はかかる事務を行う権限を有しない」としている。

したがって、議長は、政務調査費に関する財務会計処理の中で特定の実質的権限を有しているとはいえず、議会事務統理権や議会代表権を背景にして、形式的な要件チェックや区長への経由事務を行っているにすぎない、ということができる。

これらのことから、議長を監査の対象部局とすることは適切でなく、政務調査費に関する総合的な管理をする立場にある関係人として位置づけ、調査協力の依頼を行った。

杉並区議会議長名による回答は、平成22年5月20日付け「政務調査費に係る調査について（回答）」（別添資料3-1）、平成22年6月9日付け「政務調査費に係る調査について（回答）」（別添資料3-2）、平成22年6月21日付け「政務調査費に係る調査について（回答）」（別添資料3-3）、平成22年6月24日付け「政務調査費に係る調査について（回答）」（別添資料3-4）により文書で行われた。回答書の要旨は次のとおりである。

なお、請求人の個別の指摘に関しても回答があったが、区議会事務局の抗弁とほぼ同様であるため、省略した。

[平成22年5月20日付け、議長からの回答の要旨]

### 1 政務調査費条例に基づく議長の調査の実施について

調査依頼に基づき、政務調査費条例第11条に規定している政務調査費の議長による調査を実施した。

平成20年度分における請求人の指摘する目的外支出である等と記載してある内容及び各議員又は会派別に個別に違法、不当又は目的外支出である等としている政務調査費の支出が、使途基準その他の法規等に照らして、違法・不当であるか否かについて確認を行った。

## 2 調査結果について

調査研究活動として合理性ないし必要性を欠くことが明らかであると認められるものはなく、おおむね平成 20 年度の使途基準に基づく適正な支出が行われていた。

しかし、領収書の記載内容だけでは政務調査との関連がわかりづらいものが複数見受けられたため、当該議員に確認し、調査研究活動との関連を補う説明処理等を進める。

また、購入店から還元を受けたポイント分等、「21 年監査結果」で支出することが適切でないとは判断されたものについては、訂正が行われていないものがあり、これらについては、さらに確認・調査を進める。

なお、J 会派、d 議員、i 議員、j 議員、m 議員、u 議員、z 議員、C 議員、G 議員、I 議員、N 議員については、本人からの申し出により、出納簿及び収支報告書の訂正処理を進める。

これらの訂正処理等を進めるうえで、新たに政務調査費の残余额が発生する場合には、返還手続きを速やかに行うこととする。

[平成 22 年 6 月 9 日付け、議長からの回答の要旨]

### 1 調査結果について

今回の届出は、請求人からの指摘事項であるか否かを問わず、当該議員の意向により計上した支出を取り消したものを始め、錯誤による計上や証拠書類から出納簿への転記ミスが見受けられたが、控除・更正されているものであり、合理性ないし必要性を欠くことが明らかであると認められるものはなく、平成 20 年度の使途基準に基づく適正な支出が行われていた。

なお、2 に記載のとおり、J 会派、d 議員、i 議員、j 議員、m 議員、u 議員、z 議員、C 議員、G 議員、I 議員、N 議員については、出納簿及び収支報告書の訂正に伴い、政務調査費の残余额が発生し、返還の確認が取れた。

### 2 平成 20 年度分の出納簿及び収支報告書の訂正状況について

次のとおり、平成 22 年 5 月 24 日付で議員・会派から、出納簿訂正及び当該支出額を訂正する収支報告書訂正の届出があった。

#### (1) J 会派

##### 【誤記控除】

4 月 21 日 用紙・インク アスクル	事務費	4,028
4 月 23 日 のり 柏屋文具店	事務費	723
5 月 12 日	事務費	2,990

コピー用紙 アスクル		
5月13日 伝票 大一喜久屋	事務費	923
5月21日 プリンタートナー 和泉ビジネスマシン	事務費	4,200
5月24日 セロテープ、ペン、ノート 大一喜久屋	事務費	378
6月30日 携帯電話 (50%) 5月分 ウィルコム	調査研究費	3,973
7月1日 封筒、コピー用紙 アスクル	事務費	9,617
7月15日 上質紙 大一喜久屋	事務費	735
7月22日 封筒、コピー用紙 アスクル	事務費	5,436
8月11日 インク代 理想科学工業	事務費	6,090
8月19日 ノート代 ワタナベ文具店	事務費	871
8月19日 電池 コイデカメラ	事務費	300
9月30日 インク アスクル	事務費	8,900
10月27日 ノート代 大一喜久屋	事務費	336
12月22日 FAX インク、封筒 アスクル	事務費	2,874
1月16日 インク アスクル	事務費	5,240
2月6日 ノート代、便箋 大一喜久屋	事務費	420
2月24日 プリンタートナー 和泉ビジネスマシン	事務費	5,500

【誤記更正】

4月21日 用紙・インク アスクル(90%) 誤記更正	事務費	3,625
--------------------------------	-----	-------

4月23日 のり 柏屋文具店(90%)誤記更正	事務費	650
5月12日 コピー用紙 アスクル (90%)誤記更正	事務費	2,691
5月13日 伝票 大一喜久屋 (90%)誤記更正	事務費	830
5月21日 プリンタートナー 和泉ビジネスマシン(90%)誤記更正	事務費	3,780
5月24日 セロテープ、ペン、ノート 大一喜久屋 (90%)誤記更正	事務費	340
6月30日 携帯電話 (50%) 5月分 ウィルコム	事務費	3,973
7月1日 封筒、コピー用紙 アスクル (90%)	事務費	8,655
7月15日 上質紙 大一喜久屋 (90%)	事務費	661
7月22日 封筒、コピー用紙 アスクル (90%)	事務費	4,892
8月11日 インク代 理想科学工業(90%)	事務費	5,481
8月19日 ノート代 ワタナベ文具店(90%)	事務費	783
8月19日 電池 コイデカメラ (90%)	事務費	270
9月30日 インク アスクル (90%)	事務費	8,010
10月27日 ノート代 大一喜久屋 (90%)	事務費	302
12月22日 FAX インク、封筒 アスクル (90%)	事務費	2,586
1月16日 インク アスクル (90%)	事務費	4,716
2月6日 ノート代、便箋 大一喜久屋(90%)	事務費	378
2月24日	事務費	4,950

プリンタートナー 和泉ビジネスマシン (90%)		
--------------------------	--	--

(2) d 議員

【誤記控除】

4月10日 プリンターインク (株) コジマ NEW 井草店	事務費	2,710
4月28日 電気料金 4月分 1/2	事務所費	1,387
4月28日 水道料金 4月分 1/2	事務所費	1,816
6月4日 電気料金 5月分 1/2	事務所費	1,482
7月4日 電気料金 6月分 1/2	事務所費	1,274
7月4日 水道料金 1/2	事務所費	1,816
7月29日 電気料金 7月分 1/2	事務所費	1,209
8月27日 電気料金 8月分 1/2	事務所費	1,263
8月27日 水道料金 6月分 1/2	事務所費	1,816
10月16日 電気料金 9月分 1/2	事務所費	1,156
10月16日 水道料金 10月分 1/2	事務所費	1,816
12月4日 電気料金 10月分 1/2	事務所費	1,182
12月4日 電気料金 11月分 1/2	事務所費	1,156
12月28日 電気料金 12月分 1/2	事務所費	1,254
12月28日 水道料金 12月分 1/2	事務所費	1,816
1月20日 ホームページ作成費 (株) EARTH	広報費	380,000
1月26日	事務所費	1,521

電気料金 1月分 1/2		
2月20日 KEI 工房 政策報告作成費	広報費	220,416
2月25日 水道料金 2月分 1/2	事務所費	1,816
3月5日 電気料金 2月分 1/2	事務所費	1,193

【誤記更正】

1月20日 ホームページ作成費 (株) EARTH (70%)	広報費	266,000
2月20日 KEI 工房 政策報告作成費 (70%)	広報費	154,291

(3) i 議員

【誤記控除】

4月10日 荻原健司 スポーツ政策研究会研修費	研修費	5,000
----------------------------	-----	-------

(4) j 議員

【誤記控除】

2月7日 家庭教育研修会参加費 (実践倫理公正会)	研修費	12,000
------------------------------	-----	--------

(5) m 議員

【誤記控除】

4月11日 プリンター用トナー 2本 エプソン LPA3ETC13 トナーナンバーワンへ	事務所費	16,800
4月14日 文具：ボールペン¥210*2、鉛筆削り¥210、コピー 用紙¥460、板目紙¥147。/柏屋文具店	事務所費	1,237
4月15日 文具：板目紙4枚。/柏屋文具店	事務所費	84
4月17日 文具：大型ボトルのり。/喜久屋文具店	事務所費	1,134

4月22日 控室コピー料 08/3月分 リコー販売(株)	事務費	1,168
5月20日 文具：B4 サイズバイнда ¥520、板目紙 ¥215	事務費	735
5月23日 控室コピー料 08/4月分 リコー販売(株)	事務費	792
6月4日 文具：付箋¥210×2、ノート¥116、書類ボックス ¥786 @無印良品	事務費	1,322
6月26日 控室コピー料 08/5月分 リコー販売(株)	事務費	2,413
7月4日 文具：ブックエンド 2組 @¥614 / (株)弘文堂	事務費	1,228
7月23日 用紙代：出力用紙（中厚口） 200枚×2 / (株)不二屋	事務費	882
7月28日 控室コピー料 08/6月分 リコー販売(株)	事務費	1,250
8月28日 控室コピー料 08/7月分 リコー販売(株)	事務費	1,147
9月25日 控室コピー料 08/8月分 リコー販売(株)	事務費	211
10月31日 控室コピー料 08/9月分 リコー販売(株)	事務費	2,557
11月19日 封筒代：ニュース（19,20号）発送用封筒長形3号 10,000枚×@¥4.40 @NPO 法人レインボー	広報費	44,000
11月28日 控室コピー料 08/10月分 リコー販売(株)	事務費	757
12月24日 控室コピー料 08/12月分 リコー販売(株)	事務費	3,462
12月29日 文房具：消しゴム、のり、接着剤 @ (株)不二屋	事務費	1,375
1月26日 控室コピー料 08/12月分 リコー販売(株)	事務費	519
2月1日 文具：段ボール・スタンドファイルボックス 5枚	事務費	787

組		
2月24日 控室コピー料 09/1月分 リコー販売(株)	事務費	98
3月23日 控室コピー料 09/2月分 リコー販売(株)	事務費	911

【誤記更正】

4月11日 プリンター用トナー 2本 エプソン LPA3ETC13 トナーナンバーワンへ (7割計上に)	事務費	11,760
4月14日 文具：ボールペン¥210*2、鉛筆削り¥210、コピー 用紙¥460、板目紙¥147。/柏屋文具店 (5割計上に)	事務費	618
4月15日 文具：板目紙4枚。/柏屋文具店 (7割計上に)	事務費	58
4月17日 文具：大型ボトルのみ。/喜久屋文具店 (7割計上 に)	事務費	793
4月22日 控室コピー料 08/3月分 リコー販売(株) (7割計上 に)	事務費	817
5月20日 文具：B4サイズバインダ ¥520、板目紙 ¥215 (7割 計上に)	事務費	514
5月23日 控室コピー料 08/4月分 リコー販売(株) (7割計上 に)	事務費	554
6月4日 文具：付箋¥210×2、ノート¥116、書類ボックス ¥786 @無印良品 (7割計上に)	事務費	925
6月26日 控室コピー料 08/5月分 リコー販売(株) (7割計上 に)	事務費	1,689
7月4日 文具：ブックエンド 2組 @¥614 /(株)弘文堂 (7割 計上に)	事務費	859

7月23日 用紙代：出力用紙（中厚口） 200枚×2 / (株)不二屋（7割計上に）	事務費	617
7月28日 控室コピー料 08/6月分 リコー販売(株)（7割計上に）	事務費	875
8月28日 控室コピー料 08/7月分 リコー販売(株)（7割計上に）	事務費	802
9月25日 控室コピー料 08/8月分 リコー販売(株)（7割計上に）	事務費	147
10月31日 控室コピー料 08/9月分 リコー販売(株)（7割計上に）	事務費	1,789
11月19日 封筒代：ニュース（19,20号）発送用封筒長形3号 10,000枚×@¥4.40 @NPO 法人レインボー（95%計上に）	広報費	41,800
11月28日 控室コピー料 08/10月分 リコー販売(株)（7割計上に）	事務費	529
12月24日 控室コピー料 08/12月分 リコー販売(株)（7割計上に）	事務費	2,423
12月29日 文房具：消しゴム、のり、接着剤 @ (株)不二屋（7割計上に）	事務費	962
1月26日 控室コピー料 08/12月分 リコー販売(株)（7割計上に）	事務費	363
2月1日 文具：段ボール・スタンドファイルボックス5枚組（7割計上に）	事務費	550
2月24日 控室コピー料 09/1月分 リコー販売(株)（7割計上に）	事務費	68

3月23日 控室コピー料 09/2月分 リコー販売(株) (7割計上に)	事務費	637
---	-----	-----

(6) u 議員

【誤記控除】

5月13日 国会見学打ち合わせ浅草亀井堂	会議費	3,300
-------------------------	-----	-------

(7) z 議員

【誤記控除】

11月20日 No1104 郵便事業(株) はがき代@50×3,600枚 区 政報告の為	事務費	180,000
12月26日 No1205 (株) おぎくぼ区政報告はがき印刷代	広報費	29,400
3月26日 No0306 (株) ヨドバシカメラ新宿西口店 電話機 ソフト	広報費	945

(8) C 議員

【誤記控除】

6月25日 文房具 ファイル等	事務費	12,390
12月1日 文房具 ノート等	事務費	1,964

【誤記更正】

6月25日 文房具 ファイル等 80%	事務費	9,912
12月1日 文房具 ノート等 80%	事務費	1,571

(9) G 議員

【誤記控除】

4月10日 レンタルサ-バ-代	広報費	3,129
--------------------	-----	-------

4月22日 文具代	事務費	5,427
5月12日 レンタルサ-バ-代	広報費	3,129
6月10日 レンタルサ-バ-代	広報費	3,129
6月27日 プリンター・インク代	事務費	9,828
7月10日 レンタルサ-バ-代	広報費	3,129
7月22日 文具代	事務費	4,200
7月25日 スキヤンスナップ購入（半額計上）	事務費	29,900
8月11日 レンタルサ-バ-代	広報費	3,129
9月10日 レンタルサ-バ-代	広報費	3,129
9月17日 文具代	事務費	1,461
10月10日 レンタルサ-バ-代	広報費	3,129
11月10日 レンタルサ-バ-代	広報費	3,129
11月22日 用紙代	事務費	732
12月10日 レンタルサ-バ-代	広報費	3,129
12月22日 文具代	事務費	5,091
1月13日 レンタルサ-バ-代	広報費	3,129
2月10日 レンタルサ-バ-代	広報費	3,129
2月16日 用紙代	事務費	732
2月28日	事務費	9,140

文具代		
3月10日 レンタルサ-バ-代	広報費	3,129

【誤記更正】

4月10日 レンタルサ-バ-代 (半額計上)	広報費	1,564
4月22日 文具代 (半額計上)	事務費	2,713
5月12日 レンタルサ-バ-代 (半額計上)	広報費	1,564
6月10日 レンタルサ-バ-代 (半額計上)	広報費	1,564
6月27日 プリンター・インク代 (半額計上)	事務費	4,914
7月10日 レンタルサ-バ-代 (半額計上)	広報費	1,564
7月22日 文具代 (半額計上)	事務費	2,100
8月11日 レンタルサ-バ-代 (半額計上)	広報費	1,564
9月10日 レンタルサ-バ-代 (半額計上)	広報費	1,564
9月17日 文具代 (半額計上)	事務費	730
10月10日 レンタルサ-バ-代 (半額計上)	広報費	1,564
11月10日 レンタルサ-バ-代 (半額計上)	広報費	1,564
11月22日 用紙代 (半額計上)	事務費	366
12月10日 レンタルサ-バ-代 (半額計上)	広報費	1,564
12月22日 文具代 (半額計上)	事務費	2,545
1月13日 レンタルサ-バ-代 (半額計上)	広報費	1,564

2月10日 レンタルサ-バ-代 (半額計上)	広報費	1,564
2月16日 用紙代 (半額計上)	事務費	366
2月28日 文具代 (半額計上)	事務費	4,570
3月10日 レンタルサ-バ-代 (半額計上)	広報費	1,564

(10) I 議員

【誤記控除】

5月12日 ヨドバシカメラ デジカメ電池	事務費	4,200
5月12日 ヨドバシカメラ インク・用紙	事務費	3,326
5月15日 ヨドバシカメラ 携帯電話 2/11964	事務費	5,982
6月12日 ヨドバシカメラ プリンター修理 2/21110	事務費	10,555
7月23日 ヨドバシカメラ インク	事務費	1,840
7月28日 ヨドバシカメラ インク	事務費	2,300
10月8日 ヨドバシカメラ デジカメ按分 2/26000	事務費	13,000
2月10日 ヨドバシカメラ インク	事務費	5,450

【誤記更正】

5月12日 ヨドバシカメラ デジカメ電池	事務費	3,780
5月12日 ヨドバシカメラ インク・用紙	事務費	2,993
5月15日 ヨドバシカメラ 携帯電話 2/10765	事務費	5,382
6月12日 ヨドバシカメラ プリンター修理 2/18999	事務費	9,499

7月23日 ヨドバシカメラ インク	事務費	631
7月28日 ヨドバシカメラ インク	事務費	2,070
10月8日 ヨドバシカメラ デジカメ 按分 2/22620	事務費	11,310
2月10日 ヨドバシカメラ インク	事務費	4,905

(11) N議員

【誤記控除】

7月31日 ホームページ管理費 7月分 (R&D- ISIWATA) 9/10	広報費	29,400
--	-----	--------

【誤記更正】

7月31日 ホームページ管理費 7月分 (R&D- ISIWATA) 9/10	広報費	26,460
--	-----	--------

以上の政務調査費収支報告書の訂正届については、平成22年5月28日付で区長へ写しを送付済みである。

[平成22年6月21日付け、議長からの回答の要旨]

1 調査結果について

今回届出があったものについては、(錯誤による計上や出納簿への転記ミス)が見受けられたが控除・更正されているものであり、合理性ないし必要性を欠くことが明らかであると認められるものはなく、平成20年度の使途基準に基づく適正な支出が行われていた。

なお、2に記載のとおり、P会派、a議員、d議員、g議員、i議員、l議員、u議員、x議員、y議員、z議員、C議員、D議員、H議員、L議員、N議員については、出納簿及び収支報告書の訂正に伴い、政務調査費の残余额が発生した。このうち、P会派、a議員、d議員、g議員、u議員、x議員、y議員、z議員、C議員、D議員、L議員、N議員については、残余额の返還の確認が取れたが、その他の議員については、返還の手続きを進める。

2 平成20年度分の出納簿及び収支報告書の訂正状況について

次のとおり、平成22年6月10日付で、P会派、D議員、G議員、H議員、L議員、N議員、6月15日付でR会派、a議員、d議員、u議員、z議員、

F議員、M議員、6月18日付でg議員、i議員、l議員、x議員、y議員、C議員から、出納簿訂正及び当該支出額を訂正する収支報告書訂正の届出があった。

● P会派

【誤記控除】

5月13日 パソコンソフト「パーソナル編集長」	資料作成費	16,480
----------------------------	-------	--------

【誤記更正】

5月13日 パソコンソフト「パーソナル編集長」按分90%	資料作成費	13,348
---------------------------------	-------	--------

● R会派

【誤記控除】

4月17日 事務所パソコンリース料（シャープファイナンス）	事務費	12,790
5月30日 さくらや インク代（黒）2100円 1/2計上	事務費	1,050
12月21日 FAX用紙代2080円 1/2計上	事務費	1,040
12月24日 USBメモリー	事務費	3,360
12月24日 パソコン・ボトルカートリッジ	事務費	31,100
3月20日 派遣切り学習会（会場使用料）	会議費	1,550

【誤記更正】

4月17日 事務所パソコンリース料（シャープファイナンス）	事務費	12,390
5月30日 さくらや インク代（黒）1890円 1/2計上	事務費	945
12月21日 FAX用紙代1,872円 1/2計上	事務費	936

12月24日 USBメモリー	事務費	3,024
12月24日 パソコン・ボトルカートリッジ	事務費	27,990

● a 議員

【誤記控除】

4月12日 プリンターインク代 (株)ヨドバシカメラ	事務費	3,960
8月29日 図書購入(十歳の君へ 他) BOOK OFF	調査研究費	2,000
8月30日 交通費(8月分)	調査研究費	9,080

【誤記更正】

4月12日 プリンターインク代 (株)ヨドバシカメラ	事務費	3,564
8月29日 図書購入(十歳の君へ 他) BOOK OFF	調査研究費	1,300
8月30日 交通費(8月分)	調査研究費	8,070

● d 議員

【誤記控除】

1月15日 プリンターインクコジマ電気	事務費	4,580
2月15日 ひまわり文具店(切手代) 80×1500 区政報告春	広報費	115,000
2月20日 KEI工房 封筒代	事務費	72,030

【誤記更正】

1月15日 プリンターインクコジマ電気	事務費	4,322
2月15日 ひまわり文具店(切手代) 80×1500 (70%)	広報費	84,000

2月20日 KEI 工房 封筒作成費 (70%)	事務費	50,421
-----------------------------	-----	--------

● g 議員

【誤記控除】

6月9日 間税会年会費 t o 荻窪間税会	研修費	6,000
8月11日 PCソフト (ウィルスバスター) 代 t o トレンド マイクロ	事務費	4,725

【誤記更正】

6月9日 間税会年会費 t o 荻窪間税会	研修費	3,000
8月11日 PCソフト (ウィルスバスター) 代 t o トレンド マイクロ (80%)	事務費	3,780

● i 議員

【誤記控除】

7月27日 事務手伝 39時間 単価900円	人件費	35,100
---------------------------	-----	--------

● l 議員

【誤記控除】

4月8日 調査顧問料 (行政書士事務所 l-1) 4月、5月、 6月分	調査研究費	105,000
5月8日 デジタルテープ代 (株ヤマダ電機)	事務費	1,180
6月27日 調査顧問料 (行政書士事務所 l-1) 7月、8月、 9月分	調査研究費	105,000
7月30日 デジタル製品購入費 (株ヤマダ電機)	事務費	3,490
9月30日 調査顧問料 (行政書士事務所 l-1) 10月、11月、	調査研究費	105,000

12月分		
12月22日 調査顧問料（行政書士事務所1-1）平成21年1月、2月、3月分	調査研究費	105,000

【誤記更正】

5月8日 デジタルテープ代（株ヤマダ電機）	事務費	1,062
7月30日 デジタル製品購入費（株ヤマダ電機）	事務費	3,314

● u 議員

【誤記控除】

11月30日 区政報告11月分印刷代 今井印刷	広報費	220,500
3月20日 区政報告3月分印刷代2000部 今井印刷	広報費	220,500

● x 議員

【誤記控除】

3月27日 HP管理・区政報告紙（xニュース22号）制作費 〈R&D-I SHIWATA〉 区政報告紙制作費は3/4按分	広報費	177,187
3月31日 月極駐車場代（4月分）〈大沢第一駐車場〉1/2	調査研究費	10,000

【誤記更正】

3月27日 HP管理・区政報告紙（xニュース22号）制作費 〈R&D-I SHIWATA〉 区政報告紙制作費は1/2按分	広報費	128,625
---	-----	---------

● y 議員

【誤記控除】

3月31日 交通費（3月分）	調査研究費	1,620
-------------------	-------	-------

【誤記更正】

3月31日 交通費（3月分）	調査研究費	1,120
-------------------	-------	-------

● z 議員

【誤記控除】

3月30日 ヨドバシカメラ新宿西口店 パソコン・プリンター 一按分80%	事務費	241,440
3月31日 会派政務調査視察	調査研究費	81,182

【誤記更正】

3月30日 ヨドバシカメラ新宿西口店 パソコン・プリンター 一按分80%	事務費	214,828
3月31日 会派政務調査視察	調査研究費	80,896

● C 議員

【誤記控除】

12月29日 HP年間更新料（80%）	広報費	318,240
2月11日 区政報告掲載料（有）城西新聞社	広報費	20,000
3月14日 日経アソシエ年間購読料	資料購入費	12,000

【誤記更正】

12月29日 HP年間更新料（80%）	広報費	288,000
3月14日 日経アソシエ年間購読料	資料購入費	11,000

● D議員

【誤記控除】

4月1日 FAX・固定電話代（50%）	事務費	2,831
------------------------	-----	-------

【誤記更正】

4月1日 FAX・固定電話代（50%）	事務費	2,811
------------------------	-----	-------

● F議員

【誤記控除】

4月12日 デジカメ購入費（ビックカメラ新宿西口店 2/3）	事務費	21,198
9月3日 月極駐車場代（田丸屋9月分 1/2）	調査研究費	15,000
10月2日 月極駐車場代（田丸屋10月分 1/2）	調査研究費	11,000
10月26日 USBメモリー・PCケーブル（ソフマップ秋葉原本店 2/3）	事務費	2,906
10月31日 携帯電話（ドコモ 10月分 1/2）	事務費	8,259

【誤記更正】

4月12日 デジカメ購入費（ビックカメラ新宿西口店 2/3）	事務費	17,558
9月3日 月極駐車場代（田丸屋9月分 1/2）	調査研究費	10,000
10月2日 月極駐車場代（田丸屋10月分 1/2）	調査研究費	10,000
10月26日 USBメモリー・PCケーブル（ソフマップ秋葉原本店 2/3）	事務費	2,734
10月31日 携帯電話（ドコモ 10月分 1/2）	事務費	8,258

● G議員

【誤記控除】

5月14日 月刊地方自治職員研修 年間購読料/公職研	資料購入費	15,000
-------------------------------	-------	--------

● H議員

【誤記控除】

4月14日 しんぶん赤旗日曜版3月分 購読料	資料購入費	800
---------------------------	-------	-----

● L議員

【誤記控除】

12月8日 資料購入(日経トレンディ)株式会社日経BP	資料購入費	6,480
--------------------------------	-------	-------

【誤記更正】

12月8日 資料購入(日経トレンディ)株式会社日経BP	資料購入費	5,940
--------------------------------	-------	-------

● M議員

【誤記控除】

3月31日 会派政務調査視察	調査研究費	81,182
-------------------	-------	--------

【誤記更正】

3月31日 会派政務調査視察	調査研究費	80,896
-------------------	-------	--------

● N議員

【誤記控除】

12月29日 ホームページ管理費12月分(R&DISHIWATA)9/10	広報費	29,400
--	-----	--------

【誤記更正】

12月29日 ホームページ管理費12月分(R&DISHIWATA)9/10	広報費	26,460
--	-----	--------

[平成 22 年 6 月 24 日付け、議長からの回答の要旨]

1 調査結果について

今回届出があったものについては、錯誤による計上や出納簿への単純な転記ミスを修正するためのものであり、合理性ないし必要性を欠くことが明らかであると認められるものはなかった。なお、今回の届出に基づき、別途、速やかに返還等の必要な手続きを行っている。

2 平成 20 年度分の出納簿及び収支報告書の訂正状況について

別紙のとおり、E 議員、e 議員、h 議員、k 議員、m 議員、n 議員、v 議員、j 議員、I 議員から、出納簿訂正及び当該支出額を訂正する収支報告書訂正の届出があった。

1 E 議員

●誤記控除				●誤記更正			
4 月 1 日	資料作成写真	資料作成費	666	4 月 1 日	資料作成写真 発生ポイント控除	資料作成費	654
4 月 3 日	資料作成写真	資料作成費	5,645	4 月 3 日	資料作成写真 発生ポイント控除	資料作成費	5,577
4 月 14 日	資料作成写真	資料作成費	399	4 月 14 日	資料作成写真 発生ポイント控除	資料作成費	392
4 月 21 日	資料作成写真	資料作成費	2,120	4 月 21 日	資料作成写真 発生ポイント控除	資料作成費	2,100
4 月 23 日	ガソリン代 1/4	調査研究費	394	4 月 23 日	ガソリン代 1/2	調査研究費	197
4 月 27 日	ガソリン代 1/4	調査研究費	2,829	4 月 27 日	ガソリン代 1/2	調査研究費	1,414
4 月 30 日	ガソリン代 1/4	調査研究費	625	4 月 30 日	ガソリン代 1/2	調査研究費	312
4 月 30 日	他党紙研究費（赤旗日曜版）1 月～4 月分	資料購入費	3,200	4 月 30 日	他党紙研究費（赤旗日曜版）4 月分	資料購入費	800
5 月 2 日	ガス 45%*1/2	事務所費	7,290	5 月 2 日	ガス 45%*1/2	事務所費	3,124
5 月 4 日	ガソリン代 1/2	調査研究費	494	5 月 4 日	ガソリン代 1/2	調査研究費	247
5 月 12 日	資料作成写真	資料作成費	185	5 月 12 日	資料作成写真 発生ポイント控除	資料作成費	184

5月13日	電気 45% * 1/2	事務所 費	3,754	5月15日	電気 45% * 1/2	事務所 費	3,379
5月19日	ガソリン代 1/2	調査研 究費	587	5月19日	ガソリン代 1/2	調査研 究費	293
5月24日	資料作成写真	資料作 成費	222	5月24日	資料作成写真 発 生ポイント控除	資料作 成費	220
6月2日	ガス代 45% * 1/2	事務所 費	6,610	6月2日	ガス代 45% * 1/2	事務所 費	2,974
6月11日	電気 45% * 1/2	事務所 費	2,181	6月11日	電気 45% * 1/2	事務所 費	1,962
6月11日	水道・下水道 45% * 1/2	事務所 費	6,004	6月11日	水道・下水道 45% * 1/2	事務所 費	5,404
6月14日	交通費（別紙6月分交 通費記録簿のとおり）	調査研 究費	980				
7月5日	資料作成写真	資料作 成費	1,554	7月5日	資料作成写真 発 生ポイント控除	資料作 成費	1,540
7月7日	資料作成写真	調査研 究費	3,134	7月7日	資料作成写真 発 生ポイント控除	調査研 究費	3,105
7月10日	電気 45% * 1/2	事務所 費	2,048	7月10日	電気 45% * 1/2	事務所 費	1,843
7月22日	資料作成写真	資料作 成費	399	7月22日	資料作成写真 発 生ポイント控除	資料作 成費	396
7月29日	資料作成写真	資料作 成費	2,317	7月29日	資料作成写真 発 生ポイント控除	資料作 成費	2,296
8月10日	資料作成写真	資料作 成費	1,369	8月10日	資料作成写真 発 生ポイント控除	資料作 成費	1,356
8月22日	資料作成写真	資料作 成費	879	8月22日	資料作成写真 発 生ポイント控除	資料作 成費	871
8月23日	資料作成写真	資料作 成費	2,197	8月23日	資料作成写真 発 生ポイント控除	資料作 成費	2,177
9月6日	SD カード、USB メモリ ー	事務所 費	1,900	9月6日	SD カード、USB メ モリー 発生ポイ ント控除	事務所 費	1,882
9月11日	電気代 45% * 1/2	事務所 費	4,760	9月11日	電気代 45% * 1/2	事務所 費	4,759

10月14日	電気代 45% * 1/2	事務所 費	2,816	10月14日	電気代 45% * 1/2	事務所 費	2,815
10月18日	なみすけ商品 (シール)	調査研 究費	1,050				
10月22日	交通費 (別紙交通費記 録簿10月分のお り)	調査研 究費	2,240				
10月24日	交通費 (別紙交通費記 録簿10月分のお り)	調査研 究費	1,880				
11月4日	ガス 45% * 1/2	事務所 費	5,895	11月4日	ガス 45% * 1/2	事務所 費	2,947
12月5日	suika チャージ 3/4	調査研 究費	1,000	12月5日	suika チャージ 3/4	調査研 究費	750
12月10日	suika チャージ 3/4	調査研 究費	10,000	12月10日	suika チャージ 3/4	調査研 究費	7,500
12月28日	ガソリン代 1/2	調査研 究費	1,578	12月28日	ガソリン代 1/2	調査研 究費	1,078
12月30日	PC ソフト (筆まめ)	事務費	5,180	12月30日	PC ソフト (筆ま め) 80%、発生ポ イント控除	事務費	3,480
12月30日	PC 周辺アクセサリ	事務費	29,570	12月30日	PC 周辺アクセサ リ、発生ポイン ト控除	事務費	25,709
12月30日	マウスパット、延長 USB コード	事務費	6,740	12月30日	マウスパット、延 長 USB コード 発 生ポイント控除	事務費	6,066
1月12日	PC 周辺プリンターの 両面印刷用のトレイ	事務費	7,860	1月12日	PC 周辺プリンタ ーの両面印刷用 のトレイ 80%、発生 ポイント控除	事務費	5,308
1月12日	プリンター 80%	事務費	90,320	1月12日	プリンター 80% 発生ポイント控除	事務費	80,838
3月31日	会派視察の負担分	調査研 究費	81,182	3月31日	会派視察の負担分 旭山動物園 2 名分 控除	調査研 究費	80,896

2 e 議員

●誤記控除				●誤記更正			
4月2日	事務所家賃4月分 - 1様 1/2 e	事務所 費	50,000				
4月3日	事務所電話代 1/2	事務所 費	2,600				
4月9日	トヨタレンタカー	調査研 究費	22,050	4月9日	トヨタレンタカー 1/7	調査研 究費	3,150
5月2日	事務所家賃5月分 - 1様 1/2 e	事務所 費	50,000				
6月2日	事務所家賃6月分 - 1様 1/2 e	事務所 費	50,000				
7月2日	事務所家賃7月分 - 1様 1/2 e	事務所 費	50,000				
8月2日	事務所家賃8月分 - 1様 1/2 e	事務所 費	50,000				
8月3日	調査旅費 JR 東日本 区民相談 岩手盛岡	調査研 究費	32,760				
9月2日	事務所家賃9月分 - 1様 1/2 e	事務所 費	50,000				
10月2日	事務所家賃10月分 e - 1様 1/2	事務所 費	50,000				
10月29日	視察交通費（レンタカ ー）	調査研 究費	34,020	10月29日	視察交通費（レン タカー） 1/5	調査研 究費	6,804
11月2日	事務所家賃11月分 e - 1様 1/2	事務所 費	50,000				
12月2日	事務所家賃12月分 e - 1様 1/2	事務所 費	50,000				
12月6日	デジカメ 電子辞書 (株)コジマ 1/2	事務費	33,300	12月6日	デジカメ 電子辞 書 (株)コジマ 1/2 計上額誤り	事務費	31,790
1月2日	事務所家賃1月分 - 1 1/2 e	事務所 費	50,000				
2月2日	事務所家賃2月分 - 1 1/2 e	事務所 費	50,000				

2月8日	区民相談に伴う調査旅費	調査研究費	16,380				
3月2日	事務所家賃3月分 - 1 1/2	事務所費	50,000				
3月31日	会派視察経費	調査研究費	81,182	3月31日	会派視察経費 旭山動物園2名分控除	調査研究費	80,896

### 3 h 議員

●誤記控除				●誤記更正			
4月21日	区政報告案内書印刷/ 方南和泉地域センター 「区政を語る」案内書 印刷	広報費	1,290	4月21日	区政報告案内書印刷/ 方南和泉地域センター 「区政を語る」案内書 印刷 1/3	広報費	430
4月22日	区政報告郵送費/永福郵便局	広報費	37,600	4月22日	区政報告郵送費/ 永福郵便局 1/3	広報費	12,533
4月22日	事務用品/平岩文具	事務費	1,800				
4月23日	区政報告郵送費/杉並南郵便局 50円×2068通	広報費	103,400	4月23日	区政報告郵送費/ 杉並南郵便局 50円×2068通 1/3	広報費	34,466
4月23日	電話料金（おとくライン1/3、4月分） 日本テレコムインボイス株式会社	事務費	4,659	4月23日	電話料金（おとくライン1/6、4月分） 日本テレコムインボイス株式会社	事務費	2,329
4月30日	電話料金（FAX、1/3、4月分） 東日本電信電話株式会社	事務費	2,114	4月30日	電話料金（FAX、1/6、4月分） 東日本電信電話株式会社	事務費	1,057
5月20日	広報費郵送料/永福郵便局 80円切手×120枚	広報費	9,600	5月20日	広報費郵送料/永福郵便局 80円切手×120枚 1/3	広報費	3,200

6月2日	電話料金 (FAX、1/3、5月分)	事務費	3,579	6月2日	電話料金 (FAX、1/6、5月分)	事務費	1,789
6月6日	電話料金 (おとくライン1/3、5月分)	事務費	4,168	6月6日	電話料金 (おとくライン1/6、5月分)	事務費	2,084
6月24日	電話料金 (おとくライン1/3、6月分)	事務費	4,677	6月24日	電話料金 (おとくライン1/6、6月分)	事務費	2,338
6月30日	電話料金 (FAX、1/3、6月分)	事務費	2,106	6月30日	電話料金 (FAX、1/6、6月分)	事務費	1,053
7月24日	電話料金 (おとくライン1/3、7月分)	事務費	4,341	7月24日	電話料金 (おとくライン1/6、7月分)	事務費	2,170
7月31日	電話料金 (FAX、1/3、7月分)	事務費	3,304	7月31日	電話料金 (FAX、1/6、7月分)	事務費	1,652
8月23日	電話料金 (おとくライン1/3、8月分)	事務費	4,192	8月23日	電話料金 (おとくライン1/6、8月分)	事務費	2,096
9月1日	電話料金 (FAX、1/3、8月分)	事務費	2,112	9月1日	電話料金 (FAX、1/6、8月分)	事務費	1,056
9月30日	電話料金 (おとくライン1/3、9月分)	事務費	3,960	9月30日	電話料金 (おとくライン1/6、9月分)	事務費	1,980
9月30日	電話料金 (FAX、1/3、9月分)	事務費	3,580	9月30日	電話料金 (FAX、1/6、9月分)	事務費	1,790
10月25日	電話料金 (おとくライン1/3、10月分)	事務費	4,441	10月25日	電話料金 (おとくライン1/6、10月分)	事務費	2,220
10月31日	電話料金 (FAX、1/3、10月分)	事務費	2,027	10月31日	電話料金 (FAX、1/6、10月分)	事務費	1,036
11月27日	電話料金 (おとくライン1/3、11月分)	事務費	4,212	11月27日	電話料金 (おとくライン1/6、11月分)	事務費	2,106
12月1日	電話料金 (FAX、1/3、11月分)	事務費	2,038	12月1日	電話料金 (FAX、1/6、11月分)	事務費	1,019
12月25日	電話料金 (おとくライン1/3、12月分)	事務費	3,834	12月25日	電話料金 (おとくライン1/6、12月分)	事務費	1,917

					分)		
1月4日	広報紙郵送料	広報費	2,750				
1月5日	電話料金 (FAX、1/3、12月分)	事務費	2,997	1月5日	電話料金 (FAX、1/6、12月分)	事務費	1,498
1月24日	電話料金 (おとくライン 1/3、1月分)	事務費	3,738	1月24日	電話料金 (おとくライン 1/6、1月分)	事務費	1,869
2月10日	電話料金 (FAX、1/3、1月分)	事務費	2,997	2月10日	電話料金 (FAX、1/6、1月分)	事務費	851
2月10日	電話料金 (FAX、1/3、2月分)	事務費	1,703				
2月26日	電話料金 (おとくライン 1/3、2月分)	事務費	4,030	2月26日	電話料金 (おとくライン 1/6、2月分)	事務費	2,015
3月2日	電話料金 (FAX、1/3、2月分)	事務費	1,712	3月2日	電話料金 (FAX、1/6、2月分)	事務費	856
3月23日	電話料金 (おとくライン 1/3、3月分)	事務費	4,656	3月23日	電話料金 (おとくライン 1/6、3月分)	事務費	2,328
3月31日	電話料金 (FAX、1/3、3月分)	事務費	2,845	3月31日	電話料金 (FAX、1/6、3月分)	事務費	1,422
3月31日	会派調査研究費負担分	調査研究費	81,182	3月31日	会派調査研究費負担分 旭山動物園 2名分控除	調査研究費	80,896

#### 4 k 議員

●誤記控除				●誤記更正			
4月30日	11月9日誤記更正 事務用品代・OA用品 PCソフト 発生ポイント控除	事務費	5,832	4月30日	11月9日誤記更正 事務用品代・OA用品 PCソフト 9/10 按分	事務費	5,248

4月30日	3月30日誤記更正 事務用品代・OA用品 ICレコーダー 発生 ポイント控除	事務費	23,675	4月30日	3月30日誤記更正 事務用品代・OA 用品 ICレコー ダー 9/10 按分	事務費	21,307
-------	--	-----	--------	-------	---	-----	--------

## 5 m議員

●誤記控除				●誤記更正			
4月11日	〇〇〇〇-〇〇〇〇自 宅 FAX 付機。3月分5 割 2,602 円*0.5 NTT へ	事務費	1,301				
4月11日	購読料：「日本婦人有 権者同盟機関紙」2008 年分 日本婦人有権者 同盟発行＋ 振込料 120 円	資料購 入費	3,120				
4月15日	控室 FAX 付き 5割計 上 3月分 3,544 円 *0.5。NTT へ	事務費	1,772				
4月18日	集会参加費：「住基ネ ットに展望はある の？」住基ネットに不 参加を横浜市民の会。	研修費	500	4月18日	集会参加費：「住 基ネットに展望は あるの？」住基ネ ットに不参加を横 浜市民の会。500 円 (1/2)	研修費	250
4月18日	交通費：高円寺⇄JR160 円 x2 渋谷⇄東横線 260 円 x2 横浜。集会「住 基ネットに展望はある の？」@神奈川県民セ ンター	研修費	840	4月18日	交通費：高円寺⇄ JR160 円 x2 渋谷⇄ 東横線 260 円 x2 横 浜。集会「住基ネ ットに展望はある の？」@神奈川県 民センター (1/2)	研修費	420
5月17日	年会費：「開かれた議 会をめざす会」2008年	調査研 究費	3,000	5月17日	年会費：「開かれ た議会をめざす 会」2008年 3000	調査研 究費	1,500

					円 (1/2)		
5月30日	購読料：「禁煙ジャーナル」'08年購読費 たばこ問題情報センター発行	資料購入費	6,000				
5月30日	購読料『うちなんちゅの怒りとともに！』三多摩市民の会発行 '07,'08年分+振込料	資料購入費	4,080	5月30日	購読料『うちなんちゅの怒りとともに！』三多摩市民の会発行'08年分(2000円) 【'08年分を計上する】	資料購入費	2,000
7月4日	購読料・会費：新宿ホームレス支援機構 '08年分購読料4,000円(会費部分は自己負担)	調査研究費	4,000				
7月25日	資料代：杉並師範館情報開示資料 @杉並師範館	事務費	1,980	7月25日	テーブルタップ (スイッチ付)	事務費	1,980
7月29日	購読費(会費を含む)：「m-1さんm-2さんらの「君が代」解雇させない会ニュース」08年分+振込料120円	調査研究費	2,120	7月29日	購読費(会費を含む)：「m-1さんm-2さんらの「君が代」解雇させない会ニュース」08年分(1/2)	調査研究費	1,000
7月29日	購読料：「廻れサイクルの輪」'08年分 古紙ネット発行+振込料120円	資料購入費	2,120				
7月29日	購読料：「VOICE」2008年分 なくそう戸籍と婚外子差別の会	資料購入費	2,500				
7月30日	資料代：師範館情報公開請求資料 @杉並師範館	研修費	420				
8月1日	参加費：「杉並の教育を考えるみんなの会」	研修費	500				

	集会						
9月28日	交通費：高円寺⇄JR160円×2原宿。女性と貧困」ネットワーク設立集会@千駄ヶ谷区民会館	研修費	320	9月28日	交通費：高円寺⇄JR160円×2原宿。女性と貧困」ネットワーク設立集会@千駄ヶ谷区民会館 320円 (1/2)	研修費	160
11月11日	交通費：南阿佐ヶ谷→地下鉄160円荻窪（家族会40周年記念集会@杉並公会堂）→(徒歩)南阿佐ヶ谷→地下鉄160円荻窪（住基ネット相談会@あんさんぶる荻窪）→JR160円	研修費	480	11月11日	交通費：南阿佐ヶ谷→地下鉄160円荻窪（家族会40周年記念集会@杉並公会堂）→(徒歩)南阿佐ヶ谷→地下鉄160円荻窪（住基ネット相談会@あんさんぶる荻窪）→JR160円 合計480円 (1/2)	研修費	240
11月19日	前更生'10/5/24、(原計上08/11/19)封筒代：ニュース(19,20号)発送用封筒長形3号10,000枚×@4.40円@NPO法人レインボー誤記更正(9.5%計上に)	広報費	41,800	11月19日	'10/5/24封筒代：ニュース(19,20号)発送用封筒長形3号10,000枚×@4.40円=44,000円(購入価格)@NPO法人レインボー。'10/5/24すでに5%(500枚相当、つまり950枚計上)控除済み。今回政治活動分5分控除=9.5%計上、4.40円x0.95x6,570枚対象=27,462。4.40円x(9,500-6,570)枚=12,892円。【按	広報費	40,354

					分修正】		
12月2日	購読会費：『「憲法」を愛する女性ネットニュース』2008年分+振込料120円	資料購入費	2,120				
12月2日	年会費：2008,2009年度日本禁煙学会会員、メールマガジン参加費（年間5千円）+振込料120円	調査研究費	10,120	12月2日	年会費：2009年度日本禁煙学会会員、メールマガジン参加費（年間5千円）（1/2）	調査研究費	2,500
12月2日	購読会費：君が代不起立個人情報保護裁判を支援する会ニュース。2008年分+振込料120円	資料購入費	2,120	12月2日	購読会費：君が代不起立個人情報保護裁判を支援する会ニュース。2008年分（1/2）	資料購入費	1,000
12月30日	年会費：「開かれた議会をめざす会」2009年分	調査研究費	3,000				
12月31日	郵送料：区政報告19号@50×2,466通 杉並南郵便局	広報費	123,300	12月31日	郵送料：区政報告19号@50×2,466通 杉並南郵便局95/100	広報費	117,135
12月31日	郵送料：区政報告19号@50×1,796通 荻窪郵便局	広報費	89,800	12月31日	郵送料：区政報告19号@50×1,796通 荻窪郵便局95/100	広報費	85,310
12月31日	タクシー代：区役所→南杉並郵便局@キャピタルモータース(株)、郵便物の差出のため。	広報費	890	12月31日	タクシー代：区役所→南杉並郵便局@キャピタルモータース(株)、郵便物の差出のため。890円政治活動分5分控除=95/100	広報費	845

1月6日	郵送料：区政報告19号 @50×2,308通 杉並郵便局	事務費	115,400	1月6日	郵送料：区政報告 19号@50×2,308 通 杉並郵便局 95/100	事務費	109,630
3月3日	用紙代：エコペーパー A3 ナチュラル5箱 15,950円/中部リサイクル運動市民の会	広報費	15,950	3月3日	用紙代：エコペーパー A3 ナチュラル5箱 15,950円 (15,000枚) (19号使用用紙と同種のもの、1枚単価1.063円) @中部リサイクル運動市民の会。政治活動分5分控除=95%計上、15,000枚の内6,570枚使用。 1.063円 x 8430枚 + 1.063円 x 0.95x6570枚	広報費	15,595
3月14日	参加費：「住まいの貧困に取り組むネットワーク」設立集会。主催：実行委員会	研修費	500	3月14日	参加費：「住まいの貧困に取り組むネットワーク」設立集会。主催：実行委員会(1/2)	研修費	250
3月14日	交通費 高円寺→JR 160円 新大久保・大久保→JR 150円高円寺 @大久保区民センター	研修費	310	3月14日	交通費 高円寺→JR 160円 新大久保・大久保→JR 150円高円寺 @大久保区民センター (「住まいの貧困」ネットワーク集会) (1/2)	研修費	155

6 n 議員

●誤記控除	●誤記更正
-------	-------

6月25日	新聞購読角川学芸出版 /杉並郵便局	資料購 入費	1,420				
6月25日	新聞購読I女性会議/杉 並郵便局	資料購 入費	7,560	6月25日	新聞購読I女性会 議/杉並郵便局	資料購 入費	5,040
8月8日	備品購入(ウイルスバ スター・電気コード・マ ウス・PC用コード)/ ヨドバシカメラ新宿西 口店	事務費	21,060	8月8日	備品購入(ウイル スバスター・電気 コード・マウス・PC 用コード)/ヨドバ シカメラ新宿西口 店 9/10	事務費	18,954
8月11日	備品購入(録音機・イン ク代)/LAOX 荻窪店	事務費	21,630	8月11日	備品購入(録音 機・インク代)/LAOX 荻窪店 9/10	事務費	19,467
9月6日	研修参加費 平和友好 祭学習会参加(平和政 策や雇用政策への取り 組みを区政にいかす 為)/日本青年学生平和 友好祭東京実行委員会	研修費	15,000	9月6日	研修参加費 平和 友好祭学習会参加 (平和政策や雇用 政策への取り組み を区政にいかす 為)/日本青年学生 平和友好祭東京実 行委員会 1/2	研修費	7,500
12月19日	新聞購読新社会党機関 紙局/下井草南郵便局	資料購 入費	4,560				
12月19日	新聞購読新I女性会議/ 下井草南郵便局	資料購 入費	7,000				
3月25日	事務所賃料(1/6按分・ 21年4月分)	事務所 費	19,500				

## 7 v 議員

●誤記控除				●誤記更正			
4月25日	4月分事務所賃借料 (株)v-2)1/2	事務所 費	25,000				
5月26日	5月分事務所賃借料 (株)v-2)1/2	事務所 費	25,000				
6月13日	葉書代300枚(セブン イレブン新高円寺店)	広報費	12,000				

	80%						
6月13日	ラベル用紙代（和泉ビジネスマシン（株））	事務費	38,220	6月13日	ラベル用紙代（和泉ビジネスマシン（株））94%按分	事務費	35,926
6月26日	6月分事務所賃借料（株）v-2）1/2	事務所費	25,000				
7月28日	7月分事務所賃借料（株）v-2）1/2	事務所費	25,000				
8月27日	8月分事務所賃借料（株）v-2）1/2	事務所費	25,000				
9月26日	9月分事務所賃借料（株）v-2）1/2	事務所費	25,000				
10月27日	10月分事務所賃借料（株）v-2）1/2	事務所費	25,000				
11月3日	PC掃除用品ジェット代（ヨドバシカメラ）	事務費	500	11月3日	PC掃除用品ジェット代（ヨドバシカメラ）ポイント分控除	事務費	450
11月3日	FAX用紙・感熱紙（ヨドバシカメラ）	事務費	5,410	11月3日	FAX用紙・感熱紙（ヨドバシカメラ）ポイント分控除	事務費	4,869
11月18日	FAX用紙・感熱紙（ヨドバシカメラ）	事務費	2,332	11月18日	FAX用紙・感熱紙（ヨドバシカメラ）ポイント分控除	事務費	2,099
11月18日	キャノンPC100用カートリッジ代（ヨドバシカメラ）	事務費	27,280	11月18日	キャノンPC100用カートリッジ代（ヨドバシカメラ）ポイント分控除	事務費	24,552
11月27日	11月分事務所賃借料（株）v-2）1/2	事務所費	25,000				
12月25日	12月分事務所賃借料（株）v-2）1/2	事務所費	25,000				

1月26日	1月分事務所賃借料 (株) v-2) 1/2	事務所 費	25,000				
2月25日	2月分事務所賃借料 (株) v-2) 1/2	事務所 費	25,000				
3月25日	3月分事務所賃借料 (株) v-2) 1/2	事務所 費	25,000				

## 8 j 議員

●誤記控除				●誤記更正			
4月14日	切手代(鈴木商店) 80円×300枚 7/8按分	広報費	21,000	4月14日	切手代(鈴木商店) 80円×300枚 302/312按分	広報費	23,230
4月23日	切手代(杉並郵便局) 80円×18枚 7/8按分	広報費	1,260	4月23日	切手代(杉並郵便局) 80円×18枚 302/312按分	広報費	1,393
4月28日	切手代(セブンイレブン) 80円×3 7/8按分	広報費	210	4月28日	切手代(セブンイレブン) 80円×3 302/312按分	広報費	232
4月30日	レポート配布(j-1) 3円×6000枚 7/8按分	人件費	15,750	4月30日	レポート配布(j-1) 3円×6000枚 302/312按分	人件費	17,423
5月7日	チラシ配り(j-1) 3円×6000枚	人件費	18,000	5月7日	チラシ配り(j-1) 3円×6000枚 302/312按分	人件費	17,423
5月18日	インクカートリッジ	事務費	5,855	5月18日	インクカートリッジ ポイント控除	事務費	5,796
5月19日	切手代	広報費	2,400	5月19日	切手代 302/312按分	広報費	2,323
5月22日	切手代	広報費	480	5月22日	切手代 302/312按分	広報費	464
5月27日	CD-R	事務費	990	5月27日	CD-R ポイント控除	事務費	980
5月31日	切手代	広報費	1,760	5月31日	切手代 302/312按分	広報費	1,703
6月9日	切手代	広報費	1,600	6月9日	切手代 302/312按分	広報費	1,548

					分		
6月15日	FAXインクフィルム	事務費	2,260	6月15日	FAXインクフィルム ポイント控除	事務費	2,237
6月21日	切手代	広報費	1,220	6月21日	切手代 302/312 按分	広報費	1,180
6月27日	送料 @65×121	広報費	7,865	6月27日	送料 @65×121 302/312 按分	広報費	7,612
6月28日	切手代 80円×300枚	広報費	24,000				
6月30日	角2封筒印刷	事務費	21,000	6月30日	角2封筒印刷 3/4 按分	事務費	15,750
6月30日	長3封筒印刷	事務費	60,900	6月30日	長3封筒印刷 3/4 按分	事務費	45,675
6月30日	レポート配布(j-1) 3円×5000枚	人件費	15,000	6月30日	レポート配布(j-1) 3円×5000枚 302/312 按分	人件費	14,519
6月30日	送料 @65×107	広報費	6,955	6月30日	送料 @65×107 302/312 按分	広報費	6,732
7月3日	切手代 80円×119 10円×5	広報費	9,570	7月3日	切手代 80円×119 10円×5 302/312 按分	広報費	9,263
7月4日	切手代	広報費	2,880	7月4日	切手代 302/312 按分	広報費	2,787
7月5日	宛名書き 8円×2000	人件費	16,000	7月5日	宛名書き 8円×2000 302/312 按分	人件費	15,487
7月17日	レポート配布(j-1) 3円×6000枚	人件費	18,000	7月17日	レポート配布(j-1) 3円×6000枚 302/312 按分	人件費	17,423
7月23日	切手代	広報費	880	7月23日	切手代 302/312 按分	広報費	851
7月23日	CDRW カラー	事務費	820	7月23日	CDRW カラー ポイント控除	事務費	811
7月24日	切手代	広報費	1,760	7月24日	切手代 302/312 按分	広報費	1,703

7月28日	切手代	広報費	1,670	7月28日	切手代 302/312 按分	広報費	1,616
8月1日	切手代 (レポート郵送) 8分の7	広報費	1,120	8月1日	切手代 (レポート郵送) 302/312 按分	広報費	1,238
8月3日	切手代 (レポート郵送) 8分の7	広報費	980	8月3日	切手代 (レポート郵送) 302/312 按分	広報費	1,084
8月5日	送料 (レポート郵送) @65×120 8分の7	広報費	6,825	8月5日	送料 (レポート郵送) @65×120 302/312 按分	広報費	7,550
8月6日	切手代 (レポート郵送) 8分の7	広報費	280	8月6日	切手代 (レポート郵送) 302/312 按分	広報費	309
8月8日	切手代 (レポート郵送) 8分の7	広報費	280	8月8日	切手代 (レポート郵送) 302/312 按分	広報費	309
8月10日	レポート配布 (j-1) 3円×5000枚 7/8 按分	人件費	13,125	8月10日	レポート配布 (j-1) 3円×5000枚 302/312 按分	人件費	14,519
8月13日	切手代 (レポート郵送) 8分の7	広報費	210	8月13日	切手代 (レポート郵送) 302/312 按分	広報費	232
8月15日	切手代 (レポート郵送) 8分の7	広報費	700	8月15日	切手代 (レポート郵送) 302/312 按分	広報費	774
8月22日	切手代 (レポート郵送) 8分の7	広報費	2,949	8月22日	切手代 (レポート郵送) 302/312 按分	広報費	3,261
8月28日	切手代 (レポート郵送)	広報費	1,520	8月28日	切手代 (レポート郵送) 302/312 按分	広報費	1,471
8月29日	レポート印刷代 90%	広報費	83,632	8月29日	レポート印刷代 7/8 按分	広報費	81,309
9月5日	PCパソコンソフト編集ソフト	事務費	79,800	9月5日	PCパソコンソフト編集ソフト 90%按分 ポイン	事務費	64,638

					ト控除		
9月7日	切手代	広報費	6,790	9月7日	切手代 302/312 按分	広報費	6,572
9月17日	レポート配布(j-1) 3円×6000枚	人件費	18,000	9月17日	レポート配布(j-1) 3円×6000枚 302/312 按分	人件費	17,423
9月19日	インクカートリッジ	事務費	1,980	9月19日	インクカートリッジ ポイント控除	事務費	1,960
9月30日	切手代 80円×300枚	広報費	24,000	9月30日	切手代 80円×300枚 302/312 按分	広報費	23,230
10月1日	切手代 7/8 按分	広報費	4,471	10月1日	切手代 302/312 按分	広報費	4,946
10月8日	宛名書き 8円×2000	人件費	16,000	10月8日	宛名書き 8円×2000 302/312 按分	人件費	15,487
10月18日	レポート配布(j-1) 3円×6000枚 7/8 按分	人件費	15,750	10月18日	レポート配布(j-1) 3円×6000枚 302/312 按分	人件費	17,423
11月18日	切手代 80円×145枚 +10円×4	広報費	11,640	11月18日	切手代 80円×145枚+10円×4 302/312 按分	広報費	11,266
11月30日	レポート配布(j-1) 3円×6000枚	人件費	18,000	11月30日	レポート配布(j-1) 3円×6000枚 302/312 按分	人件費	17,423
11月30日	宛名書き 8円×2000	人件費	16,000	11月30日	宛名書き 8円×2000 302/312 按分	人件費	15,487
12月2日	インクカートリッジ	事務費	6,160	12月2日	インクカートリッジ ポイント控除	事務費	6,098
12月10日	郵送費 @65×103 8分の7 按分	広報費	5,858	12月10日	郵送費 @65×103 302/312 按分	広報費	6,480
12月13日	レポート配布(j-1) 3円×6000枚 7/8 按分	人件費	15,750	12月13日	レポート配布(j-1) 3円×6000枚 302/312 按分	人件費	17,423

12月27日	郵送料 @65×128	広報費	8,320	12月27日	郵送料 @65×128 302/312 按分	広報費	8,053
12月27日	郵送料 @65×116	広報費	7,540	12月27日	郵送料 @65×116 302/312 按分	広報費	7,298
12月28日	切手代	広報費	2,920	12月28日	切手代 302/312 按分	広報費	2,826
12月28日	郵送料 @65×110	広報費	7,150	12月28日	郵送料 @65×110 302/312 按分	広報費	6,920
12月29日	切手代	広報費	800	12月29日	切手代 302/312 按分	広報費	774
12月30日	切手代	広報費	6,630	12月30日	切手代 302/312 按分	広報費	6,417
12月30日	宛名書き 8円×2000	人件費	16,000	12月30日	宛名書き 8円×2000 302/312 按分	人件費	15,487
12月31日	郵送料 @65×214	広報費	13,910	12月31日	郵送料 @65×214 302/312 按分	広報費	13,464
12月31日	宛名書き 6円×310	人件費	1,860	12月31日	宛名書き 6円×310 302/312 按分	人件費	1,800
1月1日	切手代	広報費	2,400	1月1日	切手代 302/312 按分	広報費	2,323
1月1日	切手代	広報費	800	1月1日	切手代 302/312 按分	広報費	774
1月1日	郵送料 @65×205	広報費	13,325	1月1日	郵送料 @65×205 302/312 按分	広報費	12,897
1月2日	切手代	広報費	1,600	1月2日	切手代 302/312 按分	広報費	1,548
1月3日	切手代	広報費	2,400	1月3日	切手代 302/312 按分	広報費	2,323
1月5日	切手代	広報費	1,600	1月5日	切手代 302/312 按分	広報費	1,548
1月5日	郵送料 @65×103	広報費	6,695	1月5日	郵送料 @65×103 302/312 按分	広報費	6,480
1月6日	郵送料 @65×119	広報費	7,735	1月6日	郵送料 @65×119 302/312 按分	広報費	7,487
1月7日	切手代	広報費	800	1月7日	切手代 302/312 按分	広報費	774

					分		
1月7日	郵送料 @65×100	広報費	6,500	1月7日	郵送料 @65×100 302/312 按分	広報費	6,291
1月19日	封筒印刷	事務費	87,412	1月19日	封筒印刷 3/4 按分	事務費	65,559
1月22日	切手代 80円×300枚	広報費	24,000	1月22日	切手代 80円×300枚 302/312 按分	広報費	23,230
1月28日	レポート配布(j-1) 3円×6000枚	人件費	18,000	1月28日	レポート配布(j-1) 3円×6000枚 302/312 按分	人件費	17,423
1月31日	インクカートリッジ	事務費	8,140	1月31日	インクカートリッジ ポイント控除	事務費	8,058
2月14日	レポート配布(j-1) 3円×6000枚	人件費	18,000	2月14日	レポート配布(j-1) 3円×6000枚 302/312 按分	人件費	17,423
2月15日	宛名書き 8円×2000	人件費	16,000	2月15日	宛名書き 8円×2000 302/312 按分	人件費	15,487
2月28日	両国横綱公園視察兼意見聴取(純喫茶ヒロ)	会議費	400				
3月7日	レポート配布(j-1) 3円×6000枚	人件費	18,000	3月7日	レポート配布(j-1) 3円×6000枚 302/312 按分	人件費	17,423

## 9 I 議員

●誤記控除				●誤記更正			
4月9日	産経新聞社 正論年間購読(19年4月~20年3月)	資料購入費	8,160				
4月30日	政務調査費交通記録簿より	調査研究費	7,820	4月30日	政務調査費交通記録簿より	調査研究費	6,840
5月10日	光塩会 「食育」研修費	研修費	3,000				
5月16日	日本会議地方議員連盟	研修費	7,000				

	研修						
5月19日	弘志堂 インク	事務費	6,015				
5月31日	政務調査費交通記録簿より	研修費	4,420	5月31日	政務調査費交通記録簿より 1/2	研修費	2,720
5月31日	政務調査費交通記録簿より	会議費	7,950	5月31日	政務調査費交通記録簿より	会議費	7,570
6月30日	政務調査費交通記録簿より	会議費	1,920	6月30日	政務調査費交通記録簿より	会議費	1,600
7月31日	政務調査費交通記録簿より	調査研究費	10,200	7月31日	政務調査費交通記録簿より	調査研究費	9,460
8月25日	NTT コミュニケーションズ(株)ネット接続8月分 2/2625	事務費	1,612	8月25日	NTT コミュニケーションズ(株)ネット接続8月分 2/2625	事務費	1,312
8月31日	政務調査費交通記録簿より	研修費	21,600	8月31日	政務調査費交通記録簿より 2/3	研修費	14,400
8月31日	政務調査費交通記録簿より	調査研究費	20,540	8月31日	政務調査費交通記録簿より 2/3	調査研究費	15,180
9月30日	政務調査費交通記録簿より	会議費	9,600	9月30日	政務調査費交通記録簿より	会議費	6,900
10月26日	全国教育問題協議会 教育情報資料代金	資料購入費	500				
10月30日	政務調査費交通記録簿より	研修費	1,650				
11月1日	日本郵便 新宿支店 区政報告葉書	広報費	25,000				
11月1日	日本郵便 新宿支店 葉書	広報費	25,000				
11月1日	日本郵便 新宿支店 葉書	広報費	25,000				
11月30日	政務調査費交通記録簿より	調査研究費	4,730	11月30日	政務調査費交通記録簿より	調査研究費	3,910
11月30日	政務調査費交通記録簿より	会議費	2,920	11月30日	政務調査費交通記録簿より	会議費	1,640
12月30日	政務調査費交通記録簿より	会議費	5,020	12月30日	政務調査費交通記録簿より	会議費	4,700

1月16日	杉並法人会 8000×按 分	調査研 究費	2,000				
1月31日	政務調査費交通記録簿 より	調査研 究費	7,200	1月31日	政務調査費交通記 録簿より	調査研 究費	6,220
1月31日	NTT コミュニケーショ ンズ 2/2663	事務費	1,331				
3月2日	NTT コミュニケーショ ンズ (株) 2/2767	事務費	1,388	3月2日	NTT コミュニケー ションズ (株) 2/2767	事務費	1,383
3月10日	弘志堂 B%封筒 3600 枚	事務費	23,000				
3月25日	携帯電話 11596×1/2 KDD I	事務費	5,798				
3月27日	(株) スプリント 区 政報告印刷 15000 枚 131750 円	広報費	131,750	3月27日	(株) スプリント 区政報告印刷 15000 枚 131750 円 11/12	広報費	120,770
3月27日	産経新聞西荻窪専売店 折込 10000 枚 47250 円	広報費	47,250	3月27日	産経新聞西荻窪専 売店 折込 10000 枚 47250 円 11/12	広報費	43,312
3月31日	政務調査費交通記録簿 より	研修費	380				
3月31日	会派視察	研修費	81,182	3月31日	会派視察	研修費	80,896
3月31日	I-1 (臨時職員記録 簿)	人件費	20,000				
3月31日	NTT コミュニケーショ ンズ (株) 2/2662	事務費	1,331				
3月31日	NTT コミュニケーショ ン 2/2769	事務費	2,769	3月31日	NTT コミュニケー ション 2/2769	事務費	1,384

## 第6 監査の結果と判断

### 1 監査結果

本件措置請求については、監査を担当した二名の監査委員の合議により、次のように決定した。

請求の一部を却下するとともに、請求の一部を認容し、残余の部分について棄却する。区長は請求の一部を認容した会派に対して、要返還額とした合計 245,113 円の返還に必要な措置を、8月31日までに講じられるよう勧告する。

### 2 請求人の包括的な主張についての判断

損害額の速やかな返還を求めるよう杉並区長に勧告することを求める、という措置請求の要旨に直接かかわる事項の中で、請求人が包括的に主張する内容について、それぞれ次のように判断した。

#### (1) 政務調査費に関する基本的な考え方

請求人は政務調査費について、「政務調査費の費用支出は、本質的に会派又は議員への委託に基づき、その必要な経費の一部を杉並区が負担する趣旨である。よって、会派又は議員はその内容の真実性は勿論、必要性、効果（効用）を杉並区民に説明する責任がある。説明が十分になされず、内容があいまいで、用途を特定できずに私的流用や議員公職への流用等を疑われる支出は不当であり、目的外支出とされるべきである。」と主張する。

一方、区議会事務局抗弁書（以下「抗弁書」という）は、平成21年9月29日付東京高裁判決の「民主主義社会における議員の議会活動の重要性にかんがみても、前記の政務調査費の使用が許される『議員の調査研究』ないしは『議員が行う区の事務に関する調査研究』（政務調査費用途基準）はこれを狭く解すべきではなく、明らかに議員の議会活動に反映・寄与しないあるいは反映・寄与の程度が相当に低いと認められる行為を除いて、直接及び間接に議員の議会活動に反映・寄与する行為であれば、これを広く政務調査費の使用が許される『議員の調査研究』ないしは『議員が行う区の事務に関する調査研究』に当たるものと解すべきである。」との判断をもとに、「会派・議員の調査研究の対象は広範囲に及び調査方法も多様であるため、明らかに議会活動に反映・寄与しない、あるいは反映・寄与の程度が相当に低いと認められる行為を除き、その行為に伴う政務調査費の支出が政務調査費条例施行規則に定める用途基準に照らして、明らかに必要性ないし合理性を欠いている等、議員・会派の裁量的判断を著しく逸脱していると認められない限り、目的外の支出であるとはいえない」とし、用途の透明性及び客観性については「杉並区議会では政務調査費条例制定時から出納簿（写）を収支報告書に加えて議長に提出し、区民が閲覧できる

よう定めており、平成19年5月1日より政務調査費の収支報告書と出納簿提出の際、領収書その他の証拠書類を添付するよう政務調査費条例改正を行い、区民に対する透明性の確保が図られてきたと認識している。さらに、学識経験者等、第三者の意見も反映した使途基準細目を平成20年4月1日から適用し、平成21年6月に設置した調査検討委員会では、平成22年4月から適用する使途基準細目の見直しや証拠書類の取り扱いのみならず、疑義の生じる支出のチェックやその時々社会情勢に適合する基準作成に向けての意見を聴取すること等を目的として、外部の有識者のみで構成する第三者機関を平成22年度に設置することを結論付け、客観性だけでなく中立性・公平性も担保できるよう努めている。」と述べている。

## (判 断)

政務調査費についての基本的な考え方は、「21年監査結果」で詳述したところであるが、政務調査費を区政の調査研究に直接用いられる費用に限らず、広く議員の調査活動基盤を充実させ、その審議能力を強化させるという観点から見て、調査研究のために有益な費用も含まれると解することが妥当である。

請求人の「内容があいまいで、使途を特定できずに私的流用や議員公職への流用等を疑われる支出は不当であり、目的外支出とされるべきである。」とする主張も、こうした基本的な考え方に沿って、具体的な行為の検討が行われるべきであり、直ちに当・不当の判断基準として採用することはできない。

## (2) 政務調査費の使途と会派及び議員の自律性

請求人は、「政務調査費の使途については、議員ら受給者側の自律規定のみに委ねられることは許されず、社会通念上、許されないと判断される支出に関しては返還を求める司法判断が積み重ねられてきている。」と主張する。

一方、抗弁書は、「法100条14項では、政務調査費の使途について、『議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として』という以上に、具体的な内容を明確にしていない。これは、各地の実情に応じた運用を図るべく、各地方自治体の議会が定める政務調査費条例にその具体化を委ねることとしたものと解される。したがって、政務調査費の使途については、法の趣旨に反しない限りにおいて、各地方自治体における条例の定めるところに従うものと解するのが相当である。」と述べている。

## (判 断)

「21年監査結果」で詳述したところであるが、「政務調査費の使途については、法の趣旨に反しない限りにおいて、各地方自治体における条例の定める

ところに従う」とする抗弁書の見解は、それだけでは十分でない。会派や議員の自律性を認めつつ、同時に、その妥当性についてチェックを可能とする説明責任の強化、透明性の確保、情報開示の徹底が求められているのである。

政治活動の自由の保障の必要性を認める立場から、会派や議員の良識に基づく判断を尊重するという視点を基本としつつ、個別の判断においてはそれのみにとどまることなく、社会通念上求められる説明責任の強化、透明性の確保、情報開示の徹底という観点なども加味して、総合的に判断していくことが必要である。

なお、杉並区では、このようなチェックができるよう、使途基準細目、政務調査費支出の基本的な考え方をまとめた「事務処理の手引き」の見直し等を行うための組織を議会に設け検討を進めている。この努力を評価すると共に、なお一層の努力を望むものである。

### (3) 領収書の扱い

請求人は、平成 20 年度の政務調査費収支報告書に添付された領収書等を点検して、①領収書の開示に関し、受取人を特定できない氏名の記載のない領収書が引き続き多数に上った ②19年度監査において不当性を認定され、返還勧告が出された値引きに相当する家電量販店のポイント還元につき、領収書から切除して意図的に実態を隠ぺいした事例が出てきた ③光熱費、通信費等、領収書を受領していることがあきらかにも拘わらず、預金通帳の写しや支払証明書等で代用としているものは、特段の事情が無い限り、領収書の他用途への使い回しを疑わせる ④政務調査費の使途に係わる領収書は家族の領収書をもって代用されるべきではなく、家計や議員の稼業との一体運用など公私混同を疑わせる領収書は不当であり無効と判断されるべきである、と主張する。

抗弁書は、①について、「交付を受ける者の氏名又は名称については、同法（消費税法）施行令第 49 条において、小売業、飲食店業、タクシー業など、不特定多数の者を相手に商売している場合は、交付を受ける者の氏名又は名称の記載がなくてもよいと規定しているため、あて名が未記載のものや、あて名欄自体がないものを、発行者が正式な領収書としているケースが多い。」「しかし、前述のとおり、あて名の記載がない領収書等が法的に認められていることから、現実的には会計時に行列ができていたときは、あらためての領収書発行やあて名・内容の記載を依頼しにくい等、状況的にやむを得ない場合もあるため、必ずしも不当なものとは言い切れないと考える。ゆえに、可能な限りあて名の記載を求めるということを前提としつつ、あて名記載がない状況でも記載内容や資料等の補足説明により、政務調査活動としての必要性や合理性が認められる場合には、証拠書類として有効なものとして取り扱うことが妥当である

と判断する。」と述べている。

次に②について、「当該請求対象の平成20年度政務調査費の証拠書類は、家電量販店のポイント還元に対する監査の判断が明示される以前に提出されたものであり、ポイント相当額が領収書で確認可能な限りにおいては値引きに当たると判断されたことによって、領収書等の内訳・ポイント情報部分を隠蔽したものではない。該当すると思われる一部の領収書については、前述の監査委員の判断に基づき、「21年監査結果」後の見直しの中で、領収書上確認不可能だが通常発生する割合のポイント分相当額を控除して支出する旨、収支報告の訂正を行っていることから悪意を持って行ったものではないことは明らかである。また、同監査結果後から現在までの間に、平成20年度分の支出について、9名の議員が発生ポイント控除に伴う収支報告の訂正を行っている。なお、領収書等で確認可能な限りにおいて、発生ポイント相当額を控除して支出することは、平成22年4月から適用する使途基準細目で規定している。」と述べている。

また、③について、「平成20年度分はこの監査委員の判断が示される以前に通帳コピー等で代用可という認識のもとに収支報告されており、他の用途で使用することを目的として意図的に領収書を提出していないわけではない。」「電話料金の支払証明書・支払内訳書については、領収書等の要件だけでなく、当該料金にかかる回線の電話番号も特定されることから、正規の領収書よりも支出内容を客観的に示すことができると言える。」「通帳は金銭授受の証拠として税務署等でも認知されており、他の提出先が通帳原本の確認やその写しや支払証明書の提出を認めている場合等も考えられることから、原本を提出することが他用途使用の防止策になるわけではない。ゆえに、通帳を証拠書類として提出することのみをもって、直ちに書類不備とすることは適当ではない。」「よって、通帳コピーで代用している支出内容が明らかであり、代用している合理的な理由があれば、あくまでも領収書原本の提出を原則としたうえで、当面は適正な証拠書類として取り扱う。」と述べている。

更に④については、「使途基準では、事務所にかかわる経費や携帯電話利用料の按分支出を認めているため、自宅や自身が経営する会社事務所の一部を議員事務所として使用している場合や、携帯電話を家族契約している場合等に、その領収書等が議員本人名義になっていないケースが一部に見受けられる。第三者名義の領収書等が好ましくないことはいうまでもないが、当該議員から合理的な説明があり、その理由や支出内容等がやむを得ない事情であると判断できる場合は、当面上記の方法で区民等への説明責任を果たす。」と述べている。

## (判 断)

まず、①受取人を特定できない氏名の記載のない領収書のケースについてであるが、抗弁書にある消費税法や同施行令を引用し、宛名のない領収書を政務

調査費の場合に当てはめることには疑義がある。消費税法等は、事業を営む課税業者を前提として、税額算定を行う場合に必要な証拠書類としての請求書等を商取引の実態に合わせて便宜的に定義付けたものであり、公金としての政務調査費を支出する場合とは前提条件が異なる。領収書のあて名は、会派及び議員が政務調査費を適正に支出したことを裏付ける重要な項目である。したがって、会派及び議員は、領収書にあて名の記載を求め、あて名が正しく記載されていることを確認したうえで受領すべきである。したがって、「上様書き」や「未記載」など受取人が特定できない領収書は、原則として、政務調査費の支出を裏付ける領収書等としての要件を満たしていないと判断する。

特に、手書きタイプの領収書は、あて名、金額などの記載事項を確認し、あて名等の記載に漏れや誤りがあれば追記、訂正等を求め、記載事項が正しいことを確認したうえで受領するものである。したがって、あて名が未記載の手書きタイプの領収書は不適切なものと判断する。

ただし、小売店やコンビニエンスストアなどのレジスターから出力されたものについては、あて名が未記載の領収書であってもそのまま受領するのが社会的に一般的であり、こうしたものについてまであて名の記載を求めることは、現実的な妥当性に欠ける。したがって、領収書に印字された取引内容や領収書等貼付用紙への補記説明などから、政務調査活動に関するものと類推できる場合は、適正な証拠書類の一つとして取り扱うことが妥当である。また、小売店やタクシー、時間貸駐車場などのあて名欄がない領収書についても同様である。

次に、②家電量販店のポイント還元については、「21年監査結果」で指摘したとおり、領収書で値引きと認められるポイント分は支出額から控除すべきである。なお、請求人は「値引きに相当する家電量販店のポイント還元につき、領収書から切除して意図的に実態を隠ぺいした事例」を指摘するが、抗弁書でも述べられたとおり、特に問題はないものと判断する。また、家電量販店指定の会員カードを持っていない場合にはポイントは発生しないことは言うまでもない。

なお、ポイント還元分の取り扱いについて、従来明確でなかった点について補足する。すなわち、還元されたポイント分のその後の使用についてであるが、還元して付与されたポイント分は、政務調査費の支出からは控除されたものとなっており、購入者本人が負担したものである。したがって、そのポイント分を、事後の個人的な購買に充てようと、また、次回以降の政務調査費の支出に充当しようと、購入者本人の自由である。問題は、このポイント分を、次回以降の政務調査費の支出に充当した場合に、充当されたポイント分を、政務調査費の支出金額に加えて請求することが出来るかどうか、である。さて、このポイント分は、もともと購入者本人が負担した支払分がポイントの形として残っていたものであり、それを使用して新たに政務調査費としての購入を行った場合にも、購入者本人が負担している、という性格に変化はない。したがって、

レシート等でポイントの充当が確認される限りにおいては、レシートに記載された支払額に、この充当されたポイント相当額を足したものが、政務調査費の対象となる総支払金額であり、この総支払金額から、新しく付与されたポイント分を控除した金額が、現実に政務調査費による支出として請求可能となる金額である。従来、取扱い方法が明確ではなかったものであるが、政務調査費による購入の際に貯めていたポイントを使用した場合には、そのポイント相当額は現金による支払と同様に扱い、政務調査費の支出として認めることが妥当である。

次に、③光熱費、通信費等、領収書を受領していることがあきらかにも拘わらず、預金通帳の写しや支払証明書等で代用としているもの、についてであるが、いうまでもなく、領収書が発行されているものは領収書原本の提出が原則である。

しかし、「事務処理の手引き」には通帳の写し等による代用を認めるかのような記載があることなど、これまで半ば慣例として、通帳の写し等による代用が認められてきた経緯がある。したがって、これらの取り扱い方法について、透明性の向上を図るという観点から早期に明確にすることを求めつつ、現時点においては、補足説明や通帳の摘要欄などで使途が政務調査活動に関するものと類推できるものについては適正に支出されたものとみなすことが妥当と判断する。なお、口座引落としによる支払いで領収書が発行されないケースについても同様に扱うこととする。

なお、今後は議員本人の口座から引き落とされていることの裏付けとなる取引明細書、口座振替通知書などの書類の提出を求めるなど、より透明性の向上を図ることを検討されたい。

最後に、④他人名義の領収書、についてであるが、あて名が他人名義の領収書が不適切であることはいうまでもない。しかしまた、公共料金の契約者が配偶者等であるために領収書が配偶者等の名義となっているケースなどについては、これまでの経過なども含めて、直ちに不当とは言い切れない側面もある。したがって当面、事務所の光熱水費等については、他人名義になっている理由が合理的に説明され、それを裏付ける証拠書類等があれば、政務調査費からの支出を妥当なものと判断するが、公費からの支出であることに鑑みて、早期に本人名義の契約に変更することを求めたい。

#### (4) スイカ・パスモ

平成 20 年度から新たに使途基準細目に加えられたスイカ・パスモ等のチャージ料について、請求人は、「Suica は駅売店から駅周辺商店街での買い物等にまで使途が拡がり、その実態は電子マネーと化し交通費の使途とは認められない。かかる使途不明な支出は不当であり、目的外支出とされるべきである。」

と主張する。

これに対し、抗弁書は、「会派・議員の日々の活動には、移動するための交通費がつきものであり、ある程度効率的な決済手法も必要と判断し、平成 19 年度の検討会で外部の有識者の意見を反映して、支出を認めることを規定したものである。もちろん、区民に理解していただける範囲内という前提のもとに定められた経費であるため、区政に関する調査研究活動以外の交通費が一部含まれたり、検討を行った平成 19 年度当時はかなり狭い範囲であったが交通費以外に使用できる可能性もあることを考慮し、使途基準細目で経費の按分上限を4分の3とし、さらに月の支出上限額を2万円とするという一定の支出制限も設けており、社会通念上許される範囲内の支出と認識している。」と述べている。

さらに、抗弁書は「チャージできる枚数や場所等については、制限を設けることの必要性を感じていない。」とし、「なお、この基準は検討された当時と現在では suica 及び pasmo を取り巻く環境が変化してきている事実は否定できないため、平成 22 年度に設置する外部有識者で構成する機関の専門的な見地からの中立的な意見を反映する形で再度検討したいと考える。」と述べている。

## (判 断)

政務調査費は、区政に関する調査研究に資するために必要とする経費に支出されるべきものである。したがって、具体的な経費の支出が前提になることは言うまでもない。しかし、スイカやパスモのチャージという行為は、現金を財布からスイカ・パスモという電子マネー用の財布に移したに過ぎず、その時点では、政務調査のために必要な経費の支出が行われるものではない。したがって、平成 20 年度に「使途基準細目」が、スイカ・パスモ等のチャージ料を計上することを認めたことは、政務調査費条例に違反する可能性がある。

公共交通機関の利用等にあたって、スイカ・パスモ等を使用することは当然認められるものであるが、それは、具体的に公共交通機関等を利用してスイカ・パスモ等から支出した時点で政務調査費の対象となるものであって、チャージだけの段階では、政務調査費とは関わりがないものと解するのが相当であろう。なお、スイカ・パスモ等の利用明細は、通常、チャージが可能な機械によって一回に限って打ち出すことが可能である。利用の実績はチャージ料によってではなく、利用明細によって確認することができるのである。

したがって、抗弁書が述べる「環境の変化」とは別の意味で、早期に使途基準細目を見直し、是正することを求める。

しかし、以上を前提としつつも、本監査請求の判断として、チャージ料すべてを違法とするのは適切ではない。すなわち、「使途基準細目」がチャージ料の計上を認めたことに伴い、一人ひとりの議員や会派は、この使途基準細目に則して政務調査費を計上すれば良いものと判断し、結果として、交通費の利用

明細等を取得、提出する必要性を認めなかったものと推測することが出来る。使途基準細目が、支出金額と支出割合の上限を定めているのも、チャージ料によって交通費等の支出を概算で把握しようとしたものと認められるのであって、筋違いではあるものの、それなりの意図は認められるのである。

したがって、チャージ料の計上をそのままの形で認めることはできないものの、本監査請求においては、チャージ料の計上額を交通費の支出額等と読み替えて解するものとするのが妥当である。

以上から、スイカの利用を一律に使途不明な支出とする請求人の主張は認められない。

## (5) 按分

請求人は、「文具等、他の用途との併用があきらかな支出に関しては」「按分せず全額を計上する例が多数みられた。早急な対処を求める。」と主張する。

抗弁書は、「他の用途との併用が明らかである場合には、区政に関する調査研究に資するために必要な経費相当額を区分して支出することが必要であるため、政務調査費の取扱いに関する規程で定めたとおり、原則一定の按分が必要である」「ただし、自家用車を日常の調査研究活動に使用する場合のガソリン代や事務所の電話料金等と異なり、一般的な文具やその他消耗品類等、他の用途との併用が明らかであると直ちに判断できない支出がある。後者については、購入内容を明確にしたうえで、会派・議員が区政に関する調査研究活動に使用する必要に駆られて購入するなどの必要性や内容に合理性を具備していることが類推できるものは、経費を按分しないで支出するケースもあり得るため、同じ支出であっても会派・議員の使用形態によって、按分の有無やその割合が異なると考える。」「金額的に高価なものについては区民の理解を得られるよう、平成20年4月から使途基準細目で、50,000円以上の物品を備品と定義し、備品購入費については、実態に則して按分する旨規定している。」と述べている。

## (判 断)

物品等については、本来、一つひとつ政務調査活動に関して使用する割合を算出し、その割合に相当する金額を計上すべきものである。しかし、現実問題として、そのような形で按分割合を各々算出することは煩雑でもあり不可能に近い。そのような場合は、便宜上、あらかじめ按分割合を設定し、その按分割合に基づき計上するのが合理的である。そこで、他の用途との併用が社会通念から見て一般的な物品等についての按分割合の基準を2分の1と設定し、支出

の妥当性を判断することとする。ただし、他の用途で使用しないことや2分の1を超える按分割合で計上していることについて、合理的な説明がなされている場合は、その支出を妥当なもの判断することが適当である。

なお、本監査請求の対象になっている20年度については、「事務処理の手引き」などによって按分しない場合の説明が求められていなかったことを考慮し、文房具類等、他の用途と分けした使用が可能であると考えられる一般的な消耗品については、按分しないことを持って直ちに不適切とはせず、会派・議員等からの説明などにもとづき個別に判断することとする。

今後は、按分割合について、個人的使用が可能なものは、個人的使用を2分の1、政務調査以外の議員活動分を4分の1、政務調査分を4分の1とする判例が増えていることも踏まえ、当該物品等を個人的に使用するのか、議員としての使用に限定するのかなど使い方に応じ、また、按分割合の根拠を示すなど、透明性を高める方向で検討されたい。

## (6) 交通費

請求人は、「区役所への往復交通費を政務調査費に計上することは、交通費に係わる費用弁償を廃止した議会合意の趣旨に反する。かかる費用を政務調査費で賄うことは不当であり、目的外支出と判断されるべきである。」と主張する。

抗弁書は、「平成18年度から費用弁償が廃止になり、本会議や委員会に出席するための登庁交通費は支給されなくなった。よって、本会議や委員会と重複するか否かにかかわらず、政務調査活動を行うために区役所へ登庁した場合の往復交通費を支出することは二重支給になるものではない。また、目的地が区役所庁舎であっても、用務が区政に関する調査研究に資する事項であれば、支出できないとする理由がない。」と述べている。

## (判 断)

政務調査活動を適切に行うために要する交通費を政務調査費から支出することは当然、認められるものである。その場合、区役所において政務調査活動を行う機会も多いと想定される。一方、平成18年の改正により、議員には通常の議員活動として本会議や委員会に出席する際の登庁交通費は支給されなくなっている。したがって、本会議や委員会と重複するか否かに関わらず、区役所等で政務調査活動を行う場合には、政務調査費として交通費を支出することは、二重の交通費支給になるものではなく、問題がないと判断する。また、「交通費に係わる費用弁償を廃止した議会合意の趣旨に反する」とする請求人の主張であるが、「趣旨」をもって、政務調査費の使途の当・不当の判断基準

とすることは適切でない。なお、政務調査活動としての登庁であることを明示するために、政務調査交通費記録簿の備考欄等にその旨記載されることが必要であることは言うまでもない。

## (7) 当該年度以外の支出

請求人は、「新聞、雑誌等の年間購読料支払いに関し、年度後半から年度末にかけて翌年度分又はその一部を含み当該年度に前払いする支払いが多数見受けられる。年度内の支払いに限定すべきであり、年間購読は期初あるいは半年単位の契約・支払いとして年度を超えぬよう配慮を要する。」と主張する。

抗弁書は、「専門紙の場合等、発行元に年間購読料を支払う場合は、その支払期日が支払先の都合によるケースが多く見受けられる。なお、区議会では現金主義により政務調査費の支出を行っており、政務調査費条例・政務調査費条例施行規則等で支出の原因となる事実がその年度中に発生していなければならないことを規定していない。」また、「平成18年11月18日の東京高裁判決では『議員のウェブサイト管理料年額3万7,800円の支払日は平成16年9月30日であるところ、ウェブサイトの管理料1年分を一括で支払うということは管理料の支払方法として十分首肯できるものであるから、管理料の支払いを平成16年度の会計年度内に生じた支払い義務に対する支払いと見ることができるから、そもそもこれを会計年度制や会計年度独立の原則に抵触するということもできない。』と判断されており、政務調査費を支出した時点が当該政務調査費の交付年度に属するのであれば、支出の原因となる事実が翌年度以降のものであっても支出は可能と解することができる。」とする。一方、「平成19年12月20日の仙台高裁判決では、政務調査費が交付された年度において発生した経費についてのみ支出が可能とする発生主義を採用しているが、これは当該議会が条例で、『当該年度において市政に関する調査研究に資するため必要な経費』という表現を規定に盛り込んでいることに基づく判断であり、当区議会では政務調査費条例等でこのような表現を用いていないため、同判決の内容を直接当てはめることは適切ではない。」「また、「21年監査結果」において、次年度以降の購読料については、1年を超える購読料の支出は適切ではないと監査委員が判断していることから、前述の東京高裁判決の判断をベースにしつつも、支出の原因となる事実が当該年度分ではない場合には、その支出の範囲を1年分に留めるという考え方を区議会事務局では現在採用している。よって、翌年度以降の1年分や翌年度分の一部を含む新聞・雑誌等の年間購読料をその支払いが発生した日付で支出することは不適切な支出には当たらない。なお、現金主義で一律処理をしているため、新聞・雑誌等の年間購読料だけでなく、事務所や駐車場の賃料の一部、視察経費の旅行会社への支払い、区政報告発行経費についても翌年度分の

支出を、事務所の光熱水費、電話料金、クレジットカードによる支払い等については前年度利用分の支出を認めている。ただし、先払いの支出で、支払い済みの終期までの間に議員の職を辞する場合には、収支報告の際過払い分の返還が必要となることや、議員の職に就く前の利用実績分が、その職に就いた後に請求・支払いとなる場合は計上できないことは認識しており、現金主義を採用することによって区に損害を与えているとはいえない。」と述べている。

## (判 断)

政務調査費条例は、政務調査費収支報告書等の提出や政務調査費の返還について、年度を基準として行うことを定めている。しかしまた、一部の自治体の同条例に定められているような、区政に関する調査研究に資する、という政務調査費の目的に関して「当該年度の」といった限定を置いているものではなく、また、政務調査費の交付については、四半期を基準にしている。

したがって、請求人が主張するように、政務調査費の支出やそれによる効果の発生をすべて、当該年度内に限定しなければならない、と断定しなければならないものではない。

しかし一方で、抗弁書の主張に散見されるように、当該年度内に支出したもののについては、その効果の発生が年度内であるか否かに係わらず、基本的にすべてを認めるべきだ、といった、徹底した現金主義によることも、行き過ぎた解釈と思われる。

「政務調査費条例」を全体として見たとき、原則としては年度主義を取りつつも、区政に関する調査研究という目的に資する範囲において柔軟な対応を認める趣旨と解することが妥当であろう。

したがって、例えば翌年度の4月に行う視察にかかる経費について、前年度である3月に支出し、政務調査費に計上することや、雑誌の購読契約などにおいて、一部翌年度にまたがる年間契約を結び、年間分の経費を計上することについては、特に問題がないものと判断する。

ただし、例えば資料としてバックナンバーを購入するような場合を除き、一般的な購読契約において、一年(12ヶ月)分を超えた契約を行い、そのすべてを政務調査費に計上することは、政務調査費の返還を、年度を基準として行うこととしている「政務調査費条例」の趣旨などから見て、適切ではない。現金主義を取るとしても、一年(12ヶ月)分を超える契約などを安易に認めることは年度を基準として定められている内容との整合性を著しく損なうことになりかねず、全体として一年(12ヶ月)分を超えるものについては、その超えた部分については不適切と判断することが妥当である。

## (8) 区政報告

請求人は、「区政報告として開示された議員・会派の報告書の内容を個別に精査した処、その内容の大半が区議会で質疑・採決された内容と区の広報の範囲内にとどまることがあきらかになった。政務調査費は議員・会派が個々に区政に係わる問題点を調査する目的に支出することが本義であり、何ら調査の痕跡すら見られない使途に係わる支出は不当であり、目的外支出とするべきである。」と主張する。

抗弁書は、「平成21年9月17日の名古屋高裁判決によると『市民の意見を収集、把握することは議員の調査研究の一つとして重要であり、調査研究活動、議会活動及び市政に関する政策等を市民に知らせることは、市政に対する市民の意思を的確に収集、把握するための前提として意義を有するものといえることができるから、こうした広報のために支出した費用も市政に関する調査研究に資するため必要な費用として、政務調査費の使途基準に適合するものと解される。』と示している。このことから、区議会での質疑や区政全般に関することを区民に知らせることにより、区民の意思を収集、把握することは会派・議員から新たな陳情又は意見等のフィードバックが予想され、そこから新たな視点の政務調査活動の開始が見込まれるものであれば、区政の問題点を認識するための調査研究活動に資するといえる。また、政党活動や後援会活動など、議員の審議能力を強化することにより地方議会の活性化を図るといふ、政務調査費の趣旨に適合するものではない内容部分は、原則紙面の面積等に占める割合等で按分して支出する必要があると考えるが、平成20年9月5日の東京地裁判決では、『なるべく多くの区民に広報紙に対する関心を持ってもらい、読んでもらうための1つの手段として、本国会派が行う議会活動及び区政に関する政策等以外の記事を掲載し、当該記事に係る経費に政務調査費を充てることも、それが合理的な範囲にとどまる限り許されるものと解するのが相当。』と示されていることから、紙面の一部にエッセンスとして加える調査研究活動以外のお知らせや連絡先、文章の書き出しに使用することが一般的な儀礼的文言、写真などについては、合理的な範囲内であれば、詳細に区分せず政務調査費で支出できるものとする。」と主張する。

## (判 断)

区政報告については、どのような内容を書けるかは議員個々の自律性に任されているものである。抗弁書にある平成21年9月17日名古屋高裁判決でも認められているように、区議会報告も政務調査の一環であることは認められるところであり、区議会報告が中心だから不当とする主張は失当である。なお、区政報告に選挙、政党、後援会活動など政務調査以外に関わる内容の記載があれば、その記載スペース分に相当する部分まで政務調査費で支出することは認められないので適切な按分をする必要がある。

なお、ホームページについても、紙媒体と同様に扱うこととする。ただし、紙媒体による区政報告は実物の提出を受けることで、按分チェックが可能であるが、ホームページは更新されるので、遡って確認することはできない。したがって、ホームページの按分基準や上限の設定などについて検討されたい。

## (9) 事務所費

請求人は、「未だに自宅住居を事務所として賃料の一部を政務調査費から支出する議員がいることは、政務調査費を生活費の一部と誤認するかの如き行為であり、判例に示される見解や他自治体の趨勢にも逆行する。早期の改善を求める。」と主張する。

抗弁書は、自宅が賃貸物件でその一部を議員事務所として使用している場合の賃料等について、「賃借料を計上する場合には事務所の用件を具備することを示す書類の提出を規定により義務付けている。事務所費で認める支出の大部分は、経費を合理的に区分することが困難なため、自宅兼用事務所の場合、賃借料については支出割合と毎月の支出額に、光熱水費については支出割合に上限を設け、活動の実態に則した額の算出基準として、それぞれに要した経費に事務所使用部分の面積等を考慮した按分率を適用した上で、明らかに調査研究活動以外の議員活動にも使用されると認められるため、さらに2分の1を乗じた額と定めている。この事務所使用部分については、使用形態の相違により議員独自の判断に基づくものであり、別途書類の提出を義務付けていないが、当該議員からは自身の判断により間取り図の提出等の補足説明がされている。この算出基準は、平成19年度の検討会で第三者の意見も反映しており、各議員の支出はこの基準の範囲内となっており問題ない。なお、自宅以外に議員事務所としての物件を賃貸借する場合には、支出割合の上限を規定する際、使用面積等による経費の区分が当てはまらないため、契約書等、事務所の用件を具備することを示す書類が提出されていれば、間取り図等の提出は必要とまではいいきれない。」と述べている。

## (判 断)

事務所賃借料や光熱水費については、自宅兼事務所であっても使途基準細目で支出割合上限、面積按分などを定めており、その範囲内であれば問題はないものと判断する。

また、親子間の賃貸については、平成19年12月26日大阪高裁判決で「親子間で当該事務所部分の使用関係ないし経費の負担関係を明確にしておくために当該部分について賃貸借契約を締結することは、それ自体別段不自然ということとはできず」として認めているように、直ちに、政務調査費からの支出を違法・

不当とまでは言い切れない。ただし、自己所有の建物について事務所として賃借することについては、20年度の使途基準細目で新たに、計上できないと明記されたところであり、関連企業を中間に挟む場合なども含めて、厳密な適用が必要である。こうしたものも含めて、抗弁書が言う「社会情勢の変化等を勘案し、事務所費全般について、平成22年度に設置する外部有識者のみで構成する第三者機関から意見を聴取する所存である。」との検討が進められ、区民に疑念を抱かれることのないように、より透明度の高い基準が設定されることを期待する。なお、政務調査費での支出が違法・不当とまでは言えないが、福祉施設の一部を事務所的に使用している例が見られた。施設の性格からみて適切か否か疑問があり、検討されることが望ましい。

### 3 会派又は議員に対する請求人の個別の主張についての判断

個々の議員又は会派に対する請求人の主張については、共通又は重複する部分が相当数あるため、支出種別ごとにまとめ、それぞれについての判断基準を述べる。

#### (1) 視察・研修

##### ① 政務調査費での支出が認められる範囲

政務調査費についての基本的な考え方は、第6の2の(1)及び(2)で述べたところであるが、広く議員の調査活動基盤を充実させ、その審議能力を強化させるという観点から調査研究のために有益な費用も含まれ、また、第一義的には、会派や議員の良識に基づく判断を尊重しつつ、総合的に判断すべきものである。抗弁書でも引用されている平成19年2月9日の札幌高裁判決が「その調査対象は極めて広範なものにならざるを得ず、調査活動の市政との関連性、その目的、訪問先、調査方法、必要性等も極めて広範な裁量の下に行われるものであると認められる。」「一見明らかに市政とは無関係であるとか、極めて不相当な日程や著しく高額なもの等以外は、これを認めるのが相当である。」との判断を示しているのも、同様の認識に立つものと思われる。したがって、請求人の主張は多くの場合狭く、限定してとらえすぎであり、認められない。なお、政党活動や後援会活動等に支出できないことは言うまでもないが、一部にこうした区政の調査研究に資するとは認められない経費が含まれる場合には、経費を区分する必要がある。

##### ② 調査研究活動の成果を議会での質問や政策提言等に盛り込む必要性

調査研究活動の成果を、いつどのような形で反映させるかについては、会派・議員は広範な裁量権を持っていると考えられ、適切な支出の要件を備えていれ

ば、その判断は尊重されなければならない。したがって、必ずしも議会での質問等、目に見える形ですぐに成果を示さなければならないというものではない。

③ 政治資金規正法で定める政治資金パーティに該当する催しへの参加経費

抗弁書は「平成21年8月7日付の住民監査請求において、政治資金パーティに該当する催しの参加費への支出に疑念をもたれたことを受け、区議会では指摘を受けた支出の計上をすべて取り消した。平成20年度分では12月8日に開催された杉並No.1の会主催の講演会参加費が該当しており、政務調査費で支出した議員はすべて計上を取り消している。」と述べている。出納簿等証拠書類を点検して確認したが、請求人の主張に該当するものは見当たらなかった。

④ 視察報告書の記載内容

政務調査費の取扱いに関する規程は、宿泊を伴う現地調査、研修会、講演会などに要する経費を政務調査費で支出する場合は、報告書を提出するよう規定し、その様式を定めている。抗弁書では「様式で定めている事項に基づいて記載されており、区政との関連性が類推され、調査研究の実質が認められるものは適正な報告書の提出というべきであり、詳細まで記載するか否かは会派・議員の政治的な判断に委ねるべきという認識を持っている。」と述べている。透明性を高めるという観点から、報告書は出来る限り具体的であることが望ましいことは言うまでもないが、また同時に、執行機関と議会ないしこれを構成する会派・議員との抑制と均衡の要素なども考慮すると、抗弁書の主張も首肯できるところである。したがって、領収書の提出があり、報告書により調査研究の実質性と区政との関連性が類推できれば、問題はないものと判断する。

宿泊を伴わない出張の場合には、報告書の提出が義務付けられてはいない。したがって、領収書や交通費記録簿や説明等から調査研究の実質性と区政との関連性を類推する。また、会派や議員有志等、複数人で行った視察等について、共同してひとつの報告書にまとめることは、特に問題がない。

なお、今後の方向としては、報告書の内容以上に、旅程や訪問先、支払い経費など、視察等の全体の内容が客観的に明らかにされる資料の提出を求めるとや、宿泊を伴わない場合にも一定の金額を超える支出の場合には報告書の提出を義務付けることなど、説明責任の強化、透明性の確保といった視点で検討していくことを求めたい。

(2) 交通費、調査研究活動に自家用車を使用する場合の経費

① 政務調査費での支出が認められる範囲

交通機関の利用に伴う運賃、有料道路通行料、現地での駐車料金等、調査研究活動の基盤となる目的地までの移動に要する経費や、自家用車を移動に使用

する場合のガソリン代や月極駐車場の賃料については、使途基準細目の範囲内の支出となっていれば問題はない。また、明らかに調査研究活動以外の用途が含まれているものは、その部分を按分すべきである。

タクシーの利用については、様々な状況が想定されるなかで、利用の是非の判断は会派や議員の自律性に委ねられるべきものであり、交通費記録簿等の記録や領収書の添付など、定められた手続きを満たしていれば、基本的には問題がない。なお今後は、利用額の上限を設定し、高額な利用を防止することなど、客観的な基準を強化することを検討されたい。

なお、ガソリン代や月極駐車場の賃料については、平成19年度の「政務調査費に関する事務処理について」では上限4分の1であったところ、平成20年度分については使途基準細目で2分の1に引き上げられている。抗弁書は「実態に則し」と説明しているが、具体的な説明は充分でない。第6の2の(5)でも述べたように、最近では、個人的使用が可能なものについては、個人的使用を2分の1、政務調査以外の議員活動分を4分の1とし、政務調査費分を4分の1として判断される判例が増えていることなども踏まえ、慎重な検討を望みたい。

## ② 移動目的の記載

政務調査費の取扱いに関する規程により、交通機関を利用して出張した実費を政務調査費により支出する場合は、交通費記録簿を作成することとされているが、他の資料によって、区政に関する調査研究に資するために必要な経費といえるかどうか判断できる程度の記載がされているのにとどまる場合であっても、直ちに違法・不当と断じるほどのものではないと判断する。

## (3) 調査の委託

会派や議員が区政に関する調査研究に資する内容の調査を事業者又は専門的知識を有する者等に委託することについては、使途基準細目の調査研究費に合致した適正な支出であり、特に問題はないものと判断する。

## (4) 会議を開催する場合の茶菓代

使途基準細目では、「会議等を主催する場合の茶菓代については、1人につき500円を限度とし、領収書等貼付用紙の備考欄に会議の目的及び参加人数を記載する」と規定しており、この範囲内であれば問題はないものと判断する。

## (5) 書籍・雑誌の購入、新聞の購読

### ① 政務調査費での支出が認められる範囲

執行機関と議会ないしこれを構成する会派・議員との抑制と均衡の理念を考

慮すると、書籍等の資料購入の目的を具体的に問うことは適切でない。政務調査費としての用途の特定が可能となるように書籍、雑誌、新聞等、資料の名称が明らかであれば、必要性を推定できると判断すべきである。

なお、新聞、雑誌等の年間購読料について、12ヶ月を限度とすべきことについては、第6の2の(7)で述べたとおりである。

## ② 所属政党発行の機関紙

所属政党の発行物は、所属政党を経済的に支援し、政党の方針や政策を学習するという側面を有していることは否定できないが、調査研究に有益な要素も含まれていることも事実である。また、用途基準細目で所属政党発行の機関紙については、一議員、一部と限定されている。こうした要素を総合的に判断すると、所属する政党の機関誌の購読料を政務調査費から支出するのは一議員、一部と限定されている限りにおいて、社会通念に照らしても不適切とまでは言うことはできない。

## (6) 区政報告の発送

政務調査費が税金から支出されていることを踏まえれば、区政報告等を大量に発送する場合は、割引のある「区内特別郵便」制度を利用するなど、経費の削減に努めることが望ましい。しかし、管轄局への持ち込みなどいくつかの制約条件もあることから、切手貼付による大量の郵送が直ちに不当であるとまでは言えない。極力、割引制度を利用することを求めるものではあるが、切手による大量送付もやむを得ないものと判断する。なお、郵送する区政報告などに政務調査以外の記載があれば、適切な按分が必要であることは、第6の2の(8)で述べたとおりである。

また、平成22年度からは、不適切な支出を予防する観点から、切手の購入は議員1人当たり年間10万円までと用途基準細目で規定されたが、切手は、簡易に換金可能であることを考慮し、今後は大量に購入する場合には、その理由を示すことなどの検討を期待したい。

## (7) 議員と議員自身が経営する会社との間の賃貸借契約

事務所費については、第6の2の(9)で述べたところである。議員と議員自身が経営する会社との間の賃貸借契約については、議員と会社とは別人格であり、賃貸借契約を結んだからといって、直ちに不当とは言えない。契約内容については基本的に当事者間の契約に委ねられるものであるが、特にこうした契約のケースでは、説明責任を果たせるよう、透明性の向上に努めることを求めたい。なお、平成20年度からは用途基準細目により、自己所有の場合には計上できないと明記された。したがって、自己所有の建物を自らが経営する会社に賃貸し、そこからさらに、議員個人が転借するような場合にも、政務調査費から賃借料を支出する

ことが不適切であることは言うまでもない。

## (8) ケーブルテレビの利用

政務調査のための情報収集手段として、ケーブルテレビの利用は一般に考えられるところであり、料金を政務調査費で支出することに特に問題はない。ただし、ケーブルテレビで放映する内容のすべてが、区政に関する調査研究に資するために必要とまでは言えないので、必要な部分を按分して支出することが妥当である。

按分にあたって抗弁書は、「同じ通信費である電話料金と同様に、経費を合理的に区分することが困難と思われるため、調査研究活動とその他の活動の経費が混在するものとして、按分割合の上限を2分の1として支出することを定めた」としているが、ひとつの考え方として妥当なものと判断する。

なお、有料チャンネルの視聴料についても、当該チャンネルの放送内容が区政に関する調査研究に資すると認められる限り、同様である。

## (9) 備品台帳の取扱い

使途基準細目では、5万円以上の物品を備品と定義し、備品を購入したときは備品台帳を作成し管理することを規定しているが、議長への提出義務付けは定められていない。今後、一定の様式を定めて提出を義務付けることなども考えられるものの、基本的には議会の自律的な検討に委ねるべきものと判断する。

## (10) 政務調査活動に使用する電話・FAXの台数

電話・FAXの台数については、使途基準細目で、必要最小限の台数とし、その番号を議長に届け出るものとしている。台数の上限は定められていないが、必要最小限、という中で、会派や議員の自律性を尊重しつつ、個別に判断すべきものであり、複数台の使用をもって直ちに不当とするような主張は妥当ではない。

## (11) 年度末の支出

年度末であっても、政務調査費の支出として必要な要件を満たしていれば問題はない。ただし、年度末に支出が集中するなどの場合には、その必要性について区民から疑惑をもたれることも考えられるので、計画的な支出に努められることを期待する。

## (12) 補助職員

### ① 臨時勤務について

議員が広範な政務調査活動を適正に行うために、事務職員を雇用する必要性が生じる場合があることは当然認められる。したがって、使途基準細目等の定めによって措置されていれば、特に問題とするにはあたらない。なお、職務内

容の記載については、政治活動の自由の保障との均衡などを勘案し、詳細にわたる必要はなく、政務調査活動に関する業務と推認できる程度に記載されていれば足りるものと判断する。また、政務調査活動に関する業務とは認められない業務が混在する場合には、実態に応じて按分すべきことはいうまでもない。

## ② 親族の雇用

平成20年度の使途基準細目では、議員と生計を一にする親族を日常的に勤務する職員として雇うことは認められていないが、生計を一にしない場合や、臨時に勤務する職員として雇うことについては規制されていない。特に生計を一にする場合には、臨時に勤務する職員として雇用することも、透明性の確保などの観点から問題なしとはしないものの、だからといって、一概に不適切な支出と言うことはできない。

なお、平成22年4月からは使途基準細目が改正され、雇用形態の如何を問わず、一律議員と生計を一にする者を補助職員として雇うことはできないこととなっている。

## (13) 領収書等証拠書類の記載内容のマスクング

領収書等証拠書類については、第6の2の(3)で述べたところであり、マスクングされていても、証拠書類として必要な部分が開示されていれば問題はないものと判断する。

## 4 要返還額

これまで述べた判断基準に基づいて、会派や議員毎に個別に検討したが、請求の一部を認容し、返還を勧告すべきものは、以下のとおりである。

- ・ 返還勧告対象会派 都政を革新する会【Q会派（r議員）】
- ・ 要返還額 245,113円
- ・ 要返還額内訳及び理由

### (1) 8/5-6原水爆禁止大会参加交通費（要返還額19,500円）

原水爆禁止大会参加の交通費については、「21年監査結果」で述べたところであるが、大会の目的は、原水爆禁止の運動であり、参加することによって区政に関連する情報を交換することや討議することがあるとしても、それをもって主たる目的と認定することはできない。したがって、原水爆禁止大会の参加交通費については按分することが必要である。按分比率としては、主たる目的が別にある以上、政務調査費の対象になる部分が2分の1を超えることはあり得ないと判断されることから、上限を2分の1とすることが妥当であり、19,500円を不適切な支出と認定する。

### (2) 2/19八尾市営住宅強制執行に関する調査交通費（要返還額12,300円）

八尾市営住宅強制執行に関する調査交通費については、会派の説明・抗弁によれば、労働組合運動及び部落解放運動の観点からの調査である旨を主張しているため、主たる目的が区政に関する調査研究に当たらないことは明らかである。したがって、上限2分の1とすることが妥当であり、12,300円を不適切な支出と認定する。

### (3) HPドメイン更新料（要返還額7,546円）

3年分の契約となっているHPドメイン更新料については、第6の2の(7)で述べたところであり、1年分を超える更新料の支出は適切ではないと判断する。したがって、11,319円から1年間相当分の3,773円を差し引いた7,546円について、不適切な支出と認定する。

### (4) 区政報告作成費（要返還額123,067円）

区政報告については、第6の2の(8)で述べたところであるが、適切な按分がされていないものがある。適用すべき按分比率は次のとおりである。

すぎなみ未来BOX	111、112、113、115、116、118	3分の2
すぎなみ未来BOX	110、114、117	10分の9
すぎなみ未来BOX	4/30号外	10分の8
すぎなみ未来BOX	12/20号外、1/5号外	2分の1
都革新レポート	4/23	10分の10

この按分比率を乗じて求めた金額、346,533円を超える123,067円を

不適切な支出と認定する。

(5) 人件費（要返還額79,300円）

人件費については、第6の3の（12）で述べたところであり、区政報告書に按分すべき部分を含んでいるので、同様に按分する必要がある。そこで、本来の人件費領収書の金額361,000円を基にし、按分比率を乗じて求めた金額、252,700円を超える79,300円を不適切な支出と認定する。

(6) 資料作成用印紙購入費（要返還額3,400円）

資料作成用印紙購入費については、購入した収入印紙の用途が説明されず、区政との関連が推認できないので、印紙購入費3,400円を不適切な支出と認定する。

その他の請求については、これまで述べてきた理由により棄却する。なお、棄却の中には、本監査の結果にいたるまでの間に、会派や議員から誤記控除等の申し出がなされ、必要に応じて政務調査費の返還等もなされているため、請求人の主張事実が既に存在しなくなっているものが多い。これらについては、主張事実が存在しない以上、本監査の対象外となるものであり、請求棄却とした。

本監査期間中において、誤記控除等の申し出により返還されることとなった金額は、表－1のとおりである。

また、却下した箇所は、表－2のとおりである。

表－1 誤記控除等による自主返還額一覧

仮名	自主返還額
a 議員	2,106
d 議員	260,675
e 議員	699,652
g 議員	3,945
h 議員	149,588
i 議員	40,100
j 議員	98,682
k 議員	2,952
l 議員	420,294
m 議員	74,759
n 議員	46,769
R 会派 (t 議員)	5,605
u 議員	444,300
v 議員	317,846
x 議員	58,562
y 議員	500
z 議員	237,243
C 議員	54,111
D 議員	20
E 議員	45,208
F 議員	9,813
G 議員	81,987
H 議員	800
I 議員	200,922
S 会派 (J 議員)	5,961
L 議員	540
M 議員	286
N 議員	5,880
P 会派	3,132

表－２ 却下した箇所

該当議員	該当部分	理 由
W議員	措置請求書105頁 W議員について記載されていた部分	平成20年度政務調査費を全額返還しているため監査対象にならない。
K議員	同115頁 K議員について記載されていた部分	平成20年度政務調査費を全額返還しているため監査対象にならない。
Z議員	同108頁11行目「の返還を求める。」以降に記載されていた部分	措置請求と直接関係のない事項である。
C議員	同109頁18行目「切除されていた。」以降「4.文具等、」の前までに記載されていた部分	措置請求と直接関係のない事項である。
I議員	同114頁下から4行目「提出してほしい。」以降に記載されていた部分	措置請求と直接関係のない事項である。



## ○ 措置請求書

(平成 22 年 4 月 28 日 杉監査第 2201 号収受)

杉並区議会の会派および議員に対する政務調査費に関する措置請求書

1. 請求の趣旨

別紙のとおり

2. 監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める理由

別紙のとおり

3. 請求者

団体 S O

2010 年 4 月 28 日

杉並区監査委員 (宛)

## 別紙1

政務調査費の費用支出は、本質的に会派または議員への委託に基づき、その必要な経費の一部を杉並区が負担する趣旨である。よって、会派または議員はその内容の真実性は勿論、必要性、効果（効用）を杉並区民に説明する責任がある。

説明が十分になされず、内容があいまいで、用途を特定できずに私的流用や議員公職への流用等を疑われる支出は不当であり、目的外支出とされるべきである。

政務調査費の用途については、議員ら受給者側の自律規定のみに委ねられることは許されず、社会通念上、許されないと判断される支出に関しては返還を求める司法判断が積み重ねられてきている。

20年度の議員・会派に関する政務調査費の支出状況を個別に精査した処、19年度に比べ、その用途の透明性が格段に高まった議員・会派から、用途の実態がより一層不透明になった議員・会派まで、その対応には大きな差異がみられた。

なかには19年度の監査意見によって問題点を指摘されているにも拘わらず、改善が見られない事例など、悪質性の甚だしい事例も多数見受けられた。とりわけ2年目を迎えた領収書の開示に関し、受取人を特定できない氏名の記載のない領収書が引き続き多数に上ったことは、当該議員・会派の情報開示に対する姿勢を疑わせる。また、19年度監査において不当性を認定され、返還勧告が出された値引きに相当する家電量販店のポイント還元につき、領収書から切除して意図的に実態を隠ぺいした事例が出てきたことは、もはや監査請求のみにとどまらず、さらなる法的措置を検討せざるを得ない事態と憂慮する。

新たに用途基準に加えられたSuicaは駅売店から駅周辺商店街での買い物等にまで用途が拡がり、その実態は電子マネーと化し交通費の用途とは認められない。かかる用途不明な支出は不当であり、目的外支出とされるべきである。

光熱費、通信費等、領収書を受領していることがあきらかにも拘わらず、預金通帳の写しや支払証明書等で代用としているものは、特段の事情が無い限り、領収書の他用途への使い回しを疑わせる。不当であり、無効とするべきである。

文具等、他の用途との併用があきらかな支出に関しては、19年度にも按分が妥当との判断により、暫定的に1/2の按分で残りを返還するよう勧告が為された。それにも拘わらず20年度に何ら改善を見ず、按分せずに全額を計上する例が多数みられた。早急な対処を求める。

区役所への往復交通費を政務調査費に計上することは、交通費に係わる費用弁償を廃止した議会合意の趣旨に反する。敢えて費用弁償を廃止した趣旨は、議員歳費によって賄うことを想定したと判断される。かかる費用を政務調査費で賄うことは不当であり、目的外支出と判断されるべきである。

政務調査費の用途に係わる領収書は家族の領収書をもって代用されるべきではなく、家計や議員の稼業との一体運用など公私混同を疑わせる領収書は不当であり無効と判断されるべきである。政務調査費に係わる支出は他の支出と厳格に区別する必要がある、管理する銀行口座も別途

設けることが望ましい。将来的には政務調査費は実費精算とし、現行制度の金額を上限として調査に要した経費分だけ支給する制度への移行を求める。

新聞、雑誌等の年間購読料支払いに関し、年度後半から年度末にかけて翌年度分またはその一部を含み当該年度に前払いする支払いが多数見受けられる。年度内の支払いに限定すべきであり、年間購読は期初あるいは半年単位の契約・支払いとして年度を超えぬよう配慮を要する。

区政報告として開示された議員・会派の報告書の内容を個別に精査した処、その内容の大半が区議会で質疑・採決された内容と区の広報の範囲内にとどまることがあきらかになった。政務調査費は議員・会派が個々に区政に係わる問題点を調査する目的に支出することが本義であり、何ら調査の痕跡すら見られない用途に係わる支出は不当であり、目的外支出とするべきである。

人数は大幅に減少したが、未だに自宅住居を事務所として賃料の一部を政務調査費から支出する議員がいることは、政務調査費を生活費の一部と誤認するかの如き行為であり、判例に示される見解や他自治体の趨勢にも逆行する。早期の改善を求める。

#### 措置請求

本件により杉並区の被った損害額に関し、平成20年度政務調査費の交付を受けた会派及び議員に対して、速やかに返還を求めるよう杉並区長に勧告することを求める。

杉並区の監査委員は、必要な監査を怠るのみならず、住民監査請求を求めた住民の個人情報を蔑にしてその氏名を開示し、逆に公人たる議員の氏名は匿名にして過剰に保護してきた。住民の氏名を開示する根拠として引用した判例は個人情報保護法制定以前の時宜を逸した判例であり、恣意的に不適切な判例を引用したのでなければ、適切な判例を引用する見識を欠いていると指摘せざるを得ない。かかる事実は住民の人権に対する侵害、コンプライアンスの欠如の証拠であり、日弁連に対して、人権侵害の救済を申し立てている処である。杉並区の監査委員は立場の中立性を欠き、監査委員としての責務を適切に遂行し得ていないことはあきらかである。

よって、本監査請求は、地方自治法第二百五十二条の四十三第一項の規定により、当該監査請求に係わる監査について、監査委員の監査に代えて、個別外部監査契約に基づく杉並区とは利害関係を共有しない外部の専門家による監査に委ねることを求める。

## 1. a 議員

### ① 視察研修会費 256,768円

4/20-22鳴門、徳島市 議会改革、阿波踊り会館視察 82,340円。 5/14-16堺市役所自治政策講座(40,000円) 90,980円。 7/30-8/1富山市レジ袋有料化関係、池田町自然保存の環境保全83,448円の3点について、報告書によると何れも出張をしてまで研修をする内容ではなく、観光の要素が高い。

5/15-17議長としての韓国瑞草区訪問日と堺市自治政策講座受講日5/14-16が、だぶっている。区民に対して説明を求め、目的外支出とする。

### ② 交通費 423,380円

交通費記録簿によると殆ど毎日、電車・タクシーを利用しており、備考欄は乗車の区内外に係りなく区民意見聴取が8割、区政調査が1割、残りはその他になっており不自然である。公用車で外出とも重なっている。本会議、委員会等杉並区としての行事の日も乗車し、都庁に行ったりしている。事務終了後と云うには、無理がある。

監査委員は、議長活動記録、杉並区の行事会議記録、交通費記録簿を突合し、a 議員から事情聴取した結果の報告を求める。又、目的外支出とする。

### ③ タクシー迎車代 11,710円

阿佐ヶ谷、高円寺方面は、常時空車が走行しており迎車の必要はない。39回も車を呼んでおり、目的外支出とする。

### ④ あて先のない領収証・内訳不記入の領収証 515,538円

あて先のない領収証は無効であり、領収証の内訳も記入していなければ完全でない。ポイントの控除がされていない。カードでも支払い2重払いになっているもの等(H P製作が200,000円の領収証は見当たらない)、目的外支出とする。

### ⑤ 書籍代 7,240円

政務調査に関係ない図書「愛といのち」1,470円。「十才の君へ」2,000円。「ゲーテのコトバ」「心と脳」3,770円は目的外支出とする。

### ⑥ 区長No1の会 2,080円

政治資金パーティであり目的外支出である。

### ⑦ 人件費 80,000円

勤務内容は毎月区政報告作成補助になっているが、毎月区政報告を出していない。交通費の備考欄と同じで余りに大雑把過ぎる。よって目的外支出とする。

監査委員は、実体を調査し報告を求める。

⑧ 公明新聞月額1,835円12カ月分で22,020円は自らが所属する政党の新聞であり社会通念上認められない。杉並区では議員・会派自身の定めた基準により許容しているが、他の自治体では逆に禁止する自主基準を策定する流れである。

## 2. b 議員

### 1. 調査研究費

#### (1) 交通費

ガソリン代等の交通費は、

一般的常識的には、調査研究費であるとは考えられず、旅費交通費に計上すべきものである。政務調査費の科目に旅費交通費がない以上は、議員報酬の中で負担すべきである。

それとも、旅費交通費は調査研究費で処理するとの基準があるのかどうか、それが問題。また、基準があるとしても、そのような基準がよいのかどうか問題である。

ガソリン代支出実績

20年	4月	4月 3日	アポロ21世紀	2,040円	( 4月計 2,040円)
	5月	5月14日	〃	2,351円	( 5月計 2,351円)
	6月	6月 4日	〃	2,407円	
		12日	〃	2,515円	
		26日	〃	2,430円	( 6月計 7,352円)
	7月	7月20日	〃	2,765円	
		26日	〃	2,621円	( 7月計 5,386円)
	8月	8月 4日	〃	2,472円	
		21日	〃	2,580円	( 8月計 5,052円)
	9月	9月 4日	〃	2,505円	( 9月計 2,505円)
	10月	支出実績なし		---	(10月計 0 )
	11月	〃		---	(11月計 0 )
	12月	12月 4日	アポロ21世紀	1,681円	(12月計 1,681円)
21年	1月	1月30日	〃	1,471円	( 1月計 1,471円)
	2月	支出実績なし		---	( 2月計 0 )
	3月	〃		---	( 3月計 0 )

① 4月分の領収書は、プリテール荻窪（アポロ21世紀）Tel 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇であるが、5月分以降の領収書は、同じアポロ21世紀でも市販の領収書用紙に記入したものである。しかも、住所は 立川市錦町〇丁目〇番〇号 Tel 042-〇〇〇-〇〇〇〇となっている。毎月、わざわざ立川まで給油に出向くのか？甚だ疑問である。

② ガソリン代の領収書の支払額の50%を調査研究費として計上し、各々(50%) との説明が付記されているが、50%の按分の理由または根拠は何か、その説明はない。

また、個別特定の調査研究のための移動・交通のために使用したガソリン代であれば、毎月決まったように50%の按分になる筈はない。

(2) 会派視察代

6月12日 青森六ヶ所村視察（5月19～21日） 費用 30,000円 計上

同行議員 o、B、b、H、l

① 報告書は、他の議員の報告書と全く同じで、字の間違いまで全く同一である。

（正しくは「所感」と書くべきところを、間違っって「所管」と書いているなど）

要するに、実際に視察旅行を企画主催した主体が作成して用意してくれた既製の「報告書」を、そのまま視察旅行に参加した議員が「政務調査費報告書」に証憑として添付しているだけである。

② 費用30,000円の根拠は添付されていない。したがって、根拠は不明である。

旅行会社富士急トラベル㈱の領収書の添付はあり。

（2泊3日で3万円は安い、逆にそれも問題である。）

③ 視察目的について、杉並区政の問題と核燃料再処理施設である六ヶ所村の視察見学にどのような個別、直接的、具体的な関係があるのか、甚だ疑問である。

また、本当に核燃料のリサイクル再処理が出来るのかと疑問視されている六ヶ所村の

施設を見学して、主催者の用意した「報告書」をそのまま提出して、ただ一言、参考になったなどと感想を付け加えるだけでは、区会議員としての視察の意味はない。

### (3) 調査委託

9月30日 「杉並区を走る路線バスに関する調査委託」 (株)アウル 50,000円

(株)アウル 杉並区善福寺〇ー〇ー〇

目的は「杉並区を走るバス路線の把握と現在のダイヤ状況調査」とのことであるが、そのような調査資料は杉並区か、バス会社に要求すればよいではないか。

また、そのような調査資料が必要であるとしても、各議員がバラバラに業者に調査委託するものなのか？ 各議員の調査が重複すれば経費の無駄使いである。疑問を持たざるを得ない。

\* なお、「納品された報告書は閲覧希望があれば公開可」と付記されているので、公開要求をするべきである。

## 2. 研修費

2月27日 2009年 東京青年会議所 年会費 180,000円

◦ 月例会 1～12月 全12回

(例：3月例会 オリンピック招致を通じた国際都市東京の姿)

◦ 地区会 1～12月 全12回

(地域安全マップ作成と地域防犯力の向上について)

ということであるが、

- ・ 研修に該当するものなのかどうか問題、
- ・ 議員個人が加入する東京青年会議所などの年会費を政務調査費で負担する必要があるのかが問題である。

## 3. 資料購入費

新聞購読費 20年4月～21年3月 合計 45,150円 産経新聞 2,950円/月

朝日新聞 3,925円/月

下記のような購読料の支払い方は疑問である。――

20年3月までは産経新聞を購読し、2月、3月分の購読料を4月、5月の月初に支払っている。4月以降は朝日新聞の購読に切り替えて、4月、5月の購読料を5月、6月の月初に支払っているが、7月の支払い実績はなく、8月以降は更に1ヶ月遅れで前々月分の購読料を毎月初に支払い（つまり、6月分の購読料を8月初めに支払い）、1月分の購読料を3月初めに支払って、20年度を終えている。

その継続からすれば、21年度4月に20年度の2月分の購読料を支払うことになる。

このような処理は不適切である。

(新聞の購読料は、通常は当月分をその月末に支払うものである。)

## 4. 広報費

広報費支出合計 973,791円

政務調査費における広報費の性格の規定が問題である。議員としてどのような活動をしているのかを選挙民に知らせるための広報であれば必要であり、むしろ義務であると言えるが、選挙のための宣伝活動としての「広報」を税金で支える必要はない。その区別を明確にする必要がある。

下記の広報費の支出は、その点の区別するための内容が不明であり、支出の適否を判別し

難い。「広報」というが、自分の選挙運動のための日常の宣伝である性格が濃厚である。

① ㈱ウェブ 〒524-0000 滋賀県守山市勝部〇丁目〇番〇号

Tel 077-0000-0000 Fax 077-0000-0000 Mail □□@□□□□

8月21日 区政レポート3号 印刷代 (75%) 5,000部 24,300円中の 18,225円

21日 同上 58,000部 142,100円中の 106,575円

27日 区政レポート2号 印刷代 (75%) 1,000部 11,900円中の 8,925円

(計) 130,725円

「紙面全体の75%を区政レポートとして使用のため按分する」との説明が書かれているが、75%対25%の区分の根拠はよくわからない。スペースだけでなく内容が問題。

② ㈱アウル 杉並区善福寺〇-〇-〇

9月30日 区政レポート3号 チラシデザイン料 (75%) 50,000円中の 37,500円

30日 区政レポート2・3号 発送委託 (75%) 200,000円中の 150,000円\*

3月20日 区政レポート4号 チラシデザイン料 (75%) 50,000円中の 37,500円

20日 区政レポート5号 チラシデザイン料 (100%) 50,000円

30日 区政レポート4・5号 発送委託 (87.5%) 200,000円中の 175,000円

(計) 450,000円

\* 下記 日本郵便での区政レポート2・3号郵送との関連が不明。区政レポート2・3号の発送のために両方の合計で455,000円を支出している。さらに、4・5号を合わせれば655,000円 (うち広報費からの支出は516,249円、広報費全体の53%) の支出である。

③ 日本郵便

9月2日 区政レポート2・3号郵送代別納料金 (75%) 50,250円中の 37,687円

2日 同上 95,100円中の 71,325円

2日 同上 109,650円中の 82,237円

(計) 255,000円 191,249円

④ ㈱ミモザ情報システム 〒607-0000 京都市山科区大塚森町〇-〇 〇〇

9月1日 区政レポート2・3号発送用ラベル代 (75%) 14,490円中の 10,867円

「O/Aラベル代 1,000シート区政レポート発送時使用」との説明付記あり。

⑤ マルミ印刷 杉並区高円寺南〇-〇-〇 Tel 03-0000-0000

3月20日 区政レポート4・5号発送用封筒印刷代 (87.5%) 79,800円中 69,825円

紙面の87.5%を区政レポートとして使用しているため費用を按分したとしている (4・5号87.5%というのは、4号75%と5号100%を均したものと思われる。) が、発送用封筒にまでそのような按分を適用する必要があるのか、逆に疑問である。

封筒自体は、

杉並区会議員 b Eメールアドレス、ホームページURL

西荻窪事務所 住所、電話番号、Fax番号

自宅事務所 住所、電話番号、Fax番号

のみのデザインである。

5. 事務費

携帯電話代 (ソフトバンク)、インターネット接続料 (NTTコミュニケーション)、

固定電話代 (東日本電電)、毎月全て50%を事務費としているが、50%の按分の理由と根拠が不明である。

## 6. 事務所費

### (1) 事務所家賃

杉並区西荻南〇-〇-〇 〇〇〇〇 (面積18.38㎡ 5.6坪 約12帖)

1ヶ月分賃料 85,000円 家主 八王子市館町〇〇〇〇-〇〇 SK

#### 支払い実績

4月10日	4～6月分	(50%)	127,500円	(255,000円×50%)
7月14日	7～9月分	〃	127,500円	( 〃 )
10月14日	10～12月分	〃	127,500円	( 〃 )
1月15日	1～3月分	〃	127,500円	( 〃 )

- ① 家賃は、一般的には前月末に翌月分の家賃を支払うものである。私的な場合は、3ヶ月分をまとめて前払いするのも自由であるが、公的な政務調査費の場合は、前払いは翌年度の費用を前年度に支出することになるので、不適切である。
- ② 領収書には、ただ「3ヶ月分賃料」と書かれていて、「〇〇月分～〇〇月分賃料」とは書かれていないのも不適切。
- ③ 領収書の家主の住所の個所を黒テープを貼って消すのは、不当である。何故隠す必要があるのか？
- ④ 全賃料の内の50%を政務調査費の事務諸費に計上しているが、50%の理由と根拠は何か？説明がないので不明である。
- ⑤ 全政務調査費支出の25%、つまり1/4が事務所家賃であるという支出構成は異常である。基本的に政務調査費の支出基準を検討する必要がある。

### (2) 月極賃借駐車場代

ニッカン資材 練馬区関町南〇-〇-〇

#### 支出実績

	4～5月分		支出実績なし
5月27日	6～7月分	(50%)	15,000円 (注)
7月14日	8～10月分	〃	22,500円
10月27日	11～12月分	〃	15,000円
12月26日	1～3月分	〃	22,500円
3月25日	4～5月分	〃	15,000円

(注) 収支報告書ではこの分のみ調査研究費として計上されているが、単なる事務的なミスであると思われるので、事務所費に算入する。

- ① 支払額の50%を調査研究費として計上しているが、50%を調査研究費とする理由と根拠については説明がなく、不明である。
- ② 20年4～5月分の駐車場代の支出実績がなく、21年3月に21年4～5月分としての支出があるが、次期費用の今期支払いは不適切である。
- ③ 2ヶ月分と3ヶ月分を交互に支払っているが、その理由は何か。月極契約であれば、毎月1ヶ月分づつを支払うべきである。
- ④ 賃借駐車場の場所は上記の通りであるが、自宅(杉並区上井草〇-〇-〇)とは約200mの距離にあり、事務所(西荻南〇-〇-〇 〇〇〇〇)とは全く離れた場所にある。そのことからすると、駐車場の借用目的は自宅私用のためであり、議員としての仕事のためではないと判断される。

(3) その他

電力料、水道料金等

毎月全て50%を事務所費としているが、50%を按分して政務調査費に計上する理由と根拠が不明である。

疑わしい支出を精査し、返還を求める。

(以上)

3. c 議員

① スイカチャージ料 81,750円

今やスイカは電子マネーであり、使用内容が把握できない。議員間で何をもって良しとしたのか全く理解する事が出来ない。よって目的外支出と判断する。

② 事務所費 386,600円

事務所としての申請部分は5部屋の内、LDK13.75帖、8.43帖と、1、2Fに分かれており自己専用部分より広く、LDKを100%事務所として使用するの、居住が神奈川県のためではないかと思われる。政務調査費をもって、生活家賃の補填をしているのではないか。

4月に4月分の家賃を支払わなかったとしても、3月に次年度の家賃の支払いは認められない。従って目的外支出と判断する。

③ 図書 10,920円

政務を調査する目的でなく自己の趣味（本業?）の範囲と判断した図書、及び題名の明らかでない図書

まずは「子どもを抱きしめて」（1,155円）、「即興の技術」（1,164円）、「心ひらくドラマセラピー」（1,470円）、「プレイバックシアター」（3,150円）等

④ 領収証不備、事務用品の按分が無いもの 99,717円

通帳の表紙をコピーしても、それが引落しされている通帳である証拠はない。何故なら金額以外、総て黒塗りされており誰の通帳か全く不明である。よって引落し項目は無効と判断した。領収証はあて先無し、文字が消えて不明、事務用品が按分されていないものを合計した。

⑤ 根拠のないレポート配送料 480,000円

平成19年度も指摘したが100通以上の郵送は65円の割引を利用すべきである。ここで90,000円の損失が出ている。6,000枚も発送した事になっているが、レポート見本はA4版のコピー1枚であり、内容も政務を調査したとは云えず発行年月日も無い。印刷用紙、封筒を一枚も購入していない。

平成19年度1月・3月分の切手代600,000円も合わせて実体をよく監査し、返還を求める。

⑥ 人件費 77,000円

雇用者の勤務内容は、資料整理、区政報告作成補助、勉強会、発送事務と書いてあるが、何を整理したのか実体が不鮮明である。12月26日—29日にc-1氏が、勉強会資料整理の為に勤務したのか別の理由ではないか、実体を監査し結果によっては返還を求める。

4. d 議員

1. 氏名不記載の領収書は本人の支出と確認できないため目的外支出と判断する。

4月7日、切手400円、4月10日、インク2,710円ほか17件 計30,753円

2. 区役所に通う交通費を政務調査費で賄うことは費用弁償を廃止した趣旨に反する。

不当であり目的外支出と判断する。

4月13日分 9,620円 5月12日分 8,880円 6月11日分 8,140円 7月8日分 5,920円  
8月 5日分 3,700円 9月9日分 6,660円 10月9日分 6,660円 11月7日分 5,180円  
12月8日分 5,920円 1月11日分8,140円 2月8日分 5,920円 3月 4日分 3,360円  
計 78,100円

3. 持ち家を事務所として利用するため計上した光熱水道費は社会通念上、許容される支出と認められない。

電気代 14,077円  
水道代 10,896円

4. 親族への給与支払いにつき、臨時職員とあるが1年を通じ継続的に仕事を続けている。業務内容を見ても委員会資料作成やHP作成、区政報告等、議員活動を補佐し実質的に秘書として機能している。李下に冠を正さずの喩えもあるが、特段の専門的知見無き場合は親族の雇用は控えるべきである。

4月 50,000円 5月 50,000円 6月 42,750円 7月 50,000円  
8月 50,000円 9月 50,000円 10月 50,000円 11月 28,500円  
12月 33,250円 1月 50,000円 2月 45,520円 3月 47,916円  
計 547,936円

5. その他目的外支出

封筒製作費 72,030円 議員専用の封筒作成は目的外支出と判断する。

政策チラシ 220,416円 調査報告以外の記載分につき按分を要す。

HP製作費 380,000円 政治活動報告や写真ギャラリー等は政務調査に該当せず。按分を要す。

会派視察 芦屋市役所視察費49,690円の返還を求める（視察欄参照）

## 5. e 議員

### A 事務所費

家賃月50,000円、共益費・光熱費月9,000円 事務所に電話3本は認められない。

事務所について2009年6月14日のサンデー毎日の取材の中で「家や土地は自分のもの。会社に貸していて税務署にも申告している」と述べ、自己所有を認めている。自身の所有する物件には賃料支払いは不当であるので認められない。光熱費は領収書が一枚も無い。狭い事務所に3本も電話が必要とは認められない。3本とも電話の領収書には住所がなく事務所用とは判断できない。返還を求める。

### B 人件費

ほぼ常勤で8時～10時の2時間勤務。4～7月の主な仕事内容は区政報告作成、宛名書になっているが区政報告を発行したのは12月1日で勤務実態とはまったく合わない。

2009年6月14日のサンデー毎日の取材の中で「パートさんは定年退職された方で奸の受付を手伝ってもらい、空いている時間に政務調査費の事務の整理をやってもらっています」と答えている。自身の経営するクリーニング店の社員給与と混同している。人件費は不当な支出で返還を求める。

### C 調査研究費

- ① 4月9日レンタカー代井萩一弓ヶ浜22,050円区民と施設見学とあるが報告書なし。

- ② 8月3日荻窪一盛岡32,760円区民調査相談、報告書なし。
- ③ 10月29日吾妻町視察交通費レンタカー34,020円、報告書は出ているが目的も成果も明確でない。概要欄には「施設見学、朝市、自然、環境、経営状況」とだけ書かれ、報告書の体をなしていない。
- ④ 2月8日区民相談調査荻窪一浜松16,380円、報告書なし。  
以上計105,210円は政務調査の目的と判断し得ないので返還を求める。

D 広報費、区政報告

- ① 第33号は提出しているが印刷が不鮮明で読めない。政務調査に当たるか判定できないので印刷、配布などにかかった費用計106,108円の返還を求める。
- ② 12月25日はがき代2,500円は官製はがきの印刷が提出されているが領収書は年賀状である。公選法で年賀状は認められないので返還を求める。
- ③ 第34号は定例会での一般質問の内容で政務調査ではない。かかった費用計61,930円の返還を求める。

E インターネット接続料は通帳の写しで領収書がないので認められない。

F ポイントの返還を求める。

G デジカメについて、前年度デジカメを83,600円で購入している。さらに当年度12月6日にデジカメを1/2の按分で33,300円で購入している。毎年購入する必要性は認められない。返還を求める。

H U会派の北海道視察の81,182円の返還を求める。（視察欄を参照）

I、区役所を出張先としたタクシー代、32回計54,760円は費用弁償廃止の趣旨に反するので返還を求める。

6. f 議員

A 人件費について

f-1氏に支払われた569,978円は雇用契約で勤務地は議員の経営する\*\*園である。就労時間の明細が出ているだけで勤務内容は明確にされていない。2009年6月14日のサンデー毎日の取材の中で「疑惑を持たれてお恥ずかしい。・・・返還するかどうかも含め検討したい」と答えている。議員自身疑惑をもたれると認める支出は不当であり、目的外支出である。返還を求める。

B チャージについて 計131,625円は使用明細が明確でない。スイカチャージは電子マネーとして多様な支出が可能であり使途不明金なので返還を求める。

12月3日南阿佐ヶ谷駅で13時58分3,000円、同59分3,000円、12月13日高井戸駅12時26分1,000円、渋谷駅12時54分1,000円、2月8日高井戸駅16時28分同時刻に別個の2枚のカードで1,000円ずつ購入している。同一人物による使用とは認めがたく、不当である。

C タクシー代 計177,150円 不要不急のタクシーは認められない。特に出張先を区役所にして支払われた計42,060円は費用弁償廃止の趣旨に反し不当である。

タクシー利用回数の88回のうち77回が自宅のある高井戸が発着地点になっている。新宿-高井戸間を5,680円もかけている。公共の交通機関を使うべきである。返還を求める。

D 事務所費231,000円について、昨年度の監査結果P118によれば事務のf-1氏の勤務地を保育園にした理由を「f議員が保育園の園長であるため同園の事務所で調査研究活動に係る事務作業をすることが多いことから勤務地を同園としている」と説明している。事務所を使

用している実態が明確でないので返還を求める。

E 新聞代について、上記のような事務所の実態からして、事務所で購読している新聞、毎日新聞月3,610円、朝日新聞月3,925円、赤旗月3,700円は政務調査とは認められない。返還を求める。

F、NTT東日本の電話料金について、領収書がそのまま添付されず、一部を切り取り重ねて糊付けし、利用者の住所、電話番号、明細が不明にされている。領収書に対する悪質な行為で、改竄である。雇用した事務職員がやったとすれば事務職員としての見識を疑う。議員自身がやったとすれば議員の領収書に対する見解を明らかにすべきである。

G、V会派の芦屋市役所視察、視察費34,690円、宿泊費15,000円の返還を求める。（視察欄参照）

## 7. g 議員

### A 調査研究費

自宅から区役所への往復の交通費は費用弁償廃止の主旨に反するので不当である。87,650円の返還を求める。

### B 研修費

- 1 6月9日関（ママ）税会年会費の支出は使途不明とみなす。6,000円の返還を求める。
- 2 特別区協議会主催講演会、「2009年日本の危機とゆくえ」No1の会2,000円は政治資金パーティであり、目的外支出である。
- 3 インターン受入れは領収書不備であり、目的外支出である。19年度は自主返還をしている。15,000円の返還を求める。

### C 資料作成費

- 1 資料作成のためとして、用紙、封筒他をシモジマから88,598円購入し、今井印刷ではがき6,500枚を2回95,550円で印刷しているが、按分されていない。
- 2 通信の内容は「広報すぎなみ」で充分区民に周知されていることである。
- 3 『gに対する「質問、ご意見、ご要望をお書きください」』とあるが、議会の質疑、次号の通信に結果が反映されている証拠がない。

合計184,148円の返還を求める。

### D 資料購入費

- 1 資料購入の領収書はすべてあて先がない。本人と特定できないため174,275円の返還を求める。
- 2 日経一紙が計上されているが、領収書が不備であり、本人名義と特定できない黒塗りの通帳コピーがあるのみである。52,596円の返還を求める。
- 3 学生会会報年間4,000円とあるが、政務調査費からの支出は不適切である。要返還。

### E 広報費

広報誌など郵送料のすべての領収書に宛名がないため、支出は本人と特定できない。908,934円の返還を求める。

### F 事務費

- 1 ほとんどの領収書に宛名が無い。あて先不明の領収書は認められない。
- 2 領収書が黒塗りの通帳コピーで支出が議員のものと判定できない。
- 3 さくらインターネット6,000円は政調費と判断できない。

以上3点から195,120円の返還を求める。

#### G 事務所費

1 領収書がない(領収書と証するものが、本人と特定できない黒塗りの銀行通帳コピーのみ)

2 自宅間取り図が手書きで広さも書かれていない。誠にいいかげんな図面に事務所と称して一部屋をあてているが、事務所が自宅内なので認められない。契約書の添付もない。  
202,936円の返還を求める。

### 8. h 議員

#### A 広報費、区政報告について

①郵送費4月22日37,600円、23日103,400円は6月8日実施の「区議会議員と区政を語る日帰りバスツアー」(修善寺花菖蒲まつり、小田原の鈴廣かまぼこの買い物など)の案内(チラシ)で区政報告と認められないので返還を求める。

②まちかど33号、2月25日印刷代173,140円は表面は宮路オサムin杉並ライブのお知らせ、裏面は議員の挨拶で区政報告とは認められない。領収書も「ご挨拶状印刷」となっている。返還を求める。

③1月4日広報紙郵送料2,750円は絵入年賀状であるので認められない。返還を求める。

B デジタルカメラ46,700円は按分もなく不当な支出である。返還を求める。

C 事務所費 h自身の「G J代表取締役」と「h事務所代表」の肩書きで「覚書」を交わすには客観性にかける。事務所の使用料、光熱水費領収書として提出されているのは議員の経営する不動産会社G J宛てであり議員活動の結果とは認められない。事務所の使用料月26,695円×12計320,340円の返還を求める。

#### D G Jあての領収書

携帯電話・電話料金はG Jあての領収書、Fax・水道・ガス・電気料金はG Jの通帳の口座振替が領収書の変わりになっていて、領収書不備である。返還を求める。4月17日のガス料金1,031円、電気料金2,191円は領収書がないので返還を求める。

E 人件費 計576,000円は領収書、政務調査事務補助臨時職員勤務報告書ともに氏名、住所がすべて裏表両面に黒テープが貼られ、誰に支払われたか不明である。業務内容も区政報告作成補助などがあるが、発行日と一致しないことが多く、勤務実態が極めて不透明である。領収書は市販のコクヨの定型領収書が使われており、不備のため全額の返還を求める。

F ポイント分の返還を求める。

G タクシー代1月31日研修会として西荻一六本木9,960円は研修目的が明確でない。建築相談のためのタクシー代、4/25, 10/25, 2/4分の計6,090円、区役所にくるための9回分計11,070円は費用弁償廃止の趣旨に合わない、北海道視察のために使った6/25, 7/2, 7/4の3回分計4,370円、以上計31,490円は政務調査と認められないので返還を求める。

H 駐車場代金、5/15, 5/20, 6/23, 10/18, 2/24, 3/26の計4,400円は「区内在住者の建築相談のため会社に伺う」とある。家業の仕事と混同していないか、政務調査ではない。返還を求める。

G、11/7講演会杉並No1の会、2,000円の返還を求める。

H、U会派の北海道視察の81,182円の返還を求める。(視察欄を参照)

## 9. i 議員

### A 調査研究費

- 1 ガソリン代 すべて領収書のあて先がなく、しかも感光紙のため消えかかって見えないものがある。
- 2 パスモチャージ代27,750円。パスモは電子マネーとして多様な用途の支出が可能であり、使用内容が把握できない。返還を求める。
- 3 会派視察費 49,690円は13年前の阪神大震災の復興、復旧に関するもので、これはホーム・ページに掲載されているもので充分調査できる。

以上三つの理由から全額116,545円の返還をもとめる。

### B 研修費

- 1 スポーツ政策研究会（荻原健司）研修会会費は、内容が政務調査ではないので5,000円全額返還を求める。

### C 資料購入費

- 1 読売、毎日新聞二紙購入しているが、領収書の宛名が i 議員のものでないため全額返還せよ。
- 2 「山田宏」出版本、頼山陽、渡辺昇一の書籍は区議会活動において、区政施策立案のための購入と書いてあるが政務調査と関係ない図書と判断されるので目的外支出である。以上の理由から104,991円の返還を求める。

### D 広報費

- 1 i 議員の区政報告は政務調査が皆無、内容の認められない区政報告の郵送代、印刷代金も当然返還すべきである。
- 2 HP管理費310,000円とあるが、内容が政務調査に関するものではない。按分もしていないので返還を求める。監査委員は i 議員のHPを見てほしい。

以上2つの理由から784,150円の返還を求める。

### E 事務費

- 1 領収書のあて先が i 議員個人のものではなく、屋号になっているため、領収書不備とみなす。よって返還を求める。
- 2 カラープリンター保守料毎月13,768円（按分10分の9）は何に使われたか、全く不明なので認められない。以上2つの理由から476,853円の返還を求める。

### F 人件費

i-1氏、i-2氏を区政報告発送、後援会名簿作成のため雇用しているが、区政報告書が政務調査として認められないので、その発送に伴う人件費は認められない。

また後援会名簿作成は政務調査として認められない。

合計83,700円の返還を求める。

## 10. j 議員

### 1. 切手の購入について

一昨年、昨年に比べ徐々に頻度は減りつつあるが、異常な頻度で切手を購入し、かつその大半は少額で領収書に氏名の記載も無い。使途不明と言わざるを得ない。

区民向け報告書送付と主張するには無理がある。稼業への流用を疑われる。

購入回数89回、ほぼ4日に1回切手を購入し、合計額は253,070円に達する。

不当であり、目的外支出と判断される。

## 2. スイカについて

事実上の電子マネーであり、使途不明金と言わざるを得ない。

j 議員は自転車も多用しており、報告書を見ても調査に出歩いた形跡は無い。

合計額（75%計上）72,750円は目的外支出と判断される。

## 3. レポートについて

新聞記事の写しや稼業である節税コンサルティングの蘊蓄が殆どであり、実質は稼業の営業チラシと指摘せざるを得ない。区政を調査したとは言い難い。

ボスティング費用計210,000円は不当であり、目的外支出と判断される。

## 4. HP更新料について

史上の人物紹介、各種報道ニュース照会等、区政調査とは無関係の情報を更新した費用合計125,000円は目的外支出と判断される。

## 5. 研修費について

4月11日阿佐ヶ谷地域区民センター利用料2300円ならびに5月23日同3700円、7月9日同3700円と講師謝礼5000円（悪質商法）は議員の稼業への流用を疑わせる。目的外支出と判断される。

2月7日の実践倫理宏正会の研修費12000円は目的外支出と判断される。

## 11. k 議員

A k-1 氏宛てのカードご利用代金明細書で支出されている ウィルコム（携帯）、ヤフー（携帯、インターネット、固定電話）日経新聞の支出、計210,085円は議員以外の支出は認められず不当である。返還を求める。

### B 視察の調査研究費

①10月23日阿蘇熊本空港駐車場代（11：51～12：03）150円、宿泊代5,250円、熊本市内の交通費計3,720円は目的と成果が明確でないので認められない。

②8月8～10日のコニファーいわびつの視察代2,100円は視察のために3日間を要する遠方ではない。報告書によれば参加者は議員1名となっているが大人6人でキャンプをしている。視察とは認めがたい。返還を求める。

③3月23日視察費37,200円（q、D議員と）は翌年度4月の視察なので認められない。同様のケースは他党では請求していない。

④T会派の富山、福井視察の費用83,448円の返還を求める。（視察欄参照）

### C 交通費

区民意見聴取のため自宅—南阿佐ヶ谷（往復）出張先区役所として880円×125回＝110,000円支出している。議員としての職務であり当然のことで認められない。費用弁償廃止の趣旨に反し不当であるので返還を求める。

D電気水道代計53,155円 自宅の1階部分すべてを事務所使用としているが間取り図は提出されていない。1階部分がすべて事務所とはどのように2階に上がるのか疑問である。実態が明らかではない。2階の自宅の生活使用部分を含め按分することは認められない。返還を求める。

### E 広報費

3月31日印刷代178,500円は防災訓練の写真が主で議員自身の政治活動の宣伝で政務調査と

は認められない。按分しておらず不当である。同様に封筒代128,100円についても按分を求める。

#### F 事務費

PC台、電子辞書は90%の按分になっている。他の事務用品、OA用品、文具など計98,625円についても按分し、返還を求める。

G 公明党員なので公明新聞代22,020円の返還を求める。

H ポイント分の返還を求める。

I、杉並No1の会講演会費2,080円の返還を求める。

## 12. 1 議員

### 1. 調査研究費

#### (1) 交通費

ガソリン代・パスモチャージ代等の交通費は、一般的常識的には、調査研究費であるとは考えられず、旅費交通費に計上すべきものである。政務調査費の科目に旅費交通費がない以上は、議員報酬の中で負担すべきである。それとも、旅費交通費は調査研究費で処理するとの基準があるのかどうか、それが問題。また、基準があるとしても、そのような基準がよいのかどうか問題である。

#### ① ガソリン代

領収書の支払額の50%を調査研究費として按分し、各々「ガソリン代按分50%」との説明が付記されているが、50%の按分の理由または根拠は何か、その説明はない。

また、個別特定の調査研究のための移動・交通のために使用したガソリン代であれば、毎月決まったように50%の按分になる筈はない。

(ガソリン代支出実績)

20年	4月	4月 4日	米輸商事(株)	2,150円	
		17日	(株)新出光	895円	(4月計 3,045円)
	5月	5月24日	(株)新出光	1,736円	
	6月	6月30日	(株)新出光	2,374円	
	7月	7月31日	(株)新出光	2,445円	
	8月	8月13日	(株)新出光	1,245円	
		23日	〃	1,937円	
		27日	〃	815円	(8月計 3,997円)
	9月	9月4日	〃	1,491円	
		26日	〃	1,500円	(9月計 2,991円)
	10月	支出実績なし			
	11月	11月14日	(株)新出光	1,530円	
	12月	12月12日	〃	530円	
		23日	〃	1,509円	
		31日	〃	823円	(12月計 2,862円)
21年	1月	支出実績なし			
	2月	2月16日	(株)新出光	1,030円	
	3月	3月6日	〃	1,030円	

31日 // 1,550円 (3月計2,580円)

② パスモチャージ代

パスモチャージ代は、毎回のチャージ額の75%を調査研究費に計上しているが、この75%の理由と根拠も不明である。また、その使用額も下記のように一定しないが、その点をどう解釈すべきか、疑問である。

9月	9月20日	東京地下鉄 (75%)	1,500円
12月	12月12日	東京地下鉄 (75%)	1,500円
1月	1月8日	東日本旅客鉄道 (75%)	2,250円
	1月22日	同上	2,250円
2月	2月24日	東京地下鉄 (75%)	750円
3月	3月27日	同上	3,750円

(2) 調査顧問料

行政書士 1-1 平成20年3月10日契約 4月1日契約開始

顧問料 月額 35,000円 (税込み) 毎月 前月末までに支払う契約

(ただし、初回支払いは20年4月10日までに支払うものとなっている)

① 顧問料の支払いについて

- i 4月に4. 5. 6月分の3ヶ月分105,000円を第一四半期分として支払っており、その後も6月、9月、12月の3ヶ月毎に同様に3ヶ月分をまとめて前払いで支払っているのは、契約と一致せず不適切であり、疑問である。何故3ヶ月分をまとめて前払いで支払うのか？昨年度も不当とされて返還している。
- ii 3月に21年4. 5. 6. 月分の支払いの計上がないが、21年4月以降は契約を打ち切ったのか、それとも再度20年度と同じ処理を繰り返すのか？ おそらくは、前者の方であると推測されるが。

③顧問契約の目的について

- i 顧問契約の目的は、契約書によれば、
  - a 業務の遂行に関し、常時相談に応じ意見を述べる。及び必要な調査報告を行う。並びに書類作成等に関して法律上の観点から必要に応じて助言する。
  - b 事務等について、aの他事務作業等を補助する。

となっているが、

抽象的、形式的な表現であり、それだけでは、何のために上記のように、意見を聴いたり、調査を依頼したり、助言を受けたりする必要があるのか、その説明が全くない。

また、わざわざ行政書士に依頼しなければならない理由が不明である。

- ii 各議員が、個別特定の案件について、その必要があつて、弁護士や行政書士に意見を聴いたり、相談したりするのはともかくも、期間契約を結んで経常的に顧問として依頼して、その顧問料を調査研究費として政務調査費の中から支出するのは、認められるべきでないと考える。

勿論、顧問として依頼するのは各議員の自由であるが、自分の議員報酬から負担すべきではないか。

(3) 会派視察代

b 議員の記述を参照

(4) 印刷代

3月30日 封筒・区政アンケート調査ハガキ印刷代 (有)四国堂 39,060円

「区政調査アンケート」というが、アンケートに名を借りた宣伝・PRではないのか。また、封筒の印刷代であれば、事務費である。

## 2. 資料購入費

新聞購読料 合計 47,100円

4月 朝日 3,925円、5月 読売 3,925円、6月 読売 3,925円、  
7月 読売 3,925円、8月 朝日 3,925円、9月 朝日 3,925円、  
10月 朝日 3,925円、11月 読売 3,925円、12月 読売 3,925円、  
1月 読売 3,925円、2月 朝日 3,925円、3月 朝日 3,925円

- (1) もともと、議員は議員活動一般で歳費を受け取っており、新聞の購読費などはその内から負担すべきものではないのか。
- (2) その月によって朝日を購読したり、読売を購読したり、一貫性がないが、よく見ると3ヶ月毎に朝日と読売を交互に入れ替えている。その意味はいつか考えられるが、いずれにしても見識を疑う。同じ政務調査費で落とすのなら、両紙を併読、購読して堂々と資料購入費で落としてはどうか。

## 3. 広報費

政務調査費における広報費の性格の規定が問題である。議員としてどのような活動をしているのかを選挙民に知らせるための広報であれば必要であり、むしろ義務であると言えるが、選挙のための宣伝活動としての「広報」を税金で支える必要はない。その区別を明確にする必要がある。

下記の広報費の支出は、その点の区別するための内容が不明であり、支出の適否を判別し難い。

9月	区政報告ポスティング代、印刷代	(株)エーソリュウション	177,450円
3月	ホームページ作成代(80%)	(株)エーソリュウション	165,060円

\*80%の理由と根拠は何か？

## 4. 事務費

(1) 4月分通信費 固定電話Fax代(3月分・50%) jcom東京1,811円は、領収書添付用紙の説明の「固定電話についての基本料1,230円とは説明が合わない。

(2) 事務費については、

もともと、議員は議員活動一般で歳費を受け取っており、通常事務費は其中で支出し、支払うべきものである。別途政務調査費の中から支出する必要はない。

その点からすれば、「収支報告書」の事務費は全月分全てが認められないものと考えられるべきではないか。

## 5. 事務所費

①事務所費についても上記と同じである。

そもそも、事務所費は一般議員活動の報酬としての歳費の中で負担すべきものであって、政務調査費に計上すべきものかどうか問題である。それが認められるならば、ここで計上しているものは全て認めてよいことになる。

水道光熱費(東電、東ガス、水道局への支払い)

②水道光熱費を、毎月全て8.5%を事務所費としているが、政調費とする理由と根拠が不明である。

## 6. 人件費

臨時事務補助員 毎月

4月(36H) 28,800円、5月(32H) 25,600円、6月(28H) 22,400円、  
7月(24H) 19,200円、8月(20H) 16,000円、9月(28H) 22,400円、  
10月(28H) 22,400円、11月(32H) 25,600円、12月(27H) 21,600円、  
1月(32H) 25,600円、2月(36H) 28,800円、3月(32H) 25,600円

事務内容を見ると、要するに議員の事務所への問い合わせなどへの対応と、事務の補助である。特に、政務調査のための人件費ではない。臨時というのが通年で雇用しており、しかも同居親族である1-2氏への給与支払いは認められない。

## 13. m議員

### 1. 他の用途との併用が想定され按分を要する支出

4月11日	プリンタートナー2本	16,800円
4月14日	文具	1,237円
4月15日	文具	84円
4月17日	文具	1,134円
5月20日	文具	735円
6月4日	文具	1,322円
7月4日	文具	1,228円
7月23日	文具	882円
11月19日	封筒	44,000円
12月2日	インク4本	12,180円
12月29日	文具	1,375円
2月1日	文具	787円
3月3日	エコペーパー	15,950円
計		97,714円

### 2. 氏名の記載が無い領収書による支出は本人の支出とは認められない。

9月29日	LAOX	680円
12月8日	切手	4,000円

### 3. 会派の名前が記載された領収書は本人の支出とは認められない。

4月22日	1,168円
5月23日	792円
6月26日	2,413円
7月28日	1,250円
8月28日	1,147円
9月25日	211円
10月31日	2,557円
11月28日	757円
12月24日	3,462円
1月26日	519円
2月24日	98円

3月23日 911円  
計 15,285円

#### 14. n 議員

① スイカチャージ料 172,500円

マネーカードであり使用内容が把握されないので、目的外支出とする。月14,375円の他に、年間38,320円のタクシー代もあり、高額過ぎて、杉並区内での交通費として認められない。

② 領収証のあて先のないもの 410,606円

領収証のあて先のないものは、誰のものか不明であり、認められず目的外支出とする。

③ 文具類等の按分がされていない物品費19,722円

100%政務調査費としては認められない。 50%の按分を求める。

④ 事務所費 234,000円

自己の住宅としての契約書はあるが、事務所として、どの部分を如何に使用しているか証拠もなく、家賃の補填になっているので目的外支出とする。

⑤ 研修費 15,000円

9/5平和友好祭は、日本青年学生平和友好祭東京実行委員会が主催する大会で、学習会と云うより、平和友好をアピールする為の祭りである。自己資金で参加する事が望ましく、目的外支出とする。

⑥ 資料購入費 6,090円

8/8の購入図書。「井伊直弼」。「後輩と語る」等は本の内容から目的外支出とする。

⑦ タクシー迎車代 300円

荻窪. 阿佐ヶ谷. 高円寺. 方面は常時空タクシーが走行している。迎車を呼ぶ必要がないので、目的外支出とする。

⑧ デザイン料 15,000円

デザインをした一枚しかないハガキは、左上は経歴. 右上は写真. 下は文言. しかなく、どこがデザインされたのか理解出来ない。

領収証も総て手書きとなっており、費用対効果がなく目的外支出とする。

⑨ タクシー代 38,320円

タクシーの乗車理由は区役所での調べもの、区民意見を聞く為が殆であるが、議員が登庁するのは当然の事であり、タクシーの乗車距離も短く、バス、電車で充分間に合うので、監査委員の調査を求める。

⑩ 印刷代 199,605円

8/6. 3/19. の広報印刷代には、会社発行の詳細な内訳書の添付がなく、実体が不明である。

⑪ 人件費 249,600円

区政報告. 資料作成. 発送作業. 等と記入されているが、内容の詳細が不明である。監査委員の調査を求める。

#### 15. o 議員

A スイカ計69,750円は電子マネーとして多様な使途が想定され、使途不明金であるため目的外支出であり、返還を求める。

B 区政報告4号について

大部分が議員の活動報告である。かかった費用計661,416円のうち、政務調査の部分を按分して返還を求める。

C 区政報告会案内用切手代3月16日 16,000円は次年度4月1日の案内なので今年度には入れられないので返還を求める。

D 2月4日PC購入100,800円の備品台帳の提出を求める。

E ガソリン代59,855円は領収書に議員名がなく不備である。

F W会派議員の青森六ヶ所村視察代30,000円の返還を求める。

(b 議員の記述参照)

16. p 議員

1. 宛先氏名の無い領収書計179,444円

誰が支出したか判断し得ない領収書による支出は目的外支出とする。

2. スイカ計22,350円

スイカは事実上の電子マネーであり、用途を交通費とは特定できない。用途不明金であり目的外支出とする。

3. 公明新聞計16,515円

所属政党の新聞購読は政務調査費の支出とは認めがたい。杉並区議会が自主基準で許容しているにしても、他の地方自治体では禁止する流れにある。社会通念上から目的外支出とする。

4. 按分を要する文具類25,367円

インク等の文具類は他の用途との併用があきらかであり、按分されていない支出は不当である。

基準が無い現状では前年の監査意見で暫定的に適用された50%の適用を求める。

5. 交通費54,240円

自宅からのタクシー代が多く、しかも行き先は杉並区外であっても名目は「区民意見聴取」「区民要望現地視察」などパターン化し具体性を欠く曖昧な口実ばかりで実態があきらかでない。深夜に乗車した事例もあるが、理由はあきらかでない。緊急やむを得ない場合を除き交通手段は公的な交通機関を使用するべきであるから目的外支出とする。

6. 翌年度4月分の駐車場代15,000円

翌月前払いの契約であり、かつ当該年度の4月分を計上していないとしても、政務調査費の支出としては翌年度分は目的外支出とする。

7. ガソリン代69,627円

50%を按分して計上しているにしても、杉並区内を移動するガソリン代としては過大であり政務調査にかかる移動の費用とは判断し得ない。具体的な調査目的と行き先を個々に開示することを検討されたい。

8. 広報費1,125,088円

09年4月号を303,960円で作成発送しているが、印刷枚数と送料の内訳が無い。09年4月にかかる費用は翌年度の政務調査費で支出するべきであり、目的外支出とした。

08年7月号は1,973通を発送しているが、残り2000通はどうしたのか。

11月号は2,179通を発送しているが、広報作成費は内訳が無く、印刷された枚数が不明である。

1月号の内容はハガキで年賀の挨拶のみである。

広報内容はA 4判2枚が一組で本人の写真が10枚掲載され、写真への説明が付記されており政務調査費の用途としての広報とは認めがたく、按分の上、返還を求める。

9. T会派議員の富山・福井の視察代金83,448円の返還を求める（視察欄参照）

## 17. q 議員

### A 調査研究費

- 1 3/23 視察費 37,220円（k、D議員）は翌年度4月の視察なので認められない。同様のケースは他党では請求していない。
- 2 自宅から区役所への交通費（うち迎車料金300円の25回を含む）は政務調査費とは認められない。
- 3 ガソリン代は領収書に宛て先がない。  
以上3点により合計金額416,027円の返還を求める。
- 4 T会派の富山・福井の視察費83,448円の返還を求める。  
(視察欄参照)

### B 資料作成費

- 1 翻訳謝礼とあるが用途不明。 30,000円の返還を求める。

### C 資料購入費

- 1 新聞代（公明新聞20,185円）は、所属政党紙なので返還を求める。
- 2 読売、日経の2紙は自宅購読なので95,772円の返還を求める。

### D 広報費

- 1 「q 区政報告ニュース」は内容が「広報すぎなみ」で知り得ることと政党活動の内容が多く、政調費からの支出は不適切 であり按分を求める。678,940円の返還を求める。

### E 事務費

- 1 トナー及びプロバイダー継続費用請求分は領収書がないため、61,869円全額返還を求める。
- 2 シュレッダーは目的外使用のため返還を求める。
- 3 両面テープ、便箋、ペンなどは按分されていないため返還を求める。  
2, 3の合計24,150円返還を求める。
- 4 ノートパソコン、パソコンソフトはポイント控除がなされていない。  
また高額な支出なので、備品台帳の提出を求める。  
126,240円の返還を求める。

## 18. r 議員

### ① スイカチャージ料 83,250円

スイカはマネーカードであり、使用内容が把握出来ないのも目的外支出である。6月分のカードNoを消しているが、その必要はないのではないか。チャージ場所も区外が多い。

### ② 政務調査に該当しない視察交通費 91,120円

#### イ. 4/26尼崎事故調査 (26,480円)

事故直後でもなく数年経ってからの視察は杉並区との関連が不明である。

ロ. 5/31王子・赤羽の違法建築調査 (1,040円)

違法建築なら区内に多く存在している。王子迄行く事の意味の説明が無い。

ハ. 8/5-6原水爆禁止大会参加 (39,000円)

去年も参加しているがこの大会は政務調査と関係なく自費参加が望ましい。

二. 2/19八尾市営住宅強制執行に関する調査 (24,600円)

去年も同じ理由で、八尾に行っているが、杉並区にも強制執行行為はある。

以上4点とも行き先は明記されているが、調査内容と区政との関連性、効果の報告がなく目的外支出である。

③ 領収証、契約者等不備なもの 63,216円

領収証のあて先のないもの、議員以外の名義人が契約しているもの、ポイント加算のついているもの等を合計した。

不備な書類は認められず目的外支出である。

④ インターネット接続料 46,599円

キガント2は、09年8月迄5ヶ月分、HP更新料3年分の過払であるが、パソコンは上高井戸〇ー〇ー〇「都政を革新する会」で使用しており、議員本人ではなく目的外支出である。

⑤ 区政報告広報紙料金 491,200円

区政報告の内容から検証すると、50%は区政外の記事で占められている。按分率の監査を要する。

⑥ 人件費 332,000円

上記⑤に関連して補助職員の勤務内容は、区政報告配布活動になっているが、広報紙の適正が問われる中、配布する為にだけ332,000円も使用して良いものか疑問が残る。⑤、⑥と合わせて監査委員の判断を求める。

⑦ 資料購入費 25,900円

「前進デジタル縮刷版」(3,150円)購入先は住所を消した個人名になっている。「前進」の発行元は前進社。江戸川区松江〇ー〇ー〇、「前進」の年間購読料費は16,590円であり、領収証と会社名、金額とも相違している。監査委員の監査を求める。

## 19. s 議員

① スイカチャージ料 95,250円

スイカは電子マネーであり、使用内容が把握出来ないのも、目的外支出である。又、議員はカードを2枚使用している。A券7回使用41,250円総て21時以降のチャージである。B券9回使用54,000円。1枚は議員以外が使用していると思われる。

② 領収証のあて先のないもの 1,099,170円

あて先不明の領収証は認められず目的外支出である。

③ 按分されていない文具類 1,758円の中879円

文具類が100%政務活動費とは云えず、按分を要する。

④ 疑問点

イ. スイカチャージ料95,250円、ガソリン代33,180円は政務活動費として、金額が多過ぎ、私的部分が含まれていると思う。何時、何処で、何を調査し、成果と問題点がどうか全く不明である。

ロ. 2/9 80円切手 x 5,000枚 = 400,000円で区政報告書を郵送したと云うが、100通以上は1

通65円であり75,000円の損失となった。実際に5,000枚の切手を貼ったのだろうか？

封筒5,000枚も購入していない。以後適正な方法で郵送すること。重ねて区政報告として50円切手の時は、1回毎に、9,000枚、9,500枚の購入があり、郵便はがきの時は、2,800枚、3,000枚となり、同じスタイルの区政報告と称しているが枚数が大巾に減じ不自然である。又、印刷した形跡もなく区政報告書の内容も含め、正確な監査を求める。

ハ．インターネット接続料21,600円の支払いがあるが、政務調査費収支報告書も手書きであり、パソコンを利用した形跡も他に見当たらなかった。

## 20. t 議員

A 事務所電話代の領収書は t - 1 名義であるので認められない。

返還を求める。

B パソコンリース代、計149,080円（12,390円×12ヶ月、+督促手数料400円）は政務調査に関する部分を按分して返還を求める。

C 事務費（用紙、インク、USBメモリーなど）計154,631円は按分されていないので政務調査に関する部分を按分して返還を求める。

D HP、IT通信費10,500円×12ヶ月は按分されていないので政務調査に関する部分を按分して返還を求める。

E 携帯電話の支払いは領収書ではなく、支払い証明書になっている。領収書を添付すること。

## 21. u 議員

A 広報費、区政報告について

①11月30日、11月発行分の印刷代2,000部 220,500円

3月20日、3月発行分の印刷代2,000部、220,500円

それぞれ文字のみ黒インクで印刷したA4、2枚の区政報告である。印刷代を2,000枚で割ると1枚あたり110.25円になり、印刷代としては社会通念上ありえないほど高い。印刷代の単価および明細を明確にし、返還を求める。

②1月10日区政報告用の封筒2,000枚印刷代22,050円支出されている。

区政報告のための人件費も支出されている。内容は杉並広報とほぼ同じで区議が独自に調査した形跡は見当たらない。返還を求める。

B、駐車料について

契約書がなく、領収書は冊子型領収証で印鑑も押されていない。駐車料が1/2の按分で毎月11,500円支出されているが、ガソリン代は1年で29,908円で月平均2,492円である。ガソリン代の領収書に議員名がなく利用実態が乏しい。ガソリン代の4倍強の駐車料金を政務調査費で支払う根拠は何か。調査した実態が明らかでないので返還を求める。

C、会議費、人形焼代

5月13日国会見学のための打ち合わせで浅草亀井堂の人形焼330円×10ヶ買っている。政務調査とは関係ないので3,300円の返還を求める。

D、事務所について

補足資料として3月分だけ領収書が添付されているが、自宅事務所の電気ガス水道代の領収書として通帳の口座振替記録なので認められない。J-COMについては領収証等添付用紙4月分1ページに杉並チャンネルのみの利用按分となっているがこの根拠は何か明確にせよ。J

－COM代は政務調査とは認められないので返還を求める。

#### E、人件費

u－1氏に人件費として支払われた計591,175円は親族に対する給与支払いであり特段の専門的知見を有しないかぎり不当である。返還を求める。

F パソコン代11月26日は1/2按分で113,475円支出されている。備品台帳の提出を求める。

収支報告書は手書きであり、区政報告は業者「今井印刷」に発注し利用実態が明らかでない。

G、V会派の芦屋市役所視察、視察費34,690円、宿泊費15,000円の返還を求める。（視察欄参照）

## 22. v議員

### A人件費について

v－1氏に支払われた468,000円について。平成21年6月に出された「杉並区職員措置請求監査結果」P113～114に親族の人件費について書かれている内容からすると「24時間対応」となっていて「日常的に勤務する職員」に該当する。この場合は平成20年から生計を同一にする親族は雇うことはできないので不当な支出である。返還を求める。

B杉並N○1の会講演会の支出2,000円は不当な支出である。

v議員以外はなぜか裁判で起訴されると即返還した。返還を求める。

C事務所賃借料毎月25,000円は不当な支出である。

v議員が提出した「20年度固定資産税・都市計画税課税証明書」は黒塗りされた部分が多く所有者も納税責任者も不明である。しかし証明書には「あなたが所有している」と書かれているのでv議員の所有と判断する。自己所有の事務所は計上できない。

事務所賃貸契約書（貸主v－2代表取締役v－3、借主区議会議員v）が添付されているがv－3氏（昭和○年○月生）が昭和41年建築の事務所を所有しているという書類は提出されていない。

Dガス水道電気代計152,098円

事務所に使用しているv－4の面積按分が出されているが24時間使用している自宅を基準に1/4に按分すればいいということではない。返還を求める。

### E広報費

① 6月7日のはがき代200,000円、13日のはがき代12,000円、80%に按分されている

が内容はあいさつ文で政務調査とは認められない。よってラベル代38,200円、シール貼8,000円、はがき印刷代44,100円も不当な支出である。

② ウィサーブ70、71号は95%の按分になっているが議員の活動報告が主である。それぞれにかかった郵送代77,045円、77,740円は按分率を見直すべきである。

③ 区議会報告10月30日はがき代265,000円、12月13日印刷代55,650円は元旦に出され年賀状とかねている。不当である。

F スイカチャージ計22,500円は、電子マネーとして多様な使途が想定され、使途不明金であるため目的外支出であり、認められない。返還を求める。

G V会派の芦屋市役所視察、視察費34,690円、宿泊費15,000円の返還を求める。（視察欄参照）

## 23. w議員

## 24. x 議員

### A 調査研究費

#### 1 月極駐車場代 (50%)

20年4月～21年4月まで13ヶ月の支払いがあり、10,000円の過払いである。  
(3/31 10,000円は次年度の4月分) 10,000円の返還を求める。

#### 2 駐車料金 駐輪料金

領収書は感光紙が多く、あて先もなく、議員のものと特定できなかった。  
以上の理由から14,430円の返還を求める。

#### 3 ガソリン代 (50%)

50%の按分がしてあるが、カード会社の明細書のみで、すべての領収書がない。53,773  
円の返還を求める。

#### 4 スイカチャージ代 15,000円

スイカは電子マネーとして多様な用途の支出が可能である。使途不明とみな返還を求め  
る。

#### 5 高速通行料 3,800円

調布市総合体育館視察 川越視察 川越安比奈親水公園視察とあるが、これらは目的が  
不明であるため、返還を求める。

#### 6 会派視察(富山、福井視察) 83,448円は別紙参照。

### B 会議費

毎月下井草の<ますしん>にてペットボトル20本(参加者17名) 2,100円の支  
出があるが、区民懇談会飲物代は政務調査費にあたらぬので返還を求める。  
合計25,200円の返還を求める。

### C 資料購入費

新聞代(公明新聞20,185円)は、所属政党紙なので、返還を求める。

### D 広報費

#### 1 ホームページ管理費

x 議員のホームページをみると、月31,500円の支出が12ヶ月分あるが内容が選挙運動の  
ための宣伝である。政調費からの支出は不適切である。返還を求める。

#### 2 x ニュースは内容が「広報すぎなみ」で報告済みである。また公明党の宣伝が多く支出 は不適切。このようなx ニュースの配布代も政務調査費からの支出は認められない。税 金を使いこれほど豪華なニュースの発行は納税者からみると税金の無駄使いでしかな い。監査をされる各位はx ニュースを一読いただきたい。 返還金額1,044,750円。

### E 事務所費

光熱費(ガス、電気、水道代)添付されたコピーではx 議員の自宅と特定できないため、  
事務所も特定できない。事務所で使われている光熱費33,348 円の返還を求める。

### F 講演会杉並N o 1の会参加費2000円の返還を求める。

## 25. y 議員

### 1. 3月29日の印刷代336,000円は「y〇〇会」宛ての領収書であり、政務調査費にかかる支出 とは認められない。目的外支出と判断される。

2. 11月から新たに賃貸した事務所家賃(月額11万250円)について、5万円を計上しているが、同事務所は「y-2」事務局との併用である。同議員はy-2の共同代表に就任しており、東京で中核的な活動を担っている。同議員は「y-2」から、月額5万円の家賃を受領しており、実質的な自己負担は6万250円である。半分を政務調査費から支出するにしても、3万125円が上限になる。精査し返還を求める。

## 26. z 議員

### A 調査研究費

- 1 ガソリン代50%と按分はあるが、すべて領収書不備、領収書記名なし。よって10,712円の返還を求める。
- 2 メトロチャージ75%、スイカチャージ75% それぞれ領収書不備、記名なし。スイカなどは電子マネーとして多様な用途の支出が可能である。政務調査に使われたという根拠がないので使途不明金とみなし以上合計11,250円の返還を求める。
- 3 U会派の北海道視察(旭山動物園見物を含む)の81,182円の返還を求める(視察欄参照)

### B 資料購入費

新聞購入費 日経、朝日、読売の三紙購読しているが、議員として社会情勢を知ることは職務としても一社会人としても当然のことである。議会での発言及び区民に対する通信に全く反映されていないので政務調査費からの支出は不適切であり認められない。よって146,796円の返還を要求する。

### C 広報費

1. はがき(50円×3,600枚)は21年6月に区から出された「杉並区職員措置請求結果」P67より「この年度1回に限って政務調査費での支出やむをえないものとする」と判断されているので、20年度は年賀状による広報は政務調査費からの支出は不適切である。180,000円全額返還を求める。
  2. 区政報告はがき印刷代は前述はがきが政務調査費として認められないので、印刷代も同じく認められない。29,400円の返還を求める。
  3. 12/19「荻窪警察署区政報告宣伝カー使用料」とあるが政務調査費から警察の宣伝カーの使用料支出することは全く理解できない。2,100円は使途不明と認められる。
- 以上3点の合計211,500円の返還を求める。

### D 事務費

- 1 スーパーは娯楽的なもので政務調査に使用しているとの主張には根拠が希薄である。全額返還を求める。
- 2 切手代は領収書不備(宛名なし)のため、全額返還を求める。
- 3 電池ほか 内容が家事用品となっている。領収書不備。使途不明とみなし、返還を求める。
- 4 電話機ソフト、パソコン、プリンターは高額な備品であり、平成20年度杉並区職員措置請求監査結果P67にあるようにリースが妥当である。ハガキ1枚だけの成果報告と余りにも見合わない。政務調査費からの支出は不適切。241,440円の返還を求める。

### E 人件費

- z-1氏をz事務所で常勤事務職員として雇用(労働契約書による)している。1ヶ月90,000

円を50%按分していて、合計543,318円を計上している。

しかし、労働契約書には「業務内容 z 議員事務補助」とあるのみで業務実体はあきらかでない。勤務日数と勤務時間、勤務内容の明細が一切でておらず勤務実体もあきらかでない。契約書によると就業時間は「始業時刻午前8時30分～終業時刻午後6時30分。休憩正午～午後1時、及び午後3時30分～午後4時」「休日毎週土、日」となっており z-1 氏の勤務日数、時間が契約書どおりだとすれば、議員事務補助の仕事は z 議員の勤務日数より多いことになる。

にもかかわらず、z 議員の議会での活動実績からは、z-1 氏の1年にわたる補佐の成果が見られない。勤務実体は明らかにされていないが、長時間を成果の見えない議員事務補助の仕事のみで、稼業や、稼業への事務補助を一切していないのか？はなはだ疑問である。

以上のことから同議員の person 費の政務調査費からの支出には疑問点が多く、厳正な監査を要する。使途不明とみなし543,318円の返還を求める。

## 27. A 議員

- A 調査研究費 自宅から区役所への交通費がほとんどを占め、その他も政務調査費に該当するものはない。よって合計金額10,080円の返還を求める。
- B 広報費 Aの政治レポート20年4月号、10月号があるが政務調査された報告は何もなく広報すぎなみによって知り得ることばかりである。よって合計金額1,902,789円の返還を求める。
- C 事務費 領収書が無く認められない。7,341円の返還を求める。

## 28. B 議員

- A 調査研究費
  - 1 パスモチャージ代 (75%) 按分し計上されているが、パスモは電子マネーとし多様な用途の支出が可能である。使途不明金とみなし66,301円の返還を求める。  
報告書では66,301円とあるが、集計したところ実際は60,750円であった。  
(5551円は計算違いに基づく過払いである)
- B 研修費
  - 1 「がんばろう、日本！」国民協議会2000円、7/24東京フォーラム3,000円と12/5東京フォーラム3,000円を支っているが、10/9に7/24分を返金しているので、12/5分の返金も求める。都議会議員立候補の為、都政の勉強会に参加したとみられるので、政調費からの支出は目的外の為5,000円の返還を求める。
- C 資料購入費
  - 1 赤旗、日経、読売の三紙の新聞を購読しているが、議員として社会情勢を知ることは職務としても、一社会人としても当然のことであり、議員の報告書からは成果が議会活動に反映されているとは読み取れない。  
81,586円の返還を求める。
- D 広報費
  - 1 議員通信には発行年月日が記されていないので、添付されている領収書が議員通信のものかどうか特定できない。
  - 2 議員通信の内容は都政に対する記事が中心で、都議会議員に立候補する為の選挙活動と判断される。

- 3 1年間1度も広報をださず、年度末最終日3/31日に都政に関連する記事ばかりの通信を大量に印刷、ポスティングしたことは、直前にせまった都議選を意識したものと判断され政調費の使途とは認められない。  
1,905,000円の返還をもとめる。

## 29. C議員

1. 自宅を事務所に使用したとして計上された電気ガス水道料金については、社会通念上、許容されない支出である。区政に係わる諸問題を調査する目的で自宅のガスを使用したり、水道を使用したりするとの言い分は、1度ならず区議会議長を経験した議員にあるまじき所業でありみっともない。見識を問われる。しかも正規の領収書は見本1枚のみにとどめ、引き落とし口座の通帳コピーで代用するなど、議員として情報開示の透明化を図る姿勢にも欠ける。
2. 氏名の記載のない領収書による支出は本人の支出とは認められず、不正である。  
領収書の開示も2年目になり、開示内容の改善・整備が進んだ議員も多い。C議員は議長にまで選出され、区民に対しても率先垂範して情報開示を行う立場にある。然るにも拘わらず、領収書に氏名が記載されていなかった支出は14件、計25万9740円に達した。返還を求める。
3. 7月27日ビックカメラにてパソコンとプリンタを購入（20万8260円）、1月21日同デジカメと備品を購入（2万9040円）、計25万9740円の支出に関しては、開示された領収書からポイント還元を記載した部分が切除されていた。
4. 文具等、他の用途との併用が明らかにも拘わらず按分されていない支出は不正である。2件計1万4354円の返還を求める。
5. 12月29日HP更新料36万円は80%に按分とあるが、HPの内容は区長の施政なのか議員の提案なのか判別も付かぬ広範・多岐にわたるものとなっている。議員がこれら施策の立案・実現にどこまで拘わったのか判別し難い。政務調査というより、議員の活動総てにわたる報告である半面、自身が調査したと読み取れる記述は乏しい。按分率の見直しを求める。
6. 2月9日城西新聞掲載料20,000円は年賀挨拶である。政務調査とは無関係であり、目的外支出と判断される。
7. 3月14日日経ビジネスアソシエ年間購読料12,000円は翌年度分の支出であり不正である。
8. 3月16日都政新報年間購読料18,600円も翌年度分であり不正・無効な支出である。
9. 年度末に使い残した政務調査費を駆け込みで無理やり支出するような行為に及び、不正な支出を行うに至っては議員としての見識を問われる。
10. 山田宏区長の後援会杉並No1の会2,000円は目的外支出である。
11. 7月1-2日芦屋市役所視察費49,690円の返還を求める（視察欄参照）

## 30. D議員

1. 氏名不記載の領収書は本人の支出と確認できず、無効である。
  - ・ガソリン代  
37回 計44,785円
  - ・駐車料金  
57回 計28,800円
  - ・その他

郵送料	4月16日	1,600円
ペンチ	4月26日	1,500円
入館料	7月21日	700円
文具	9月1日	116円
トナー	10月9日	8,190円
書籍	10月21日	5,890円
文具	11月12日	367円
書籍	11月23日	3,360円
郵送費	11月21日	67,065円
合計		88,788円

2. 配偶者名義の領収書は本人の支出とは認められない。

携帯電話料金 39,758円

3. 領収書不存在

J-COM向け支払いは支払い証明書と再発行された明細書のみ。

領収書は開示されておらず、領収書の使い回しを疑われる。

不当であり、目的外支出と判断される。

29,208円

4. 7月30-8月1日T会派の富山・福井視察費用83,448円の返還を求める

(視察欄参照)

### 31 E議員

#### A調査研究費

1 交通費（タクシーだけしか記載が無い）計138,920円

収支報告書、領収書、政務調査交通費記録簿が一致しない部分がある。数ヶ所も記録簿への記入が無いため目的がわからない。6/8, の領収書は710円だが交通費記録簿は810円である。100円の返還を求める。8/10, 8/11, 9/5, 9/12, 12/26, の交通費計9,360円は交通費記録簿に金額の記載がないので返還を求める。記入されていても、領収書備考欄は乱雑な手書きで判読・意味不明のものが多々ある。

4/10, 5/7, 6/14, 7/2, 7/2, 8/1, 8/5, 8/15, 8/17, 10/15, 10/19, 10/22, 10/24, 10/31, 11/1, 12/6, 12/15, 12/18, 1/22, 2/6, 2/21, 3/1, 3/19, 3/26 の計58,280円は特に政務調査として認めがたいので返還を求める。

E議員の政務調査交通費記録簿は最初からすべて利用交通機関はタクシーのみ、科目は調査研究費だけで一覧表を作成している。このような画一的で一律な記録簿を作っている議員は一人もいない。調査研究のための交通機関はすべてタクシーということである。地下鉄、JR、バスあらゆる公共の交通機関のある杉並でタクシーのみを利用するのは、認められない。上記は特にひどいタクシー代を書いたが全額返還すべきである。

2 ガソリン代は領収書にすべて議員名がないので支出は認められない。さらに議員自身で示した按分率の計算ミスが多く、多額に請求しているので返還を求める。

収支報告書によれば4月23日、27日30日は按分率を1/4としているが、記載金額は全額それぞれ支出している。残りの按分3/4の額計2,886円の返還を求める。

5月4日、5月19日は按分率1/2としているが、記載金額は全額それぞれ支出している。残り

の按分1/2の額計540円の返還を求める。

8月1日、堀の内で3,043円、静岡で3,950円それぞれガソリンを給油している。目的地と理由が明確でないガソリン代は認められない。

3 suika (E議員のママ) チャージは電子マネーとして多様な支出が可能であり使途不明金である。よって26,750円の返還を求める。

4 自宅事務所で購読している東京、朝日、公明新聞、赤旗日曜版は全額政務調査費とは認められない。自宅で新聞を購読することは当然であり、返還を求める。特に前年度1~3月分の赤旗800円×3ヶ月分2,400円は認められない。

5 駐車場代、東京女子医科大学の駐車場代、4月6日、300円、「マンモ資料もらいに (従兄)」と備考欄に書かれているが政務調査ではない。返還を求める。

#### B 事務所費

1 家賃について 3月31日事務所費として領収書も無く351,000円支出している。E議員の父親が借りている家に同居し議員事務所とし、支払先も不明である。監査委員は今年度も領収書も無い支出を認めるのか。平成21年6月の「杉並区職員措置請求監査結果」のP88によれば「例えば父親からの転借であったとしても、適切な契約の締結等が求められるものである。説明・抗弁では20年度の収支報告の際に議長宛に説明文書を提出した、といった趣旨が述べられており、また、E議員と父親が別人格とはいえず親子関係にあることは明白であるため、・・・不適切な処理であることは間違いなく、早急に是正される必要がある」と監査委員は結論付けている。しかし20年度も、監査委員の意見を無視して、なんら是正もされず領収書もなく支出されている。極めて悪質性が高く、即時返還を求める。

2 ガス、電気、水道代の領収書はすべて議員以外の領収書なので不当な支出である。さらにひどいことに議員自身で示した按分率の計算ミスが多く、多額に請求されている。単純な計算ミスの領域を超え、不当な支出である。全額の返還を求める。

正しい額	議員が計算した請求額
5月分ガス代 $13,886円 \times 45\% \times 0.5 = 3,124円$	7,290円
電気代 $15,018円 \times 45\% \times 0.5 = 3,379円$	3,754円
6月分ガス代 $13,221円 \times 45\% \times 0.5 = 2,974円$	6,610円
電気代 $8,724円 \times 45\% \times 0.5 = 1,962円$	2,181円
水道代 $24,019円 \times 45\% \times 0.5 = 5,404円$	6,004円
7月分電気代 $8,154円 \times 45\% \times 0.5 = 1,843円$	2,048円
11月分ガス代 $13,101円 \times 45\% \times 0.5 = 2,947円$	5,895円

以上、按分率を示しながら、過大な請求をしており、即時返還を求める。

一般常識から考えると自宅を事務所として使用しているからといって(父親と同居し、議員の使用している自宅居住面積の45%を按分の根拠としているが)、自宅の洗濯、風呂、炊事、トイレなど家族全員が生活に使っている水道、電気、ガス料金まで45%の按分とする根拠とは認められない。生活費と政務調査費は明確に区分すべきである。政務調査との関係が明確に認められないのでガス、水道、電気代すべての返還を求める。(以前平成17年には生活費と混同し政務調査費から冷蔵庫91,940円、車両点検206,614円の支出がある)

#### C 事務費

1 インターネット接続料・ケーブルTV料の支出、計63,404円について

領収書が不備で明細が明らかでないので返還を求める。自宅で使うTV料は政務調査とは

認められない。

2 電話代、E-1 領収書計12,425円

事務所専用として1/2の按分で計上しているが、父親名義で使用し、1/2に按分すればいいというものでもない。議員以外の領収書は認められない。返還を求める。

D 人件費

毎月末にE-2氏の5万円の領収書が出されている。雇用契約書も就労時間の明細書もないので勤務実態が明確でない。コクヨの市販の領収書で但し書きもなく人件費の領収書とは認められない。E-2氏が政務調査費収支報告書を作成したとするならば計算ミスが多く、事務職員としての見識を問う。(議員自身が作成したとしたならば不当な請求が多く議員としての一番大切な税金に対するシビアな感覚を問う) よって返還を求める。

E パソコン関連などの按分について

プリンターは80%で計上されているがソフト、PC周辺機器などの按分はない。6月5日レターケースなど11,424円、9月6日USBメモリーなど1,900円、12月27日の鋼材の棚と自在ポール42,699円、30日PCソフト、(筆まめ) 5,180円、マウスパット、延長USBコード6,740円、PC周辺アクセサリ-29,570円、1月12日PC周辺プリンターの両面印刷用トレイ7,860円の按分率が明確でない。以上のように明細、按分、ポイント控除の不備が多く全額政務調査とは認められない。返還を求める。

F、ポイントは全額計上し、返還を求める。

G モラロジー研修費計15,000円は政務調査ではない。領収書に「研究費(報恩)としてお預かりいたしました」と書かれている。返還を求める。

H U会派の北海道視察(旭山動物園見物を含む)の81,182円の返還を求める。(視察欄を参照)

I、全般について、

宛名なしの領収書が235枚と突出して多い。議員名のわかる領収書は人件費(前記のように問題がある)、新聞代、携帯電話代を除くとわずかに14枚である。

備品について、平成15、16、19年にPCをそれぞれ346,892、381,490、146,480円で購入している。19年はDTPC修理に114,660円支出している。以上のように政務調査費を家族を含む生活費と混同している。政務調査費の趣旨を全く理解していない。

金額の計算もずさん極まり、報告書の体をなしているとは言い難い。

## 32. F 議員

A 調査研究費

1 ガソリン代は年間14,519円(月平均1,200円である)利用実態が乏しく、領収書には議員名がない。わずかな利用のため月極め駐車場代年間136,000円を支出することは認められない。公共交通機関の活用で充分である。返還を求める。

B 資料作成費

1 Lサイズプリント代、はがき代は領収書に宛名がないため本人のものと特定できないので返還を求める。

2 区政報告用封筒とあるが、領収書が無く振込票のみで、印刷所及び枚数等不明である。よって返還を求める

3 区政報告19号、22号は政務調査にかかわる内容を按分し、返還を求める。

(20号、21号が収支報告書に記載がない) 164,925円の返還を求める。

#### C 広報費

- 1 領収書のすべてに宛先が記入されていない要返還。
- 2 購入されたはがきは使われた痕跡がない(現物が保存されていない)ため使途不明とみなす。以上524,902円の返還を求める。

#### D 事務費

##### 1 携帯電話

領収書不備。料金支払い内訳書のみで領収書がない。(契約状況がわからないので使途不明とみなす)正しい領収書の添付をすること。

- 2 デジカメ購入費 領収書不備(あて先なしで誰が購入したか特定できない) 21,198円要返還。

- 3 ホームページ年間管理費300,000円の領収書に内訳が書いてない。(本人の記入があるが制作会社の詳細がないので、使途不明である)またホームページを調べたところ議会報告のみで内容に政務調査が皆無である。

- 4 切手、はがき代、USBメモリー、コピー用紙、文具、プリンターインク、はがき100枚すべて領収書にあて先がないため、認められない。36,785円要返還。

#### E 事務所費

領収書にあて先がない。よって300,000円の返還を求める。

事務所賃貸借契約書はF K株式会社(杉並区高円寺南〇丁目〇番〇号)とF議員との間でとりかわしてあるが、間取り図が無く、領収書には発行者名と支払人名前が無く、誰の為の何に対する金銭の授受かがいっさい不明である。

#### F 7月1日-2日芦屋市役所視察費49,690円の返還を求める(視察欄参照)

#### G 人件費

業務内容は議員資料整理等、政務調査と判断し得ない内容であり、内容を精査して返還を求める。 159,000円

### 33. G議員

- ① あて名の無い領収証による支出 262,240円  
目的外支出とした。領収証、レシートを総て合計した。
- ② 3/16日付広報印刷代・折込代 938,800円については、印刷枚数、単価、折込方法、折込単価の内訳書を添付すること。
- ③ 8月11日1/2計上でパソコンを購入。142,790円  
備品台帳の提出を求める。

### 34. H議員

- ① 宛先のない領収書930円  
宛先のない領収書は、誰のものか分からないので目的外支出とする。
- ② 継読雑誌の過払い金11,468円  
しんぶん赤旗3月分800円、月刊ガバナンス21年4月分800円、日本教育新聞21年4~7月分9,868円  
政務調査費を年度を越えて支出することは不適切である。

③ すぎレポート

レポート内容は議会での質疑応答が殆どで、政務調査をした内容とは言い難い。按分率の見直しを求める。

④ 会派視察旅費 30,000円

青森六ヶ所村 核燃料処理施設の見学については目的外支出とする。(b議員の視察に関する記述参照)

35. I 議員

① 視察研修費 310,228円

年5回も視察旅行をしている。4/26長野留学生実態調査7,970円。5/24台湾研修65,900円。7/28広島視察代金93,076円 報告書は7/2-4日になっている。8/17対馬視察62,100円。7/2-4U会派による旭山動物園、岩見沢市等の視察81,182円。 視察報告書を検討した結果、杉並区議会議員としての研修とは認められない。所属する団体の研修、又は観光の要素が大き。報告書と収支報告書の日付が、全く違っているものもあった。これは目的外支出である。

② 交通費169,700円

例えば、4月出張先は乃木神社、サンケイ会館、小平、日本財団、商工会館、衆議院、靖国会館、九段会館、日本青年館であり、備考欄は、古事記を学ぶ、倫理法人会、日本会議研修、而今の会、親学、区役所での会派会議、区外での区民相談、打ち合わせが多く、同じ内容で科目が違っているものもあり、一件ずつ確認をとる必要がある。当然の事乍ら目的外支出とする。

③ 事務用品205,199円

インクの購入が異常に多く、又按分されていないので目的外支出とする。

④ 資料購入費20,879円

前年度分の購入、自己所属の団体資料、「祈りの御歌」等は目的外支出とした。

⑤ 人件費230,000円

4-5月に広報発送準備、12-1月広報発送準備と仕事の内容が記入されているが、その間広報を発送しておらず、1日10時間の勤務は長過ぎないか、又時給500円は低価格すぎる。実際の勤務状態がどうなっているのか不明の為、目的外支出とする。

⑥ 領収証のあて先のないもの 718,010円

前年度分のNTT接続料2,642円も含まれているが、あて先の無い領収証が、あまりにも多い。書類として不完全であり、目的外支出とする。

⑦ 広報費送料139,270円

8月6日広島市の議員宛ての書類送料950円、3月31日メール便138,320円は、書籍の発送費3458冊分であり、それを区政報告の発送としているが、区政報告は1枚で作られ、書籍の報告書は存在しない。3,458冊分の送料は目的外支出とする。

⑧ 物品購入時に発生したポイントは精査して返金すること。広報費は広報発行内容、印刷用紙、封筒枚数の整合性を問う。報告書の誤りも多く、正確な報告書を次回から提出してほしい。

36. J 議員

A 調査研究費

1 タクシーの利用が多すぎる。たとえば 区役所からあんさんぶる荻窪など。公共の交通機関を使うべきである。

2 携帯電話使用料金は領収書が本人名義でないので、領収書不備とみなす。  
前回は夫名義の領収書を指摘されているのに改善がみられず残念です。

#### B 広報費

広報印刷代合計757,460円の領収書は印刷枚数単価などの内訳がない。会社作成の内訳明細を添付すべきである。

#### C 事務費

1 按分されていない事務用品57,467円は100%政調費と認められない。按分し返還を求める。

2 携帯電話使用料は領収書が本人名義ではないので領収書不備により、62,891円の返還を求める。(4/30計上の5,585円は前年度の3月分を含む)

携帯電話使用料は6/30 3,973円分を調査研究費に計上しているが、単なるミスと思われる。後はすべて携帯電話使用料は事務費に計上されている。

### 37. K議員

### 38. L議員

A L-1氏あての領収書。携帯電話、Bフレッツ、NTT東日本の合計72,088円は議員以外の領収書で不当であり返還を求める。3月31日のBフレッツNTT東日本の2,730円は領収書がないので認められない。返還を求める。

#### B 広報誌について

① 4月1日はがき代28,800円は「桜月の候」と書かれ、挨拶文で区政報告ではない。

②「L通信」NO26は「ハイエナ物語」出版記念の報告など区政報告とは関係ない紙面が多い。かかった費用計236,425円は按分なく不当である。③通信NO27は写真が多く議員の活動報告であり政務調査の部分は少ない。かかった費用計218,095円は按分なく不当である。④通信NO28についても同様で計77,700円についても按分なく不当である。⑤政務調査以外に通信が発行されているので2月25日封筒作成67,200円、3月26日シール印刷代21,000円についても按分がなく不当である。以上按分率を精査し返還を求める。

C タクシー代計302,460円は他の区議と比べ異常に多い。区民意見聴取、調査として108回タクシーを利用している。公共の交通機関を利用せず、区内をタクシーで区民の意見聴取をしている。不要不急のタクシー代は認められず返還を求める。

特に1月9日の1,910円は領収書がないので認められない。3月1・2・3・7日計7,870円は駅頭区政報告である。

#### D 視察について

①T会派の富山、福井視察の費用83,448円の返還を求める。(視察欄参照)

②T会派で7月30日から8月1日までレジ袋有料化について富山・福井に視察をしているが、その後L区議一人で8月13～16日長岡へレジ袋有料化について視察に行っている。視察報告は8月15日の新潟県出雲崎町についてのみ出されている。タクシー代13日長岡～鳴滝町7,320円、15日鳴滝町～出雲崎役場4,900円、16日鳴滝町～長岡7,600円と3泊4日のタクシー代が支出されている。この旅行は視察目的とは認めがたく不当である。返還を求める。

E 会議費、茶菓代計219,067円は他の区議に比べ異常に多い。会議を開くたびに購入している。社会通念上許容されている範囲を超えており、不当である。

F、3月2日ノートパソコンを80%按分で152,000円で購入している。備品台帳の提出を求める。

G ポイント分の返還を求める。

### 39. M議員

① スイカチャージ料 44,250円

スイカは電子マネーであり、使途内容が把握出来ないので、目的外支出とする。区外での利用形跡もある。

② あて先のない領収証による支出391,654円

あて先のない領収証は誰のものか不明の為、目的外支出とする。ガソリン代。切手類が多いが、業者にあて先の記入を求める事は可能である。

③ 事務用品等按分がなされていない支出19,845円

事務用品は100%政務調査費ではなく、50%の按分をしていないので目的外支出とする。

④ 人件費345,023円

M-1氏は親族でない証明を要する。7月に23円の支払いのまま支出合計も345,023円であるから、最低賃金以下の雇用となっている。M-1、M-2両氏は、住所も不明のため監査委員の監査をまって、目的外支出であれば返還を求める。合せて勤務内容の実証も求める。

⑤ 事務所費 300,000円

事務所は親族のM-3氏との契約であるが、領収証住所の記載もなく手書きでM-4総合事務所とだけ記載されており、200円の印紙も貼っていない。加えて事務所写真が添付されているが、H21年度に入ってからのもので、棚と机上の一部のみが被写体であり、図面も何もなく目的外支出とする。

⑥ 書籍・グッズ代14,939円

「ゆるキャラ大図鑑・なみすけ施策資料」7,580円（なみすけグッズである）、「明日への選択」20年7月-21年6月、3ヶ月分1,749円の過払、「慰安婦南京問題」（1,200円）、「南京の真実」（1,680円）、「日本は侵略国家ではない」（1,260円）、「自らの身は顧みず」（1,470円）。の4点は区議としての政務調査と云うより自己の思いを満たす為の書籍であり、自費購入の範囲である。よって目的外支出とする。

⑦ 会派による北海道旅行費81,182円

7月2日-4日の旭山動物園見物を含む北海道旅行は政務調査の為とは云えず目的外支出である。

⑧ 広報費1,069,359円

4月-10月の間、広報は一通も出さず、11月、3月に広報を大量に発送したと記してあるが、購入用紙・封筒・印刷枚数、発送枚数、切手購入枚数等が一致しない。1件ずつ監査委員の監査を求める。

⑨ 購入時に発生したポイントは差引いて計算すること。

⑩ 誤字、誤数字が見受けられるので、報告書提出前に精査してほしい。

### 40. N議員

A HP管理費7月分領収書90%按分なのに全額29,400円請求している。差額2,940円返還を求

める。

B インターネット接続料 領収書に議員の名前がないので議員の支出とは認められない。U  
SENの領収書を添付すること。支出は認められない。

C 月極駐車場代、ガソリン代について。

ガソリン代は年間計9,782円、月平均815円である。利用実態が乏しく、領収書には議員名がなく、政務調査に利用されているかわからない。利用されているとしてもわずかな利用のために按分されているとはいえ、駐車場代計142,500円を政務調査費で支出されることは認められない。公共交通機関の活用で十分である。返還を求める。3/25の4月分の11,500円は次年度分なので認められない。

D 区政報告について

①4月25日郵送費67,680円は区政報告vo117は現物がなく認められない。

②Vo118、19、20、21、新春号はほとんど議員の活動報告で政務調査の部分は見当たらない。かかった費用計714,240円を按分してないので不当である。

E 事務費

② 7月22日OAチェア31,185円は家具なので認められない。

② 筆まめ3,380円、システム手帳1,890円、OA用品、プリンターインクなど按分してないものは認められない。返還を求める。

F スイカチャージ代計17,250円は電子マネーとして多様な使途が想定され、使途不明金であるため目的外支出であり、返還を求める。

G ポイントの返還を求める。

H 書籍代計42,509円、書籍代の領収書は毎回合計で書かれ、1冊ずつの本代がわからず、領収書としての信憑性にかける。「陸上競技指導」など陸上関係の書籍と政務調査との関係は認められないので返還を求める。

I 交通費（バス代）5月30日2,950円、「筑波宇宙センターで宇宙教育プログラムについての打ち合わせ」とあるが区政との関係が明らかでないので返還を求める。

J 駐車場代 4/19, 5/25, 9/15, 11/2, 11/29の計7,490円は政務調査とは認められない。返還を求める。

K T会派の富山、福井視察の費用83,448円の返還を求める。（視察欄参照）

#### 41. O会派

宛名不記載の領収書は会派による政務調査費にかかる支出とは認められない。

11月19日 区政資料 500円

12月13日 学習会講師料 10000円

12月22日 学習会参加費 1000円

#### 42. P会派

1. 自身の党が発行する新聞、機関誌など（赤旗ほか4誌）の購読について

議員・会派による自主ルールで許容したとしても、かかる支出は他の自治体においては自主ルールによって禁止する流れである。社会通念上、容認し難い。返還を求める。

5040x 6=30240円

5060x 6=30300円

4500x 5=22500円（赤旗縮刷版CD-ROM）

2. ハンドマイク用電池は政務調査以外の用途の方が多と判断されるのが常識的な解釈である。かかる支出を按分もせず計上することは不正であり、目的外支出と判断する。

6月17日2772円、8月3日1470円、9月2日1690円、9月21日4000円

10月6日7778円、10月22日2835円、11月8日1880円、12月3日1360円

1月25日3650円、2月7日1360円、計28,795円

3. 按分していない文具購入に関しては、昨年の監査意見において暫定的に50%の按分を求め、議員・会派による按分のルール作りを促したところである。にも拘わらず、監査実績を蔑に全額を計上したことは容認し難い。不正であり返還を求める。

4月30日、7月29日、8月9日、12月9日計42850円

4. 按分していないコピー用紙等の支出に関しても同様である。

4月30日、5月28日、6月30日、7月30日、8月28日、9月29日、

10月31日、11月28日、12月26日、1月26日、3月4日、3月30日

計906,499円

5. 宛名記載のない領収書による支出4件3070円は会派による支出とは判断し得ない。

6. 3月30日、31日に区議団ニュース301に係わる支出2件計150万3810円と、区政報告パンフレット（P-1、P-2）46万7355円を支出しているが、使いきれなかった政務調査費を年度末に駆け込みで支出する政治姿勢は党として如何なものか。

他党に比べ、P会派の区政報告は質的に優位にあるが、区議各人の個々の調査活動には今後に期待する余地が大きい。

## 政務調査視察

T会派（a、L、x、N、k、p、q、D、）

7月30日～8月1日費用一人当たり交通宿泊費83,448円

レジ袋削減運動は全国的に行われているのに近県ではなく、富山、福井に視察に行く目的が明確でない。視察報告書では視察先が富山県、富山市、福井県・池田町と書かれているが、実際には富山県立山町の中部山岳国立公園「立山自然保護センター」も視察している。同センターのライチョウや高山植物についての視察がどのように区政に生かされているか疑問である。T会派は前年は釧路湿原、当年は立山と国立公園を夏に区議全員で訪れている。領収書は交通費、宿泊費として旅行社スカイウオーカーから一人当たり77,820円を出されているが明細がなく交通手段も宿泊地もわからない。税金を使つての視察としては会計が不明朗で政務調査とは認めがたい。返還を求める。

U会派（h、w、e、z、I、E、M）7月2～4日

視察報告書によれば視察先、目的は名寄市、岩見沢市、札幌市になっている。視察内容は名寄、岩見沢、札幌は簡単に書き、視察先でない旭山動物園のことが詳しく、所感まで書かれている。

日程を見ると初日に羽田から旭川に飛び、旭山動物園に行っている。7議員で行っているのに9名分9,000円の見学料を支出している。不当な支出である。会派会計係りのM氏の会計報告に帰路の千歳～羽田間の飛行機のチケットは添付され金額がはっきりしているが、往路の羽田～旭川間のチケットはなく金額も不明朗である。訪問施設の謝礼品8,000円、視察資料運送代

2,780円は認められない。報告書で所感が書かれているのは旭山動物園のみである。旭山動物園の集客の実態を区役所と絡めて書いているが、動物園と区役所では仕事内容も目的も全く異なる。動物園の見物を区政に反映させるとは一般常識からは考えられない。

よって政務調査の視察とは認められない。視察費用計568,277円  
(一人当たり81,182円) 返還を求める。

V会派 (C、F、f、d、i、s、u、v)

7/1~7/2、視察先、芦屋市役所、

視察報告書の阪神大震災の復興、復旧に関する内容はHPに掲載されているもので十分調査できる。領収書は交通機関、目的地も書かれていない。内訳が不明で経費がわからない。旅行代金34,690円と書かれているだけである。宿泊費は15,000円。1泊2日で49,690円は視察旅行としては高額である。内訳のわからない領収書は認められない。返還を求める。

W会派の視察旅行はb議員の記述を参照